１日目（６月５日）

第２回福生市議会定例会会議録（第７号）

平成19年６月５日福生市議会議場に第２回福生市議会定例会が招集された。

1　出席議員は次のとおりである。

１番	清水　義朋君	２番	末次　和夫君	３番	杉山　行男君
４番	乙津　豊彦君	５番	堀　雄一朗君	６番	原田　　剛君
７番	加藤　育男君	８番	串田　金八君	９番	田村　昌巳君
10番	増田　俊一君	11番	奥富　喜一君	12番	阿南　育子君
13番	羽場　　茂君	14番	青海　俊伯君	15番	大野　　聰君
16番	髙橋　章夫君	17番	原島　貞夫君	18番	大野　悦子君
19番	田村　正秋君	20番	小野沢　久君		

1　欠席議員は次のとおりである。

なし

1　欠員は次のとおりである。

なし

1　出席説明員は次のとおりである。

市長	野澤　久人君	副市長	髙橋　保雄君	収入役	並木　　茂君
教育長	宮城　眞一君	企画財政部長	野崎　隆晴君	総務部長	田辺　恒久君
総務部参事	田中　益雄君	市民部長	石川　　弘君	生活環境部長	吉沢　英治君
福祉部長	星野恭一郎君	子ども家庭部長	町田　正春君	都市建設部長	清水喜久夫君
教育次長	宮田　　満君	参事	川越　孝洋君	選挙管理委員会事務局長	榎戸　　宏君
監査委員事務局長	伊藤　章一君				

1　議会事務局職員は次のとおりである。

議会事務局長	吉野　榮喜君	議会事務次長	藤田　　充君	次長補佐兼議事係長	大内　博之君
臨時速記事務補佐員	大迫　暉子君				

1　本日の議事日程は次のとおりである。

平成19年第２回福生市議会定例会議事日程

開議日時　　６月５日（火）午前10時

日程第１　会議録署名議員の指名
日程第２　会期の決定
日程第３　一般質問
日程第４　報告第３号　専決処分の承認を求めることについて〔平成19年度福生市国民健康保険特別会計補正予算（第１号）〕
日程第５　議案第38号　福生市議会議員及び福生市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例
日程第６　議案第39号　福生市都市計画税条例の一部を改正する条例
日程第７　議案第40号　福生市国民健康保険条例の一部を改正する条例
日程第８　議案第41号　福生市国民健康保険税条例の一部を改正する条例
日程第９　議案第42号　福生市営住宅条例の一部を改正する条例
日程第10　議案第43号　平成19年度福生市一般会計補正予算（第１号）
日程第11　議案第44号　平成19年度福生市老人保健医療特別会計補正予算（第１号）
日程第12　議案第45号　平成19年度福生市下水道事業会計補正予算（第１号）
日程第13　議案第46号　昭島市の公の施設の設置に関する協議について
日程第14　議案第47号　損害賠償額の決定について
日程第15　議案第48号　福生市表彰条例に基づく自治功労表彰について
日程第16　議案第49号　福生市表彰条例に基づく自治功労表彰について
日程第17　議案第50号　福生市表彰条例に基づく自治功労表彰について
日程第18　議案第51号　福生市表彰条例に基づく一般表彰について
日程第19　陳情第19－１号　「駐留軍関係離職者等臨時措置法」の延長に関する陳情書

午前１０時　開会・開議

○議長（原島貞夫君）　ただいまから平成１９年第２回福生市議会定例会を開会いたします。

暫時休憩いたします。

午前１０時１分　休憩

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

午前１０時３分　開議

○議長（原島貞夫君）　休憩前に引き続き会議を開きます。

これより本日の会議を開きます。

これより日程に入ります。

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

○議長（原島貞夫君）　日程第１、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員の指名は、福生市議会会議規則第８０条の規定により議長において、４番、乙津豊彦君、５番、堀雄一朗君、６番、原田剛君、以上３名を指名いたします。

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

○議長（原島貞夫君）　この際、報告事項がありますので、事務局長から諸般の報告をいたします。

（吉野議会事務局長報告）

１　平成１９年第２回福生市議会定例会の招集について（別添参照）

２　議案の送付について（議案第３８号外１３件、報告１件）（別添参照）

３　陳情書の受理について（陳情第１９－１号）（別添参照）

４　議案説明員の出席要求について（別添参照）

５　平成１９年３月分例月出納検査の結果について（別添参照）

６　福生市土地開発公社の経営状況について（別添参照）

７　平成１８年度福生市介護保険特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について（別添参照）

８　本会議資料の提出について（報告第３号、議案第３９号、議案第４０号、議案第４１号及び議案第４７号関係）（別添参照）

○議長（原島貞夫君）　以上で報告は終わりました。

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

○議長（石川和夫君）　日程第２、会期の決定を議題といたします。

今次定例会の会期については、議会運営委員会において検討されておりますので、委員長から報告を願います。

（議会運営委員長　大野聰君登壇）

○議会運営委員長（大野聰君）　おはようございます。御指名をいただきましたので、去る５月２９日に開催いたしました議会運営委員会の結果につきまして、御報告を申し上げます。

まず、日程でございますが、今定例会に提案されております案件としましては市長から報告１件、議案１４件と、陳情者から陳情が１件提出されております。一般質問

につきましては１９名の議員から通告されており、通告時間は１９時間５５分となっております。

日程の順序につきましては、先例に倣いまして、既に御配付しております日程表のとおり編成いたしました。

次に、議案の取り扱いでございますが、日程第４、報告第３号の専決処分の承認を求めることについて、日程第１５、議案第４８号、日程第１６、議案第４９号及び日程第１７、議案第５０号の福生市表彰条例に基づく自治功労表彰についてと、日程第１８、議案第５１号、福生市表彰条例に基づく一般表彰につきましては慎重審議の上、即決でお願いすることにいたしました。また、その他の案件につきましては、お手元の付託表のとおり各所管委員会に審査を願うことといたしました。

次に、会期でございますが、本定例会におきましては一般質問の通告者及び通告時間数、また議案数等を勘案いたしまして６月５日、６日、７日、８日の４日間を本会議とし、６月９日から２１日までを休会として各委員会を開いていただき、最終日を２２日とする１８日間の会期とすることにいたしました。

次に、全員協議会でございますが、理事者側及び議会側からの協議事項がございますので、本日、本会議第１日目の終了後に開催することといたしました。

以上でございますが、議員各位の特段の御協力を賜り、今定例会が円滑に運営されますようお願い申し上げまして、報告とさせていただきます。

○議長（原島貞夫君）　以上で委員長の報告は終わりました。

お諮りいたします。

会期につきましては、ただいま委員長から報告されたとおり６月５日から６月２２日までの１８日間と決定したいと思いますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（原島貞夫君）　御異議なしと認めます。よって会期は１８日間と決定いたしました。

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

○議長（原島貞夫君）　日程第３、一般質問を行います。

一般質問については、既に通告されておりますので、通告の順序に従い発言を許します。

まず１０番、増田俊一君。

（１０番　増田俊一君質問席着席）

○１０番（増田俊一君）　おはようございます。改選後の初めての本会議のトップバッターを務めさせていただきますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

それでは、御指名をいただきましたので、通告に基づき、２項目について一般質問をさせていただきます。まず初めに、１項目目の救急救命活動についてですが、救急救命活動のための医療器具、ＡＥＤ（自動体外式除細動器）についてお伺いいたします。

人が何らかの原因で倒れ、心肺停止状態に陥ってから、１分経過するごとに救命率は７％から１０％低下し、１０分でほぼゼロになると言われております。つまり、救

命は時間との戦いでもあり、その時間の壁を乗り越えるためには早い通報、早い応急手当、早い除細動、すなわちＡＥＤ使用でございますが、それと早い医療処置、病院等での治療でございますが、この連鎖が大切なことは言うまでもないことでございます。ＡＥＤは、自動体外式除細動装置と呼ばれる医療機器で、スイッチ一つで心臓の状態をＡＥＤが判断し、電気ショックを行うことで心臓のリズムをもとに戻すことができるすぐれものであることは、この本会議場にいる皆様方は、御存じのことと思います。

このＡＥＤの出現により、今まで「救えるものなら救ってあげたい、だけど素人だから、救急車やお医者さんを呼んであげることくらいしかできない」と思っていました私たちが、救急隊員や医療従事者でなくてもＡＥＤを使用することにより、人の命を助けることができるようになったということでございます。

ＡＥＤの操作は簡単で、安全性も確立されていることから、一般の人の使用が認められ、ここ数年、公共施設など多くの人が集まる場所に備えられるようになってきておりますことも御承知のことと思います。そこで、３点ほどお尋ねいたします。

１点目は、市内公共施設のＡＥＤの設置状況と、その普及啓発などについてお聞かせいただきたいと思います。

２点目は、先日、ＡＥＤの盗難事件が新聞に載っておりましたが、盗難防止対策も含めてＡＥＤが設置されております公共施設での管理についてお聞かせいただければと思います。

３点目は、ＡＥＤの貸し出しについてですが、保健センターで貸し出しを行っていると聞いておりますが、市民の皆さんに貸し出すに当たっての要件や、これまでの貸し出した件数、それと市民の皆さんへの周知などについて教えていただきたいと思います。

それから次に、２項目目の、これからの市立公園の整備と管理のあり方についてお伺いいたします。東京都では、平成１６年８月に「東京が切り拓く新時代の公園経営を目指して、パークマネージメント・マスタープラン」を策定しております。これは従来の都立公園の整備や、行政主導の管理手法から脱皮し、経営的視点、利用者の視点に立って、より質の高い公園サービスを提供する「パークマネージメント」へ転換すべきとの考えからだそうでございます。

また、指定管理者制度の導入を図るなど、公園の新しい魅力や可能性を発掘する事業を実施し、結果を評価して継続的に改善することにより、時代のニーズにあった顧客満足度の高い公園経営を実践することが「パークマネージメント・マスタープラン」の目的で、今後１０年程度の方向性と取り組み、必要な仕組みを定めております。今後はこれに従い規制から緩和へ、自己完結から連携へ、行政主導から協働へといった改革に取り組み、より開かれた公園緑地行政を目指していくとしております。

そこで、市内の公園の整備についてですが、一つの例としてさきにオープンしました中福生公園の拡張工事では、トイレと駐車場が予定されておりましたが、議会側からの要請でカットいたしましたことは記憶に新しいところと思います。本当にそこまで必要なのかというところから始まり、「安全・安心・楽しい・美しい」といった公園

が持つ本来のパブリックスペースをつくることができたのではないかと思っております。それと、原ヶ谷戸のどんぐり公園も、市内外からの来場者に大変評価をいただいているようですので、こういった公園づくりが時代のニーズにあった、利用者の視点に立った公園整備ではないかと思います。

そこで、お尋ねいたしますが、今後の公園整備については、公園の維持管理や再整備を求める市民の皆さんの声が高くなってきております。議会でも、これまでに何回も質疑がありましたが、市内にある市立公園などについてどのようにとらえ、どのように考えていくのかお聞かせいただきたいと思います。

以上で、１回目の質問を終わります。よろしくお願い申し上げます。

（市長　野澤久人君登壇）

○市長（野澤久人君）　おはようございます。今議会、またよろしくお願い申し上げます。それでは、増田議員さんの御質問にお答えをいたします。

救急救命活動についての１点目、その後のＡＥＤ（自動体外式除細動器）設置状況と普及啓発等についてですが、平成１６年７月から一般市民もＡＥＤを使用することができるようになりまして、いろいろな場所に設置が進んでおります。例えば、今年の２月に行われた東京マラソンでは、約３万人の参加者のうち２名の方が途中、路上で倒れまして、一時、心肺停止状態になったそうですが、ＡＥＤにより命が救われたと聞いております。

福生市では、平成１７年度に市民の方の御寄付や都の補助金等により、本庁舎ほか主要な施設及び小・中学校等、市の施設２４カ所に２５台設置しております。また、市内の公共施設以外でも３カ所で設置しています。設置施設の市職員等については、ＡＥＤを含めた救命講習や、使用説明会等により取り扱いができるようになっております。また、自主防災組織で、毎年実施している自主防災リーダー講習会や、各地域において消防署による講習を受けた者、あるいは体育関係者については別に講習会を実施し、また市営プールの会場前には必ずプール従業者へ救命講習を実施し、ＡＥＤの取り扱いと設置場所の確認をさせております。

２点目の、設置場所の管理についてですが、先日のニュースでは多摩地区の市役所でＡＥＤの盗難がありまして、犯人はすぐつかまったようではありますけれども、「点検のために預かります」と言って持ち去ったそうでございます。このことも教訓にいたしまして、各施設においては職員等の目が届く範囲で、利用者にもわかりやすい位置に設置して盗難防止を図るとともに、現在、維持管理については職員が目視して管理しておりますが、バッテリーやパッドについては有効期限もありますので、注意をしながら保守管理をしてまいります。

３点目の、貸し出しについてですが、現在、貸し出し用といたしましては、福祉部健康課で保有しております２台のうちの１台を使っております。このＡＥＤの貸し出しの要件といたしまして、それぞれ設置されています施設以外で行事を行う団体を中心とし、市が主催、あるいは後援する事業団体等、または公益的な事業を行う団体、その他これらに相当すると認められる団体の事業であることを要件とし、個人、または個人的な団体、もしくは民間会社などの事業については原則として貸し出しはして

おりません。

貸し出しの実績でございますけれども、平成１８年度ふっさ環境フェスティバル、福生市ソフトボール連盟、福生七夕まつり実行委員会の３件、ございます。

ＡＥＤの貸し出しにつきましては、この春の高校野球大会での事故におきましても、ＡＥＤの使用により事なきを得られたと思われる事例もありますことから、ＡＥＤを備えていない行事などにつきましては積極的に貸し出し用のＡＥＤの活用をしていただきたいと、こんなふうに思っております。

貸し出しの周知は、設置当時の平成１８年４月の広報でのお知らせと同時に、ホームページでも載せてございます。今後は市の広報等への掲載、あるいは各種団体とのかかわりのある部署と連携を深めていただいて、一層のＰＲをしてまいりたいと思います。

次に、２項目目のこれからの市立公園の整備と管理のあり方についてです。市内には平成１９年３月現在で７５カ所の公園緑地があり、都市公園法に基づく都市計画公園や、市の条例で指定している児童遊園があります。また、法律の公園設置基準に準じ、街区内の居住する方が利用する街区公園、近隣に居住する方が利用できる近隣公園、徒歩圏域内に居住する方が利用できる地区公園、市区域内外に居住する方が利用できる総合公園の４類型がありまして、それぞれの利用目的に応じた公園としての機能を十分発揮できるよう、敷地面積等も定めております。

おかげさまで、本市の公園・緑地は市民１人当たり約６．４平方メートル、東京都４９区市中のうち多摩、稲城、八王子に次ぎ第４位の面積を確保しております。年ごとに市街化が進む中で、子どもから大人までの多くの人に利用されている公園の役割はますます重要ととらえており、みんなが利用でき、使いやすく、そして喜ばれるということを基本として公園整備を行ってきております。しかし、その多くが開設後２０年以上経過し、また公園の施設が画一的に設置されている状況も見受けられます。地域の特色や公園・緑地に対する市民ニーズにも変化が起きていることが考えられますし、平成１８年度にはバリアフリー新法が施行されたことにより、バリアフリー対応となっていない公園や、健康、環境、景観、遊び場、観光などの視点に立った公園の整備の検討をしていく必要がございます。

維持管理面でも、公園施設の老朽化や樹木の巨大化、枯れることによる倒木、枝の落下などにより公園利用者、近隣住民の安全性への問題、トイレの放火といった問題、一部大規模公園の指定管理者制度導入を含めた管理のあり方等の問題がございます。したがって、今後１０年間の公園整備計画の策定を考えておりまして、本年度、庁内にプロジェクトチームを設置をいたしまして、関係機関や地域の方の参加もいただきながら、その公園の持つ性格や役割のコンセプトを明確にした整備計画を策定していきたいと考えております。公園・緑地の整備につきましては、現在、活動をしていただいております公園ボランティア等のネットワークづくりの拡大を図りながら、市民満足度の高い改修計画を進め、協働して管理していくことが重要であると、そんなふうに考えて進めさせていただきたいと思っております。

以上で、増田議員さんの御質問に対する答弁とさせていただきます。

○１０番（増田俊一君）　ありがとうございました。それでは再質問を項目別に何点か、させていただきます。

いろいろな情報がいろいろな形で入手しやすい世の中ですので、このＡＥＤにより命が救われたという事例を耳にされた方は多いのではないかと思います。御答弁にありましたように、東京マラソンもその一つですが、東京マラソンでは２件とも救命ができておりますが、一般市民の方がＡＥＤを使用できるようになった平成１６年７月以降でございますが、東京消防庁管内で救急隊が到着する前に都民などがＡＥＤを使用した事例は１３件あったそうですが、このうち呼吸または脈拍が回復した件数は５件だったそうでございます。つまり、救命は本当に時間との戦いはもちろんのことでございますが、このＡＥＤもすべての心停止に対して万能ではなく、不整脈による心停止には有効ですが、他の原因による心停止には有効ではないということだそうでございます。ＡＥＤや救急隊が到着するまでの間、心臓マッサージや人工呼吸などの応急措置、心肺蘇生法を適切に行うことが大事だと伺っております。

このようなことから、ＡＥＤの普及はもとより市民の皆さんを含む多くの方々がＡＥＤを含めた救命講習会などに積極的に参加するようになるような、言いかえれば「ＡＥＤが身近にあり、だれもが使える」、そんな水準に達するまで市として設置の普及啓発活動を日々積極的に展開していくことが非常に重要だと考えております。

このような思いから、何点かお尋ねいたしますが、まず初めに、１７年度に２５カ所設置済みということですが、昨年１年間に市内で、心肺停止などで心肺蘇生法を行った件数は何件あったのか、たしか１件あったと聞いておりますが、その内容を教えていただきたいと思います。

それと、大変細かいことで恐縮ですが、御答弁にありましたようにホームページを開くと確かにＡＥＤの施設の一覧表で、どこに設置されているのかわかりますが、その施設のどこの場所にあるのかわかりませんので、載せておくべきではないかと思います。この辺のところにつきましても御見解をお聞きしたいと思います。地図や住所、できれば直通電話番号も載せていただくとありがたいと思いますが、よろしくお願いいたします。

それから３点目は、近隣市の公共施設への設置状況ですが、資料によりますと青梅市は１７年度に２台設置し、ＡＥＤの配備計画を定め、現在では青梅市内の公共施設へ６７カ所、お隣の羽村市は１４カ所、あきる野市は１１カ所、昭島市は全中学校を含む２９カ所、今年度中に全小学校に設置予定と聞いております。設置施設については当然各市によってばらつきがあるようですが、福生市は１７年度では２４カ所、貸し出しが一つと、他市と比べても一定の評価ができますが、ただ、１８年度は１カ所も設置された実績がなく、１９年度も設置予定はないようでございますので、その辺のところが大変気になりますので、今後の計画についてはどのようになっているのかお尋ねいたします。

それから、４点目になりますが、ＡＥＤの手引書などを読んでみますと、救命の現場にたまたま居合わせた一般市民が、手近にあったＡＥＤで救命を行うことについては、一般に反復継続する可能性が認められないため、医師法との関係での義務的な条

件とはならないと。しかし、医学的知識を含め救命についての理解に立って、自信を持って救命に積極的に取り組むことを促すために、今後、一般市民を含む多くの方に講習を受けていただくことが期待されると。一方では、業務の内容や活動領域の性格から一定の頻度で心停止者に対して応急の対応をすることが期待、想定される者については、四つの条件を満たす場合にはＡＥＤを用いても医師法違反とはならないものとするとあります。

読んでみますと、１番目が、医師等を探す努力をしても見つからないなど、医師などによる速やかな対応を得ることが困難であること。２番目は、使用者が対象者の意識、呼吸がないことを確認していること。それから３番目が、使用者がＡＥＤの使用に必要な講習を受けていること。４番目として、使用されるＡＥＤが医療用具として薬事法上の承認を得ていること。

したがって、この者については講習の受講は義務的な条件となるとあります。このことから想定しますと、ＡＥＤを設置している公共施設の職員などの皆さんは管理を任されていると解釈できます。講習の受講は義務的な条件となるのではないかと考えられます。人事異動や応援に行った場合などのことを考えますと、市職員の１００％の受講が必要ではないかと考えます。その辺の見解と受講状況についてお聞かせください。

それと、これから１００％の受講を目指すとしたら、あと何人ぐらいになるか、また、福生消防署で実施しておりますＡＥＤを含めた講習会の市民の皆さんの受講人数がおわかりでしたら、教えていただきたいと思います。

５点目は、一つ確認しておきたいのでございますが、市内の小・中学校へもＡＥＤが設置されたことは大変心強く思いますが、ある高校での事故でございます。休日の野球の練習の試合の最中に、選手が胸にライナーを受けて倒れてしまいましたが、当日は保健室にかぎがかかっていて、設置されていたＡＥＤを使用することができなかったそうでございます。救急救命士が治療に当たり、その高校生の一命はとりとめたものの、その後、その選手は重度の後遺症が残ってしまったと。

それと、もう一つでございますが、学校では主に保健の教員が対応することになっていると思いますが、ある中学校の事故でございます。中学生が部活中にボールが背中に当たり、心臓震とうを起こしたとき、保健室にはＡＥＤが設置してあったそうですが、運悪く保健の先生がお休みだったため、何も作動することなく、そのお子さんは植物人間になってしまったという痛ましい事故が以前にあったそうでございます。

これらのことからと思いますが、子どもの突然死を防ごうと各学校ではＡＥＤの保管してある場所を授業や学校だよりなどを通じて生徒に周知徹底し、いざという時にはすぐにＡＥＤを持ち出すように指導しているそうですが、この点につきまして市内の小・中学校でも同じような指導をしているのかどうかお聞かせいただきたいと思います。

それと、６点目は見落としているのではないかと思うことでございますが、これまでのＡＥＤは大人向けのものであることから、８歳未満の児童には使用が禁止されていることです。ＡＥＤの使用方法の注意事項に「小児（８歳以下、体重２５kg以下）

は使用禁止です」とありますが、昨年でしたか、我々議員全員で講習を受けたときもそのような話はなかったと思います。

そこで心配なのは、市内公共施設に設置されているＡＥＤは小児にも対応することができる機種なのかです。１７年度に購入しておりますので、対応ができない機種と思いますので、その辺どのように対処しようとしているのかお聞かせいただきたいと思います。

それと、盗難でございますが、黙って持ち出そうとするいわゆる泥棒でございます。各施設で目の届く範囲で、利用者にもわかりやすいところに設置してあるとのことでございますが、ＡＥＤ機器そのものは盗難対策が施されている機種なのか。細かいことを聞くようでございますが、あわせてお聞かせいただきたいと思います。

それと最後に、保健センターでのＡＥＤの貸し出しについてでございますが、操作が簡単で、安全性も確立されており、一般の人の使用が認められていることを市民の皆さんが知れば知るほど、また多くの人を集めてスポーツ競技やイベントなどを主催する関係者が自治体に貸し出しを求めてくることは必定で、時間の問題と思われます。まだ他市に例を見ない方法で、３件とは言えＡＥＤの携帯用を備え、貸し出した実績は高く評価できると思いますし、今後、問い合わせも多くなってくると思われますので、御答弁で大体のことはわかりましたが、もう少し教えていただきたいと思います。申し込みをして、借用期限までに戻されなかった場合や、ＡＥＤを壊されたり、紛失してしまった場合などはどのような対応を考えているのか、市民の皆さんが借りようと思っている段階での判断基準にもなると思いますので、教えていただきたいと思います。

次に、２項目目の公園についてでございますが、数字から見ますと福生市は多摩２６市の中でも、横田基地を除いた行政面積は約７ヘクタールでございますので、２５番目と狭く、逆に人口密度は１０番目と高いのでございますが、先ほど御答弁にありましたように市民１人当たりの公園、緑地面積が東京都４９区市の中で４番目と上位にあるということは、ある意味では水と緑と住宅の住みやすい、郊外型の都市生活が営めるまちと言うことができると思います。ただ、横田基地をどう見るかでその辺のところは何とも言えませんが、いずれにいたしましても市内には７５カ所、そのうち３０００坪以上の公園が、この間オープンいたしました原ケ谷戸どんぐり公園などを含めますと１１カ所、多摩川沿いには大きな南公園や中央公園など五つありますので、本当に数字で見ますと市民の皆さんの身近に公園や緑地があるということで、他の市に比べて高い水準にあることは間違いありませんので、それはそれなりに評価すべきと思います。

そこで、数字で恐縮でございますが、法律の公園設置基準に準じて公園の配置は街区公園、近隣公園、地区公園、総合公園を配置して、それぞれの利用目的に応じた都市公園としての機能を十分発揮できるような敷地面積を定めていると御答弁いただきましたが、市内７５カ所の各公園の配置数と代表的な公園名を幾つか教えていただきたいと思います。それと、各公園を設置する場合の分け方、距離と面積区分などについても教えていただきたいと思います。

２点目は、公園の面積が減るということで残念なお話でございますが、聞くところによりますと近いうちに本八児童公園がなくなると聞きましたが、本当なのか教えていただきたいと思います。

３点目は、その本八児童公園は以前、トイレがありましたが、汚く、夜は危険となったため撤去してもらっておりますが、しかし昼間は、私もときどき通りますが、結構利用されているように見受けます。なくなるとすると、本八児童公園の利用者はどこに行けばいいのかです。市としては地域の生活環境を豊かに育むため、身近に歩いていける場所に公園を確保し、地域のコミュニティーの場所として安心して利用できる新たな公園の創出が必要と考えます。そこで、すぐ近くのすみれ保育園が移転した後の跡地を公園としてはどうかと考えますが、お伺いさせていただきます。

以上、２回目の質問とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○総務部長（田辺恒久君）　増田議員さんの再質問にお答えいたします。再質問が多岐にわたっておりますので、順不同でございますが、まず、総務部所管分について私の方からお答えさせていただきます。

初めに、市民の方へのＡＥＤの設置場所等の周知の件でございますが、ＡＥＤの市内公共施設の設置場所につきましては市ホームページに掲載をしておりますが、施設の中のどこに配置されているかにつきましては記入されておりませんので、これを掲載していきたいと思います。ちなみに、本庁舎は１階入口、入ってすぐ左側に設置しております。また、普及啓発につきましても、消防署と連携を取り合って、市内の各施設などに働きかけを行っていきたいと考えております。

次に、設置予定でございますが、平成１７年度におきまして東京都からの補助金等により購入した経過がございまして、職員が常駐して市民に多数利用していただいている施設につきましては、設置いたしたところでございます。今後の計画につきましては、まだ設置していない野球場、テニスコート、ほか市内公共施設の利用者数の必要性などから優先順位を研究して、計画的に検討してまいりたいと考えております。

次に、市職員の１００％受講の必要性の見解と受講状況についてでございますが、市職員につきましてはＡＥＤを含めた救命講習会を毎年実施しております。もちろん、全職員が対象でございますが、仕事の関係で時間の調整がうまくつかなくて受講できなかったりする場合もございます。現在の市の職員の受講数は３２５名でございまして、全職員のおよそ８２％に当たります。未受講者は７０名でございますが、近隣市と比較いたしましても受講数は福生市が高い割合を占めているところでございます。

次に、消防署による講習会の受講人数でございますが、福生消防署ではＡＥＤを含めた救命講習会を１７年６月から実施しておりまして、１８年１２月まで事業所、消防団員等を対象に市役所職員を除きまして６７９名の方が受講されております。また、学校や保育園等の教職員や町会、自治会等を対象の応急救護訓練の中でもＡＥＤの講習を実施しておりまして、これに参加された方は９７３名の方が受講されております。合わせますと１６５２名となります。

次に、小児用のパッドにつきましては１８年度に緊急蘇生ガイドラインが改正されたことに伴いまして、１歳以上から使用可能となりましたので、各施設においてもパ

ッド購入をする予定でございます。

また、ＡＥＤの盗難防止策につきましては、盗難防止用にブザーがついておりまして、ボックスのふたをあけた瞬間にかなり高い音が出て周囲にわかるようになっております。もちろん救急で使用する場合もブザーは鳴りますが、そのときは専用キーでとめることができるようになっております。以上、答弁とさせていただきます。

○教育次長（宮田満君）　一つ目の御質問の、心肺蘇生法を行った件数と、その内容でございます。これにつきまして、お答え申し上げます。

教育委員会所管の体育施設におきまして、平成１８年５月に心肺停止状態となり、ＡＥＤを使用して助かったという事例が１件ございました。事故の発生状況でございますが、平成１８年５月１３日、福生市営競技場におきまして２００６年全日本総合選手権ソフトボール大会東京都予選会が開催されましたが、その試合中に男子選手がボールを打った際に声を出しまして、その場に倒れました。会場におりましたトレーナーなどが数人駆け寄りまして選手の状態を観察いたしまして、全く反応がないということで心臓停止の状況を確認したわけでございます。すぐさま救急車の要請をいたしましたところ、また直ちに３人の関係者が心臓マッサージと人工呼吸を行いました。救急車の要請と同時に福生市ソフトボール連盟の役員から、福生市中央体育館にＡＥＤを持ってきてもらいたいとの要請もございました。そこで、職員２名が直ちに競技場に持ってまいりましたが、到着したときには既に消防自動車が到着してございまして、ＡＥＤにより心肺蘇生を行っておりました。倒れた選手は心臓が動きまして、意識も戻り、救急車にて青梅総合病院へ搬送されたわけでございます。

その後の経過でございますが、倒れた選手は数日で病院を退院いたしまして、通常の大学生活を送っているということでございます。また、ソフトボール部員として活動もなされているとのことを聞いております。

○福祉部長（星野恭一郎君）　それでは、ＡＥＤの貸し出しでございますが、返却、損壊、紛失等の場合、その対応でございます。ＡＥＤの貸し出しにつきましては、申込者が市民であること、行事の名称、主催者、場所、内容などを確認の上で貸し出しをいたしております。したがいまして、借用期間も当然のことでございまして、期間経過後の翌日には申込者に返却を必ず求めておるところでございます。

また、ＡＥＤの損壊や紛失等につきましては市民のための貸し出し事業でございます。したがいまして、正当な使用における損失、損壊等につきましては、例えば事故発生によるパッドの使用でありますとか、あるいは通常の取り扱いをしているときの過失による機器の損壊などにつきましては、本来の貸し出し目的内のことと考えますので、その損壊は市の負担において対応してまいりたいと考えております。

ただ、明らかに常識から見て乱暴な取り扱いなどによる損壊等につきましては、その損害を申込者や団体に負担をしていただくことになるというふうに考えております。

○都市建設部長（清水喜久夫君）　それでは、増田議員さんの都市建設部関係の再質問にお答えいたします。

初めに、各公園の配置数と主な名称でございますが、都市計画公園は５１カ所ございまして、内訳は総合公園２カ所、これは福生南公園、中央公園でございます。地区

公園は１カ所、福生公園でございます。近隣公園は１１カ所、柳山公園、かに坂公園、加美上水公園、みずくらいど公園、日光橋公園、福東公園、原ケ谷戸どんぐり公園などでございます。街区公園３７カ所は加美平、東、西、南、北各公園、それから武蔵野台東などでございます。

次に、各公園の分け方と面積、区分でございますが、基本は都市公園法の施行令により定められておるわけでございますが、法律の改正によりまして誘致距離はなくなりましたけれども、当市の場合は改正前の法律に基づいて誘致距離を定めて設置されている公園が多いことから、その基準によりまして答弁させていただきたいと思います。街区公園は誘致距離は２５０メートルで、２５００平方メートルを標準としております。近隣公園は、誘致距離は５００メートルで、２万平方メートルを標準としております。地区公園は誘致距離１キロメートルで、４万平方メートルを標準としております。

次に、公園面積の現状でございますが、街区公園は小さな面積の公園につきましては福東公園の約５４３平方メートルで、大きな面積では明神下公園の約７１６３平方メートルとなっております。近隣公園では、小さな面積では中福生公園の約４４００平方メートルで、大きな面積では下の川緑地せせらぎ遊歩道公園の約２万５１３１平方メートルとなっております。また、地区公園は福生公園で約３万６３１３平方メートルとなっております。総合公園は南公園、中央公園ともに６万平方メートル以上となっております。以上、答弁とさせていただきます。

○子ども家庭部長（町田正春君）　公園の関係の御質問の２点目でございます。私の方からお答えさせていただきます。

本八児童遊園の今後はどうなるのかといった御質問でございます。この本八児童遊園につきましては貸主と、いわゆる所有者と市が土地使用貸借契約を結びまして、市が１年、１年更新をする形で借用しているところでございます。しかしながら、ことしになりまして４月２４日に世帯主から、諸般の事情によって平成１９年１２月３１日をもって、本契約を解除したい旨の申し出があったところでございます。

これを受けまして、今後、市といたしましては、これは条例事項になりますので、しかるべき時期に児童遊園条例の一部改正をお願いするようになりますけれども、そういった経過を経まして、平成１９年１２月３１日をもって廃園をさせていただき、平成２０年３月３１日までに現状に復す形で所有者に返還することとなってまいりますので、よろしくお願いいたします。

○教育委員会事務局参事（川越孝洋君）　順不同で恐縮でございますが、ＡＥＤに関する御質問の教育委員会指導室所管の答弁を申し上げます。

市内学校におきまして、ＡＥＤの使い方等の講習会を実施しているかとのことでございますが、児童・生徒につきましてはＡＥＤの理解を深めさせる学習といたしまして、中学校の保健の分野で救急処置の単元で取り扱うことになっていまして、人工呼吸、心臓マッサージなど学習しているところでございます。その中でＡＥＤについても触れております。しかし、実際にこの装置を使っての実習まで行っている学校はなく、今後も児童・生徒にその使い方を講習するなど学習をする予定はございません。

その理由といたしまして、ＡＥＤは御案内のとおり音声によるガイダンスはあるものの、児童・生徒にとりましてはその心理的な負担や誤作動の危険防止から実現は難しいものと認識をしております。今後は学校内における保管場所や用具の所在の意味はこの機会にさらに認識を深めたいと考えております。

続きまして、教職員についてでございますが、毎年、教職員は学校プールを開始する前の時期に市教委主催で学校事故防止研修として校内における救急処置の研修を実施しております。特にＡＥＤにつきましては昨年度より取り入れ、福生消防署の方を講師にお願いし、実施をしております。本年度は既に先月に講習を終えております。このほか各学校独自に応急処置の講習会を開催しているところでございます。今後ともＡＥＤの装置の使い方を初め救急処置全般にわたりまして、講習を充実させてまいりたいと考えているところでございます。何とぞ御理解をお願い申し上げます。

次に、各学校に設置しておりますＡＥＤにつきまして児童・生徒、保護者にその保管場所を周知しているかとの質問でございますが、至急に実態を調査いたしましたところ十分な周知が図られていないとのことでございました。この後、御指摘のように早急に、いつでも使用可能な状況にしておき、また、周知するように各学校長に向け指示をしたいと考えております。御指摘をいただき、ありがとうございます。私からは以上でございます。

○企画財政部長（野崎隆晴君）　続きまして、すみれ保育園の跡地についてでございますけれども、公立保育園につきましては平成１７年７月に保育園等のあり方に関する報告がなされ、その中で基本的な考え方が示されました。その後、福生保育園、熊川保育園及びつくし保育園の３園につきましては、民営化計画に基づき民設民営化に取り組んでいるところでございます。すみれ保育園につきましては、近隣市有地へ定期借地権制度を活用して、民間施設を誘致し、保育児の移管措置をもって廃園とするといたしておりまして、今回、未利用地等検討委員会の検討結果報告の中で、法務局跡地を活用する方向性が提案をされたところでございます。今後は、民間保育施設の誘致、あるいはすみれ保育園の機能移管による廃止等の具体的な検討に入ることとなり、検討を進める中で空き施設等の将来的な活用等についても協議をしていくこととなると、そのように考えております。

○１０番（増田俊一君）　それでは、３回目でございますので、各項目につきまして何点か提案と要望をさせていただきたいと思います。

まず、１項目目のＡＥＤについてでございますが、少し述べさせてもらいたいと思いますが、厚生労働省人口動態調査によりますと、心疾患による年間死亡者数は年々増加傾向にあり、平成１５年度は約１６万３０００人となっていると。また、一部地域のデータ解析に基づく推定では病院外の心停止、いわゆる心臓停止の発生数でございますが、年間２万から３万人とも言われており、食生活の欧米化や高齢化により増加傾向にあるとあります。つまり、心停止してしまったら３分以内に処置をするのが望ましく、５分を過ぎると意識の回復は困難になり、社会復帰できなくなる可能性もあり得るということでございます。つまり、より効果的にＡＥＤによる除細動を行うためには、５分以内に除細動を行うことが必要だと言われております。

それと、一般的に救急車を呼んでから現場に到着するまでには約６分かかると言われておりますので、もし近くにＡＥＤがあり、少しでも早くＡＥＤが適切に使用されれば、救命の可能性は飛躍的に上がることは間違いないと思われます。

そこで、先ほど御答弁いただきました宮田教育次長からの事例でございますが、本当に助かってよかったと思っておりますが、恐らく聞いた皆さんは異口同音にＡＥＤをすぐにでも競技場に設置すべきだと思ったに違いないと思います。しかし、いまだなぜ設置されていないのかでございます。

御答弁にありましたが、保健センターでの貸し出しの３件のうち、１件が福生市ソフトボール連盟です。福生市ソフトボール連盟は教訓を生かすべく、万が一の事態の備えをしているわけです。語弊があるかもしれませんが、公共施設については市が主体です。すぐにでも設置しなければという切迫性を認識した、主体的な動き出しがない限り、このＡＥＤ設置と普及啓発活動は前には進まないと思います。まさに今この状態にあるのではないかと感じましたので、今回質問をさせていただいているわけでございますので、早急に御検討していただきますよう強く要望しておきます。

それと、いろいろと御答弁の中で、小児用パッドはすぐにでも手配するということでございますので、これについてもよろしくお願い申し上げます。現在、ＡＥＤが設置されている各施設で、保守点検なども含めたＡＥＤの管理と講習などについて鋭意努力しているのは本当によくわかりましたが、やはりどこかが責任を持って、それを全庁的な中で確認をしていく、こういう仕組みができていないことに不安を感じるわけでございます。

いずれにしましても、競技場などの市内公共施設へのＡＥＤの設置計画にしても、不特定多数の人が集まる市内の駅やスーパーなど民間へのＡＥＤの設置や講習会の開催についての働きかけや呼びかけについても、どこが責任を持って進めていくのか。また、スポーツやイベントなどを催す団体と、それに参加する方々や市民の皆さんへの周知などを、福生消防署や関係団体と連携して、どこが責任を持って進めていくかでございます。現況の動きからしてみますと、総務部の安全安心まちづくり課が庁内の主体となればと感じておりますので、ぜひ御検討をいただければと思います。一番、これが肝心なことだと思いますので、よろしくお願いを申し上げます。

それから、先ほど各小・中学校のＡＥＤの設置場所の周知につきましてでございますが、どうぞよろしくお願いを申し上げたいと思います。念を押すようでございますが、休日や夜間に自治会の行事、子ども会の事業、学校開放などで校庭や体育館を使用しているとき、利用者が万が一、心停止の状態になった場合にも使用できるようにしていただきたいと思います。

また、講習会の実施についてでございますが、確かに小学生、全児童となるとなかなか難しいと思いますが、五、六年生には展示による講習会等などはどうなのか、御提案を申し上げたいと思います。それと、中学生については御存じだと思いますが、東京消防庁が実施しております中高生を対象とした「命の尊さ講座」という事業がありますので、一度、検討されてはどうかと思います。

それから、職員の皆さんの講習会の受講についてでございますが、ある資料により

ますと青梅市は３０．９％、羽村市は７７．６％、あきる野市は６２．１％、昭島市は６８．９％と福生市は確かに大変高い率でございますが、やはり目標は１００％でございますので、次の講習会等で何とか達成していただきたいと思います。

それと、救命講習を受けますと、消防総監から「救命技能認定証」が交付されます。今、職員の皆さんが首から提げておりますネームプレートと同じような大きさでございますので、ぜひネームプレートの反対側にでもつけて、いろいろな意味で見せられるようにしておくのはいいのではないかと思いますので、その点についても御検討をよろしくお願い申し上げます。

それと、市民の皆さんの受講についてでございますが、財団法人東京救急協会では、ＡＥＤを周知するため、生産年齢人口である１５歳から６４歳までの人口の２０％の方に周知することを目標としているようでございます。福生市の生産年齢人口は、おおよそ４万二、三千人と思われますので、今、御指摘の数字でございますとまだ４％弱ぐらいではないかと推定されますので、さらなる御努力をお願い申し上げたいと思います。

それから、２項目目の公園についてでございますが、最近オープンしました中福生公園、拡張工事したところでございますが、それと原ケ谷戸どんぐり公園は別といたしまして、他の公園については御答弁をいただきましたように、従来の公園の整備や管理手法の公園が多いわけでございますので、今の市民の皆さんが求めている公園とはギャップがあるようでございます。維持管理や再整備を求める市民の皆さんの声が高くなっているということは、そのところだと思います。

いずれにいたしましても、本年度から庁内の公園整備プロジェクトで策定していくということでございますので、それに大いに期待したいと思いますが、何点か要望させていただきたいと思います。１点目は、ある資料によりますと、今後の公園の整備や利用についての課題として６点ほど挙げております。読み上げてみますと、一つに安全に公園が利用できるよう維持管理を充実させていく必要がある。２番目に、公共施設等隣接する施設との複合的な利用で、利便性を向上していく必要がある。３番目は、公園利用を促すＰＲ、案内やプログラムを充実していく必要がある。４番目に、だれもが利用しやすいユニバーサルデザインによる公園整備を。５番目に、地域の魅力や個性が感じられる公園整備を。６番目に、自然環境を生かし、自然と触れ合える公園整備と利用をというようなことを求めております。市でもぜひアンケート調査を実施していただきたいと思いますので、よろしくお願いを申し上げたいと思いますが、ここで取り上げたいのは、このうちの公共施設と隣接する施設との複合的な利用で、利便性を向上していく必要があると、この点でございます。

実は私、ちょっと調べさせていただきましたら、青梅市の若草公園やあきる野市の引田にある楓ケ原公園には公園内に地域会館が建てられており、公園に溶け込んでおります。まさに公共施設等隣接する施設との複合的な利用で利便性を向上しているモデルケースではないかと思います。市内でもちょっと見てみますと永田クラブと永田児童遊園が、これは隣接なのか同じ敷地なのかよくわかりませんが、いずれにしても確かに複合的な利用で他の地域から比べて利便性が向上しているということは間違い

ないと思われます。

そこで、すみれ保育園廃止後の跡地に、公園内の建築制限はあるかと思いますが、現在の施設を改修、耐震補強などを前提に地域会館として残していただき、その残りを公園とすることを今後の公園整備計画の中でぜひ御検討をいただければと、この点につきましては強く要望したいと思います。

また、改正自治法では、自治体の活動の自由度をより増し、独自の政策、制度を検討し、法令の自治解釈、条例の自治立法を行うことが可能としておりますので、近隣公園と街区公園の中には地区のコミュニティー広場として使用されている公園も幾つかあると思いますので、そういった公園の中にやはり老朽化した会館のかわりとして地域会館を建てることができるかどうかも検討する必要があると思います。

また、指定管理者制度の導入はぜひ実現していただきたいと思います。対象として総合公園みたいな大きな公園はもちろんのことでございますが、この小さな街区公園などへの導入についても検討してみてはと思います。

それと、名称についてでございますが、いろいろ調べてみますと紛らわしい公園があります。都市公園の中に「児童」と名のつく公園があります。「児童遊園公園」と紛らわしいと思いますので、ぜひ今回の公園整備計画の見直しの中で検討していただければと思います。

もう少し時間がありますので、２点ほどお話をさせていただきたいと思いますが、実はわらつけ街道のところに公園がございますが、ここの花植えでございますが、３カ月に１度ぐらいの割で花が取りかえられているそうですが、３カ月で花はまだ枯れないというのもございまして、むだだなという人もおります。これは、どういったことでそうなっているのかよくわかりませんが、そういった花が、実はやなぎ通りのところの街路灯とか電柱の下、今、コンクリートで埋めてございますが、本当は私もそこは土にして花植えをしてもらうのが一番いいのではないかと思ったのですが、この花植えについてはやはり市がそれを進めるのではなくて、ああいう通りでございますから、その前の商店街の人とかの方々が、そこに花を植えてきれいにしていくと、こんなようなある意味では協働というような考え方で進めていただくようなＰＲとかお話も大事ではないかと思いますので、その点も含めてどうぞよろしくお願いを申し上げます。

最後に、市としての本当に独自性を発揮しながら市民の皆さんから高い評価を受け、他の自治体に誇れる公園づくりを進めていってもらいたいと思いますので、どうぞよろしくお願い申し上げまして、私の一般質問を終わります。細かい部分までいろいろと御丁寧な御答弁をいただきまして、本当にありがとうございました。

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

○議長（原島貞夫君）　１１時２０分まで休憩いたします。

午前１１時８分　休憩

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

午前１１時２０分　開議

○議長（原島貞夫君）　休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、１５番大野聰君。

（１５番　大野聰君質問席着席）

○１５番（大野聰君）　それでは、御指名をいただきましたので、さきに通告いたしました項目、大きくは１項目・目、児童の健全育成行政について、２項目目は安全安心まちづくり施策についての２項目について、お伺いいたします。これらの質問についても、既にもう何回か質問させていただいておりますが、再度確認の意味も含めて質問をさせていただきます。

まず最初に、児童の健全育成行政について３点お伺いいたします。まず１点目は、児童館の指定管理者制度移行後の運営状況についてでございます。本年４月から運営形態が変更され、指定管理者制度に移行したわけですが、もう既に２カ月経過したところでございます。そこで一つ目は、指定管理者制度移行後の運営内容、体制等について、二つ目は、指定管理者が実施事業として実施している学童クラブの時間延長制度の状況についてお伺いいたします。

次に２点目、子ども家庭支援センターの運営についてお伺いをいたします。子ども家庭支援センターは開設以来、相談件数が非常に多く、しかも内容が複雑で、担当職員の皆さんが大分御苦労されているというふうに伺っております。このセンターは本年４月に職員を１名増員して、その充実を図っておりますが、まだまだ多くの課題を抱え、しかも今後予想される先駆型への運営の移行に当たり、多くの問題を解決しなければならないと思います。

そこで、次の２点についてお伺いさせていただきます。一つ目は、現在の子ども家庭支援センターの運営状況や課題等について。二つ目は、今後の取り組みについて。具体的には先駆型の運営内容、開設場所、職員体制についてどうなっているのかについてお伺いいたします。

この項目の３項目目、これは教育委員会の所管になると思いますが、（仮称）「ふっさっ子の広場」の実施についてお伺いいたします。この件につきましては、３月定例会でもお尋ねを申し上げましたけれども、この段階では市民の方による打合会を設置して議論をしてもらっておりますとの御答弁をいただいております。既に３カ月が経過しまして、本年度中にはモデル実施する予定とのことですので、次の２点についてお伺いをいたします。

一つ目は、（仮称）「ふっさっ子の広場」に関する検討会の検討状況について。二つ目は、（仮称）「ふっさっ子の広場」の今後の見通しについて。運営内容、開設する場所、学校、実施時期、運営体制についてどうなっているかについてお伺いいたします。

質問の２項目目は、安全安心まちづくり施策についてお伺いいたします。この項目については再三再四、質問させていただいて恐縮でございます。本年４月の組織改正により、総務部内に「安全安心まちづくり課」が設置されまして、市民の皆さんが安心して暮らせるまちづくりに積極的に取り組まれる姿勢には敬意を表するものでございます。私も、議員就任以来、防犯対策や駐車場対策を含む交通安全対策について質問や提案をしてきましたが、市としても多くのことについて改善や実施をしていただき、市民の皆さんの安全・安心に対する意識も大いに上がったと評価しております。

そこで、次の２項目、４点についてお伺いいたします。

１項目目は、安全安心まちづくり活動の状況についてで、その一つ目は安全安心まちづくり市民会議の活動状況についてと、二つ目、活動実態について。これは実際の防犯対策に対する活動、地域ですとか市民ですとか行政の活動内容等がどうなっているかについて、お伺いをいたします。

２項目目は、安全安心まちづくりの今後の方向性についてでございます。これについても再三お伺いを申し上げておりますが、その一つ目は今後の取り組みの方向について、二つ目は安全安心まちづくり条例制定の検討状況についてをお伺いいたします。以上、第１回目の質問とさせていただきます。御答弁よろしくお願いいたします。

（市長　野澤久人君登壇）

○市長（野澤久人君）　大野議員さんの御質問にお答えをいたします。

児童の健全育成行政についての１点目の、児童館の指定管理者制度移行後の運営状況等についてでございますが、ことしの４月から指定管理者制度に移行しまして、２カ月が経過いたしております。まだ１カ月の統計しか出ておりませんので、基本的に明確なことについてはまだまだ申し上げられる状況ではございませんが、この移行に伴いまして新たに日曜日の開館と平日の利用時間の延長など、開館日及び開館時間を拡大し運営しておりますが、４月の日曜日のみの利用は、３館の合計で延べ３８０人の利用があり、また平日の午後９時までの延長分では３館で延べ２７人の高校生の利用がありました。

指定管理者からは、移行前の指導員が各館に１人配置されたこともあり、制度の移行に伴う子どもたちの動揺もなかったこと、幼児事業では幼児とお母さんを対象として音楽を交えた事業に取り組み、お母さん方からも好評で、また男性職員がいることにより子どもたちの遊びの幅が広がり、利用者もふえていることなど、順調に始まっており、引き続き子どもたちと一緒に遊び、保護者や地域の方々と日常的な交流を持ち、御意見をお聞きしながら事業を運営していきたいとの報告をいただいております。

次に、自主事業、学童クラブの時間延長制度の状況ですが、児童館に併設する三つの学童クラブの保育時間を、指定管理者の自主事業として使用料をいただき、午後７時まで延長し、さらに長期休業期間や土曜日には朝の３０分の時間延長もしております。この関係の４月の利用状況を申し上げますと、子どもたちが登校する日では定期的な利用を含め延べ２０人の利用があり、朝の時間延長の部分では定期利用を含め同じく延べ２０人の利用がありました。

また、学童クラブと児童館と一体化し、指導員も連携した指導が可能となったことにより、今までの学童クラブの児童が参加できなかった事業に参加できるようになったことなど、学童クラブと児童館の児童が一緒に遊ぶ場面が見られるようになってきております。現時点、順調なようになってございますけれども、今後も指定管理者からの定期的な状況報告を受けながら、子どもたちが安心して過ごせるよう努めてまいりたいと考えております。

また、学童クラブにつきましては、社会福祉協議会と指定管理者の二つの運営体制になっておりますが、運営については今後相互の連携を図りながら進めてまいります。

次に、２点目の子ども家庭支援センターの運営についての運営状況、課題等についてですが、平成１８年度における相談件数の増加への対応及び平成２０年度から先駆型子ども家庭支援センターへの移行準備も含めまして、本年度、重要施策推進要員として正規職員１名を増員し、正規職員３名、嘱託職員２名の５名体制として運用しております。これにより、見守りの必要な御家庭に職員が定期的に訪問等を行い，状況の把握や対応といったことがこれまで以上に充実してきております。また、支援センター内にあります交流スペースの利用は、友達同士での利用や親子連れの利用がありますが、必要に応じて職員が交流スペースに出向き、気軽に相談等しやすい雰囲気づくりも心がけております。これからの課題ですけれども、関係機関等と連携して児童虐待の未然防止や子育ての悩み相談などに対し、切れ目のない支援体制づくりを目指してまいります。

今後の取り組みとして、平成２０年度から先駆型に向け、本年度におきましてその準備を進めておりますが、新たな必須事業や要保護児童対策地域協議会の設置も必要になりますので、それらに関係する業務への取り組み、また、臨時的措置として位置づけております現支援センターについては新庁舎建設後の健康センター、現在の第四庁舎ですけれども、そこを活用する方向で現在、内部調整を進めております。したがいまして、その後の体制等につきましては本年度中に一定の結論を出し、また御相談をしたいと思っております

３点目の（仮称）「ふっさっ子の広場」の実施につきましては、教育委員会から答弁をいたします。

次に、安全安心まちづくり施策についてですが、３月にも既にお答えをしておりますので、同じようなことになりますけれども、１点目の安全安心まちづくり活動の状況ということでございまして、これは「安全安心まちづくり市民ひろば」が平成１７年９月に、広く市民の方々と防犯について話し合う場として設けられまして、毎月ほぼ１回のペースで、この５月までに１９回ほど開催されております。

構成メンバーは、防犯活動推進員を初め女性防犯指導員や町会・自治会、ＰＴＡ、交通安全推進員、民生委員さんなど、市内でさまざまなお立場で活動されている方が防犯に関心を寄せる一市民として参画され、それぞれの組織や地域で実施している防犯活動の状況や、これからの防犯について話し合いを行ってきております。この「市民ひろば」を通じて防犯情報の重要性や、市民への防犯協力の呼びかけなどの重要性などが指摘をされ、市内全域での子どもの見守りへの協力の呼びかけなど、さまざまな防犯活動に生かされてきております。

また、この「市民ひろば」では防犯シンボルの統一化のアイデアを受け、１８年度に防犯ワッペンを作成することにしました。そして、ことし１月から市民ひろばに参加された皆さんによりまして、会議終了後、２班に分かれ、周辺の夜間のパトロールも行っていただいております。市民の防犯に対する意識は高まっていると思っておりまして、現在、市内では２０の町会・自治会により防犯パトロールが行われているほか、ＰＴＡなどでも自転車の前かごに「防犯パトロール中」の表示をしたり、「子ども１１０番」の登録をしていただいたり、それぞれの地域の皆さんが自分たちの地域を

守るため時間帯をやり繰りしながら一生懸命に防犯活動を行っていただいておりまして、大変感謝をいたしております。今後も多くの市民の方が防犯に関心を持ち、さらにパトロールなどの防犯活動が進むよう積極的に働きかけ、自分たちのまちを自分たちで守っていく式の定着を図ってまいりたいと思います。

その他市では、地域の安全のための施策として、平成１７年度から七つの小学校区で、地域安全マップづくりを実施しております。ことしの３月にはそれぞれがつくったマップの全体発表会を開催し、マップづくりを通じて危険な場所とはどういうところなのかというようなことを考え、さまざまな危険性に気づくことの大切さを体験してもらっております。今年度も引き続き実施してまいります。

また、子どもの安全の見守り活動では、防災行政無線を使用して、毎週月曜日、水曜日、金曜日に子どもの見守りの広報を行っております。また、安全安心パトロールについての協定を、西多摩農業協同組合、あるいは市内の介護事業者などとも締結をいたしまして、さまざまな機関による日ごろの業務の中での防犯パトロールの御協力もいただいております。

２点目の今後の方向性についてでございますが、平成１９年４月からの組織改正により、新しく「安全安心まちづくり課」が設置され、市民が安全で安心な生活を送るために、なお一層の安全対策を推進してまいります。基本的に、町会・自治会、ＰＴＡなどの地域や事業者、行政、警察を含め、防犯に関する機関が互いに連携して、できることから活動を初め、継続的に活動していくことが肝要であると、そんなふうに思っております。

安全安心まちづくり条例の検討状況につきましては、昨年調査を行いまして、多摩２６市中１５の市で制定され、今年度中に四つの市で条例化の予定がございます。市といたしましては、３月議会で１９年度中に条例を制定するとのお答えをしており、現在、活動している「安全安心まちづくり市民ひろば」のメンバーを中心に、町会・自治会、ＰＴＡなど関係団体を含め、検討委員会を結成し、各市の条例や活動方法を参考にしながら、今年度中に実効性のある条例の制定を目指して進めてまいります。

以上で、大野議員さんの御質問に対する答弁とさせていただきます。

（教育長　宮城眞一君登壇）

○教育長（宮城眞一君）　大野議員さんの御質問にお答えをいたします。

（仮称）「ふっさっ子の広場」の実施についての１点目、ふっさっ子の広場に関する検討会の検討状況についてでございます。この検討会は、名称を「ふっさっ子の広場に関する打ち合わせ会」と申しまして、放課後におけます子どもの居場所についての基本的考え方を市民の立場でお考えをいただき、構想を計画し、市に提言することを目的に組織をされた会でございます。メンバーは１１名でございました。

打合会は平成１９年１月１２日から４月１０日までに４回の会議を持ちまして、「ふっさっ子のひろば（仮称）」の構想・計画をまとめられ、提言として市に提出をしていただいております。その後、同会はこの提言の提出をもって解散をいたしております。

なお、打合会の検討に先立ちましては、庁内の職員によるプロジェクトチームを立ち上げ、子どもを取り巻く環境につきましてデータを収集し、一つのデータ集として

まとめ、打合会における分析の資料として活用をいただいたところでございました。

打合会から市に提出をされました提言の内容でございますが、検討の目的、子どもの置かれている問題・状況の分析、そしてふっさっ子の広場の事業内容、課題などから構成をされたものとなっております。事業内容につきましては、学びの場、体験の場、交流の場、遊びの場等の展開が提案をされております。

御質問の２点目の、今後の方向性ということでございますが、市ではいただきました提言等を参考にさせていただきまして事業計画を作成し、開設に向けて準備を進めているところでございます。現在、市では平成１９年度におきましてはモデル事業といたしまして、小学校の１校でふっさっ子の広場事業の展開をいたそうと準備を進めております。

開設場所といたしましては、市内小学校校長会にも投げかけ、検討を進めてまいりましたが、モデル校といたしまして市立第六小学校を考えており、１０月には開設の予定をしたいと考えております。対象児童は第六小学校区内に住んでいる全児童ということになります。運営内容といたしましては、月曜日から金曜日までの平日の放課後、開設時間は１０月から３月までは放課後から午後５時までとし、４月から９月までは、放課後から午後６時までの開設を計画いたしております。事業内容といたしましては、異年齢児童によります遊びやスポーツ、読書、ゲームなどを考えております。

体制でございますが、各広場の運営体制といたしましては、有償のチーフコーディネーター１名、コーディネーター２名、安全管理人１名を置き、さらに広範な地域のボランティアの皆さんの御参加をいただこうと考えております。また、市長、私、教育長、学識経験者等により構成をいたします「ふっさっ子の広場」（仮称）機構会議を設置いたしまして、ふっさっ子の広場事業の全体を統括をし、基本的事項を決定するなど確固とした運営体制を図ってまいりたいと存じます。

なお、ふっさっ子の広場事業は、当初予算といたしまして１９９万６０００円を計上させていただいておりますが、今後、事業が確定をいたし運営開始に当たり不足が見込まれる経費につきましては、９月の市議会に補正予算の計上をさせていただきたく考えております。よろしくお願いをいたしたいと存じます。

以上、大野議員さんの御質問に対する答弁とさせていただきます。

○１５番（大野聰君）　御答弁、ありがとうございました。それでは、何点か再質問をさせていただきたいと思います。

まず、児童の健全育成行政の関係でございますが、最初の児童館の指定管理者の移行後の運営状況を伺いますと、非常に休日ですとか、時間延長の拡大とか、学童クラブとの関連とか非常に内容的には利用者にとってすごく利用状況が上がったのではないかというふうに思っております。これもしばらく見守っていただいて、適正な運営ができるようにお願いをしたいと思いますが、ということで、幾つかの再質問をさせていただきます。

現在、職員がワーカーズコープでしたか、法人がやっていらっしゃるわけですけれども、現在のそれぞれの館の職員体制ですか、とくに従来は直営の部分の職員と社協の職員、学童クラブの職員というふうにいたわけですが、その辺の関係で、現在どう

いうふうな体制になっているかについてお伺いをいたします。

それから２番目の、これも学童クラブの指定管理者の委託の際にいろいろ議論があった件で、いわゆる自主事業であります学童クラブの時間延長ですが、これの内容についてもうちょっと教えていただきたいのですが、具体的には利用料金とか利用状況等について、もう少しどういうふうになっているかをお伺いさせていただきます。

それから３点目、先ほど市長の御答弁の中で、従来の職員が各１名、各館に配置をされているというふうに伺いましたけれども、たしか３月でしたか、その前でしたか、今までの職員の処遇はどうなるのかというふうな話がありましたけれども、この辺について具体的に、結果的にどうなったかということについて、これはいろいろ事情もおありだったと思うのですが、結果的にどうなったかについてお尋ねをしたいと思います。

それからもう一つ、４点目でございますが、当然これに関しまして時間延長が実施事業とは言え実施されたわけですが、まだ社協委託の学童クラブがあります。これは従来どおりの時間ということでございます。社協の方も児童館の運営状況を見ていろいろと検討はしていただいていると思いますが、市として社協との関係でどのような話し合いをされているのか、またはこれからしていくのかについてお伺いをしていきたいと思います。

それから２点目、子ども家庭支援センター、非常に大変な運営で、現場の職員の方は努力されていると思います。特に、こんなに相談件数がたくさんになるとはとても思っていなかったろうと思うのですが、非常に御苦労されている状況がわかるわけですが、これから先駆型に移行するわけです。先ほどの御答弁で第四庁舎の方に移行されるということで、市民の方、お母さん方、子どもさんにとってはより以上利用しやすくなるのではないかと思います。スペースの広さとか場所の問題とかも含めて非常に利用しやすくなるのではないかというふうに期待できるわけですが、具体的に先駆型に移行に当たってこれから検討すべき事項とか課題について、特に事業内容ですとか職員体制をどのように考えていらっしゃるのかについてお伺いいたします。

それから三つ目は、（仮称）「ふっさっ子の広場」の実施についてでございますが、一応モデル実施ということで六小を選定されたということで、前から四小当たりなどという話もちょっと伺っていたのですが、今回、モデル校ですけれども六小ということで選定されたのはなぜかということについてお伺いいたします。

それから２点目の、コーディネーターを配置されるわけですけれども、コーディネーターの方々の研修とかその内容はどうなるのかについてお伺いをさせていただきます。

それから、今後、来年度以降本格実施するわけですけれども、その本格実施に当たってどのような――それぞれ学校の特徴を持った事業運営をするわけでしょうけれども、その方向性とか、それから総括する組織ですが、それぞれの実施主体、学校の総括する組織というのはどのように考えていらっしゃるのかについてお伺いをいたします。

それから四つ目としまして、４月から七小でしたか、学童クラブ校内に臨時という

ことでつくらせていただきましたけれども、学童クラブの利用状況が非常に高くなって、待機児が多くなっているわけです。六小の場合も近くに亀の子クラブがあるわけですけれども、学童クラブとこの実施事業との関連性と言いますか、どういうふうにすみ分けをされていく考えなのか、お考えがありましたらお伺いをいたします。

それから、たくさんになって申しわけないのですが、五つ目は、下校時の安全対策についてどのように考えていくか。今、定時で下校する場合に集団下校とかというのをやっていらっしゃるわけですけれども、時間延長と言いますか、この事業が実施された場合は当然それなりの時間がずれていくわけですが、下校時の安全対策についてどのように考えていらっしゃるのかということについてお伺いをさせていただきます。

それから、大きな２点目の安全安心まちづくり施策についてでございますが、地域パトロールの問題、御答弁でも２０カ所ということで、ここ何回か御質問をさせていただいても２０カ所がその後ふえていないわけです。特に町会長協議会等に働きかけていらっしゃるというふうなお話でございますけれども、何か理由があるのかどうか、具体的に働きかけをされたのかどうかということについて、改めてお伺いをしたいと思います。

私ども地域では既に数年前から実施をしていまして、毎月第２、第４土曜日に実施されておりますが、もう４年ぐらい実施をしているというような状況でございます。強制的に実施をするということではなくて、ただ義務的にやるということも大変だし、継続性が重要だと思いますが、そういう意味では働きかけが非常に大変だと思いますが、どのようなお考えでやっていらっしゃるのかをお伺いいたします。

それから、安全安心マップづくりですが、これも私も四小ですので、昨年、四小のマップづくりで地域に子どもたちと一緒に回らせていただきましたけれども、そのときの説明会では市の担当課の職員の方に説明をしていただいて、保護者の方、子どもたち、それから校長先生などにも出ていただいていますが、できれば先生方の参加も働きかけて、担当課と、いわゆる学校と協働してやるのだというようなことが大事だと思いますが、その辺についてどのようにお考えか、お伺いをさせていただきます。

P28に取消発言あり

――――（２５行２３字削除）――――

ということで、一応再質問―――でございますけれども、よろしくお願いいたします。

○子ども家庭部長（町田正春君）　それでは、大野（聰）議員さんの再質問にお答えさせていただきます。

初めに、指定管理者制度の関係でございます。移行前と移行後で配置人員、どのような形になったかということでございます。移行前の児童館につきましては、正規職員３名を含めまして１８人という形でございましたけれども、移行後、指定管理者制度になりまして２２人という形で、４人ふえております。それから、学童クラブの部分では移行前が１５人というところが、移行後は１８人ということで３人の増となっております。

それから２点目の、学童クラブの時間延長の利用状況と利用料金の関係でございます。午後６時までというものを午後７時まで、自主事業として実施をいたしておりますけれども、単発の利用につきましては３０分ごとに３００円といたしまして、３クラブ合計では４月中延べ１２名の利用となっております。また、月単位での利用という月額、これは２０００円でございますけれども、これにつきましては３クラブ合計で４月中では８名の利用というふうになっております。したがいまして、合わせまして２０名の利用というふうなことでございます。

なお、小学校の休業期間につきましては朝３０分の延長も行っておりまして、定期利用につきましては５００円といたしまして、単発の３００円の利用も含めまして春休みでの利用は、３クラブで延べ２０名となっております。

それから、３点目の今までいた職員、要するに移行前の職員が何名ぐらい残っているのかというような御質問でございます。児童館では３館に１人ずつというふうなことで３名に勤務をしていただいております。また、学童クラブの部分では３クラブで６名の方が引き続いた勤務というふうになっております。

それから、４点目の指定管理者以外の学童クラブの時間延長というふうな御質問でございますけれども、これにつきましては平成２０年度から実施をしていただけるよ

うな方向で、今後調整をさせていただければというふうに考えておりますので、よろしくお願いをいたします。

それから５点目で、子ども家庭支援センターの関係でございます。先駆型に移行した場合の体制等についてというふうなことでございますけれども、具体的には新たな必須事業として、一つには見守りサポート事業というこういった事業がございまして、この事業につきましては児童相談所と連携をしながら軽度の児童虐待が認められるけれども、在宅での指導が適当と判断される家庭、あるいは児童虐待によって児童相談所が一時的に保護をしたケース、それが家庭に復帰した後の家庭への支援を行うことを目的としたものでございます。

もう一つは、虐待防止支援訪問事業というこういった事業がございます。この事業は親の不適切な養育態度など、生活環境に問題がある家庭等に対し、児童虐待の予防的支援として発達相談や指導など、保健所、保健センターと連携をして行っていくというものでございます。

それから、育児支援ヘルパー事業ということで、産褥期の母子に対して育児相談や簡単な家事等の援助、そういった養育支援が必要な家庭に対しましてヘルパーを派遣し、家庭の状況に即した支援を行い、児童虐待の予防につなげていこうとするこういった事業がございます。

また、先駆型とした場合には、児童相談所、保健所等の関係機関から成ります要保護児童対策地域協議会を設置する必要がございます。こういったことも含めまして、ただいま申し上げました事業を含めまして、これらの今後の業務量等の把握なども行う中で、人的配置も含めまして対応してまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いをいたします。

○教育次長（宮田満君）　（仮称）「ふっさっ子の広場」の実施についての、大野議員さんの再質問に御答弁申し上げます。

１点目、モデル校を第六小学校に決定した理由でございますが、まず第六小学校の児童数が、市内にあります７小学校の平均値に近いということが一番大きな理由でございます。次に、校長先生を初め教職員の方々の御理解が得られたということでございます。

御質問の２点目、コーディネーターの研修内容でございますが、８月からコーディネーターを雇用いたしまして、他市において既に実施している放課後対策事業に参加しての研修を初め、救急救命、防災避難、不審者対策、緊急時における連絡、他機関との連携などを内容といたしました研修を考えてございます。

御質問の３点目、各広場の特色を持った方向性及び各広場の統括組織でございますが、特色につきましては今後各広場が立ち上がる中で、地域の方々の御参加をいただいて、そこで特色がつくられていくのかなと、このように考えてございます。

次に、さきに教育長が御答弁で申し上げましたとおり、「ふっさっ子の広場」事業の全体を統括いたしまして、基本的事項を決定いたします「ふっさっ子の広場」の機構会議の下に、今後各小学校におかれます個々の「ふっさっ子の広場」の事業企画、運営、統括等に当たります組織といたしましては、広場運営委員会を設置いたす予定で

ございます。この組織を構成する委員といたしましては、学校長、または副校長、ＰＴＡ、青少年育成地区委員会、町会・自治会の役員の方々、またコーディネーター、こういった方にお願いしていこうと考えております。

４点目の学童クラブとのすみ分けをどう考えているかでございますが、「ふっさっ子の広場」は学童クラブや児童館に来ている、いないにかかわらず、全児童対策事業としての広く開かれた自由往来型の取り組みでございます。したがいまして、学童クラブと直接関連するというものではなく、学区域の児童であれば自由に広場に来られ、遊べたり、学習ができたりする事業でございまして、すべての小学生が放課後等に楽しく、安心して過ごせる場が選択肢の一つとしてふえたと理解していただきたいと存じます。

最後に５点目、「ふっさっ子の広場」参加児童の帰宅時の安全対策をどのように考えるかでございますが、全体といたしまして参加は保護者と児童の自己決定と自己責任によっておりまして、御心配の御家庭で児童の迎えの可能な方はお迎えをお願いしたいと考えておりますが、帰宅方向が同方向の児童は一緒に集団で帰宅するよう進めたいと考えております。また、学区内の住民の方々には児童の登下校の見守り活動同様、御配慮を今後もいただきたいと考えております。

○総務部長（田辺恒久君）　大野議員さんの再質問にお答えいたします。安全安心まちづくりの１点目のパトロールの実施の働きかけでございますが、現在、２０の町会・自治会を含めましてパトロールを実施していただいておるところでございます。

ことしの３月の町会・自治会協議会の中で、実施されていない地区につきましてパトロールの実施をお願いしたところでございます。４月以降になりまして町会・自治会の会長さんがここでかわられたこともございますので、再度お願いをしてまいりたいと考えております。

２点目の地域安全マップづくりの学校との連携でございますが、今年度につきましては教育委員会と連携し、また地域の方々にも御協力をいただきまして、自身の身を守るためにはすべての児童が注意しなければならない危険な場所を認識する必要がございますので、学校の授業時間の中でマップづくりが実施できるようお願いをしてまいりたいと考えております。

○１５番（大野聰君）　御答弁ありがとうございました。幾つか要望をさせていただきます。

児童館の指定管理者制度の関係、非常に順調な滑り出しだと思っております。特に時間延長などで高校生の利用などが新しく出てきたということについては非常に結構なことだと思うのですが、数年前、私も市民厚生委員会に所属させていただいたときに、宝塚市に児童の施設の視察に伺ったのですが、そのときには高校生がリーダーとなっていろいろな行事を計画するとか、そういうような活動も始めたというお話を伺ったことがあります。そういうことで、将来的には異年齢の交流の場としてもぜひそういう事業が実施できるように、よく法人とも御相談をいただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

それから、子ども家庭支援センターの関係についてはまだまだいろいろ課題がたく

さんあると思います。先ほど職員の配置については臨時的な職員の配置というようなお話がございましたけれども、やはり先駆型に向かっては当然それなりの体制が必要だと思いますので、しばらく重要施策推進要員を引き続き配置するようなこともぜひ御検討をお願いしたいというふうに思っております。

それから、三つ目の「ふっさっ子の広場」の関係、これから十分時間をかけて、始めたらこれはなかなか後戻りできないと。昔、文部省が実施していた事業で、校庭開放だとか学校開放というのがありましたけれども、指導員をアルバイト的に雇って配置したというような事業だったのですが、これもいつの間にか立ち消えになってしまったということですが、そういうことにならないようにやはり最初から十分計画を練ってやっていただくように、特にボランティアの方に中心でやっていただくことになると思いますし、段階の世代の方々にも十分お願いをしてやっていただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

それから、学童クラブの関係では特に全児童対策ということではわかりました。ただ、たしか江戸川区か何かで同じ所管でやっていると。いわゆるこういう広場の時間帯はそこにいて、その後は学童クラブに帰るみたいなやり方をやっていらっしゃるところもあったと思いますので、今後実施する上では、これは同じ施設内でやることが大事なのかもしれませんけれども、ほかの実施状況も十分調べていただいて、できれば、逆にそちらの方に学童の子どもたちを多少でも吸収できるような方向があれば、ぜひ検討していただきたいと思います。

それから、安全安心まちづくりの関係については、ぜひ積極的に働きかけていただきたいと思いますし、学校の関係、授業中にということで非常に結構だと思いますけれども、教育委員会の方もぜひその辺は協力して実施していただければと思います。

P28下段に取消発言あり.

――――（４行１５字削除）――――

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

○議長（原島貞夫君）　午後１時まで休憩いたします。

午前１２時４分　休憩

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

午後１時　開議

○議長（原島貞夫君）　休憩前に引き続き会議を開きます。

この際、大野聰議員より、発言の取り消し申し出がありますので、これを許します。

P24.25.P28上段の発言の取消発言

○１５番（大野聰君）　貴重なお時間をいただき、まことに申しわけございません。

先ほど、午前中の私の一般質問におきまして、一部通告から外れる内容の要望をいたしましたので、その部分につきまして発言の取り消しをお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。まことに申しわけございませんでした。

○議長（原島貞夫君）　ただいまの発言のとおり取り消すことに、御異議ありません

か。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（原島貞夫君）　御異議なしと認めます。よって、発言を取り消すことに決定いたしました。

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

○議長（原島貞夫君）　引き続き一般質問を行います。９番田村昌巳君。

（９番　田村昌巳君質問席着席）

○９番（田村昌巳君）　御指名をいただきましたので、通告に基づき、質問席より一般質問をさせていただきます。

１項目目は、福生市中央体育館のバリアフリーについて２点、質問をいたします。

１点目は、今後の見通しについてお聞きをいたします。市長にお願いをいたしました耐震工事並びに雨漏りの工事は完了することができまして、市民の皆様が安心してスポーツ、会議等で使用できるようになりました。大変ありがとうございました。また、災害の避難所に関しましても安全が確保でき、地域の皆様にも安心して使用できるようになったと思います。

さて、この中央体育館ではさまざまな競技やレクリエーション、運動会が行われています。中には、体の不自由な方も参加していると思いますが、これからどのようなバリアフリー化にしていくのか、今後の見通しについてお伺いをいたします。

２点目は、教育委員会事務局の空き部屋対応についてお聞きをいたします。本庁に来年引っ越しをする教育委員会事務局の空き部屋ですが、未利用地検討委員会の中でも対策の協議をしているかもしれませんが、今後、どのように使用していく予定なのかお伺いをいたします。

２項目目は、福生市商工会館（地域会館としてのもくせい会館）のバリアフリーについてでございます。１点だけ、エレベーターの設置についてお聞きをいたします。

商工会館は、昭和５３年３月にできました。地域会館として市民の皆様に身近な会館として３０年余り使用されてきました。また、商工業の発展に寄与したことは事実だと思っております。市民の高齢化も進み、体の不自由な方、高齢者の皆様の利用もふえていると考え、この質問をさせていただきます。現在は１階になりましたが、以前、選挙の不在者投票所、最近では期日前投票所として２階が使用されていました。目の不自由な方、体の不自由な方には階段を利用して投票を行っていたこともありました。私の知人にも大変苦労したと聞いたことがあります。今後も体の不自由な方、高齢者の方が選挙や会議等で会館を使用する機会があると予想されます。そのためにもぜひエレベーターの設置と、できればだれでもトイレの設置をあわせて検討していただくようお伺いをいたします。

３項目目は、今月２３日に開通いたします圏央道（首都圏中央連絡道）による福生市への影響について、お伺いをいたします。圏央道はあきる野インターチェンジから中央道の八王子ジャンクションの約９．６キロメートル区間が６月２３日に開通する報道がされております。今回、招待状も来ていると思いますが、平成１７年３月２１日にあきる野インターチェンジが開通し、１年以上経過し、ようやく中央道と関越道

が結ばれました。このことにより山梨方面へ行く時間は非常に短縮され、ぐっと近くなりました。また、開通後の八王子ジャンクションと鶴ヶ島ジャンクションの間の所要時間は約３０分で、国道１６号線を利用した場合より約９０分間短縮され、国道１６号の渋滞緩和などで年間約２６０億円の経済効果が見込まれると新聞報道がありました。そこで、圏央道の開通により福生市内の主要道路などの影響について３点質問をいたします。

１点目は、市内の主要道路における混雑と使用状況の予測についてお聞きをしたいと思います。

２点目は、国道１６号線、睦橋通り、多摩橋通り、永田橋への影響と進捗状況、通り抜け対策や混雑の予測についてお伺いをいたします。

３点目に、通過点となる市内の経済効果についてお伺いをいたします。

以上で、質問席からの質問を終わります。よろしくお願いいたします。

（市長　野澤久人君登壇）

○市長（野澤久人君）　田村（昌）議員さんの御質問にお答えをしていきます。

初めの教育行政につきましては、教育委員会から答弁をいたします。

福生市商工会館(地域会館としてのもくせい会館)のバリアフリーについてですが、商工会館は昭和５１年度に防衛補助事業によりまして本町地区学習等供用施設として、翌年の昭和５２年度には福生市商工会館が同じく防衛補助事業及び東京都からの補助を受け、商工業研修施設として建築され、福生市商工会が事務所として使用する施設と、本町地区学習等供用施設としてのもくせい会館との複合施設でありまして、もくせい会館は主として市の会議室として使用をしているところでございます。

建築から３０年を経過することから、エレベーターがないなど利用者の方々には御不自由をおかけしている施設となっており、今後はバリアフリー化のためにエレベーター化、だれでもトイレの設置や学習等供用施設としての利用も考えあわせたリニューアルに取り組む必要があると考えております。

もくせい会館は、地域の方々に利用していただくと同時に、市の会議室としても利用していく必要がある、新庁舎建設後には利用状況の変化が若干出てくるかとも思いますけれども、バリアフリー化について検討してまいりたいと思います。

また、エレベーターの設置につきましては、１０年以上前から何とか設置の問題をということで商工会とも検討してまいりましたけれども、費用負担や設置場所等の問題が解決できずに現在に至っております。平成２０年度あたりということになると思いますけれども、エレベーターが設置できるかどうかといったようなことを含めまして、再度調査をしてみたいと、こんなふうに思っております。

次に、圏央道の関係でございまして、首都圏中央連絡道による福生市への影響ということでございます。当市の場合には直接圏央道が通ってはおりませんけれども、かかわりとか影響とかといった場合には、圏央道への接続する道路の整備によりましては､行動範囲の拡大によるまちづくりに大きく貢献するというふうに思っております。いよいよ6月２３日に圏央道の八王子ジャンクションからあきる野インターチェンジまでの区間、約9．６キロメートルが開通となりました。これによりまして、東京西

側で初めて放射の高速道路間、中央道から関越道が接続され、特に西多摩地域においては国道１６号を初めとする周辺道路の混雑緩和はもとより、沿線都市間の連絡が強化されることによる沿線地域の活性化、災害時の緊急輸送路の確保が図られるなど、圏央道の開通は都市の基幹施設として重要な役割を担うと期待をしております。

そこで、１点目の市内の主要道路における混雑、使用状況の予測についてでありますが、開通により並行する国道１６号の区間においては交通量の減少や騒音、排気ガス量が削減される効果が得られると思います。また、使用状況の予測についてはどれくらいの交通量の増減があるか判断材料がありませんので、開通前後の交通量調査を市内の主要な交差点で実施してみたいと、こんなふうに思っております。

次に、２点目の開通による国道１６号線、睦橋通り、多摩橋通り、永田橋を含んだ中央通りへの影響と、進捗状況についてですが、現在、これらの道路は国土交通省と東京都施行により実施されておりまして、圏央道のアクセス道路への接続道路として機能していますので、物流ルートの大きな変化による地域産業への影響や、多くの市民の方が行楽等に利用される機会がふえると思われます。

進捗状況でございますけれども、国道１６号線は平成１８年７月現在で用地買収率は５５％、睦橋通りは平成２０年度完成予定、永田橋は平成２３年度を完成予定とし、多摩橋通りは平成１８年度現在で用地買収率約１６％とのことで、国土交通省や、毎年開催しております東京都西多摩建設事務所との行政連絡会で、幹線道路の早期実施をお願いしております。また、抜け道対策や混雑の予測の対応につきましては、開通後の交通量の推移を見ながら対策を講じていきたいと考えています。

次に、３点目の通過点となる市内の経済効果についてですが、経済効果としては幹線道路のネットワーク化によりまして物流輸送などの道路は経済の発展や生活の利便性を向上させますので、商業振興策を推進し、まちの活性化につながる観光資源の創造などにより地域としての魅力を持つことができれば、効果はいろいろな形で生まれてくる可能性があると、そんなふうに見ております。

以上で、田村（昌）議員さんの御質問に対する答弁とさせていただきます。

（教育長　宮城眞一君登壇）

○教育長（宮城眞一君）　田村（昌）議員さんの御質問にお答えをいたします。福生市中央体育館バリアフリーについての１点目、今後の見通しについてでございますが、おかげをもちまして、中央体育館につきましては平成１８年度に耐震補強等工事が終了し、緊急の課題でございました施設の安全面について、その安全性を確保することができました。また、この工事に当たりましては市民の利用者の皆様に特段の御理解と御協力をいただき、約５カ月間の休館をさせていただいたところでございます。改めて御礼を申し上げるものであります。

御質問のバリアフリー化への今後の見通しでございますが、福生市の公共施設の更新につきましては建てかえではなく改修を基本とし、緊急な課題として耐震補強工事を推進してまいりました。次の段階といたしましては、老朽化への対応が課題となるとともに、バリアフリーへの対応や環境負荷軽減、また転用を含めた施設目的の見直しなど、計画的に取り組む段階に入ると考えております。

個別の公共施設の改修を実施するに当たりましては、施設課題や市民ニーズの把握、また施設目的の見直しなどを分析、検討を加え、改修の基本となる考え方を明確にし、この考え方に基づく基本設計、実施設計、次いで施工という過程を経て進めていくことになると考えております。

そのようなことから、一つの施設の改修等には最短でも概ね４年程度の事業期間が必要になるであろうと考えているところでございまして、中央体育館のバリアフリー化につきましては耐震補強工事が終わったばかりでもあり、他の施設との優先度や財政計画などを考慮いたしますと４年ないし５年後が、一つの目安と考えております。それらを踏まえ担当といたしましては、この時期から検討を開始してまいりたいと考えておりますので、御理解をいただきたいと存じます。

次に２点目、来年、本庁舎に移転後の教育委員会事務室の跡利用についてでございますが、中央体育館が昭和４８年に開館をいたしまして、ことしで３４年が経過をいたします。市教育委員会事務局は中央体育館の開館以来、体育館内に置かれておりますが、平成２０年３月に市役所新庁舎の第２期工事が竣工するのに伴いまして、４月から教育委員会事務局は中央体育館から新庁舎に移転をする予定となっております。

教育委員会事務局移転後の事務室部分の活用につきましては、本年３月に報告されております「未利用地等検討委員会報告書」に、基本的な考え方といたしまして、「市教委部分については、中央体育館とは別の施設として考えることとし、健康センター及び市教委部分を一体的に活用することとする」と示しております。

これまで、教育委員会といたしましては今後の学校教育問題を総合的に検討する中で、教育相談機能の充実、適応教室の本格的な施設への移転、教員の資質向上に向けた研修の場の確保をいたしたいと考えておりまして、第四庁舎の跡利用の検討とも連携をし、いわゆる仮称ではありますが教育センター、あるいは教職員研修所としての利用を図るために必要な検討を早急に行いたいと考えております。

以上、田村（昌）議員さんの御質問に対する答弁とさせていただきます。

○９番（田村昌巳君）　御答弁、大変ありがとうございました。これより再質問いたします。

１項目目の体育館のバリアフリーに関しましては、耐震補強工事と雨漏りの工事は終わったばかりで、他の施設との優先順位や財政計画などにより四、五年が目安ということで、わかりました。５カ月間、休館したことで、４月からの開館後に利用者が減った影響はあるのかないのか。また、このことによる利用者への周知はどのようにしたか、再質問をさせていただきたいと思います。

２点目の、空き部屋に関しましては教育センター、教職員研修所として小・中学校の児童・生徒たちの学力向上につながるように使用していただくとともに、体育館としての機能も含め、多目的利用が図れ、できれば軽い食事ができるような施設の利用も可能かどうか検討していただくということで要望といたしたいと思います。

２項目目の商工会館等に関しましては、よくわかりました。バリアフリー化やリニューアルに取り組む必要があるという答弁がありまして、平成２０年度には設置に向けて調査するということで、大変心強い答弁もありましてありがとうございます。設

置の時期はいつごろになるのでしょうか。また、設置についていろいろな検討課題があると思いますが、どのように対応していくのかお聞きしたいと思います。

３項目目の圏央道の開通に伴う福生市への影響について、平成１４年３月に圏央道が開通している日の出町では、企業進出などにより約２０００人の雇用が増加され、さらに大型ショッピングセンターの建設が進んでおり、今後も約２５００人の雇用が創出される見込みと伝えられておりますが、福生市の場合、国道１６号線及び市内主要幹線の渋滞緩和が予測されると市長答弁にもありましたが、圏央道の開通により国道１６号線沿いの商店街が通過点となり衰弱してしまわないためにも、地元商店街の振興対策として何が考えられるかお聞きいたしたいと思います。

圏央道の八王子ジャンクションまでの開通前後の交通量調査を、市内の主要な交差点で実施していきたいとありましたが、交通量調査等、調査場所等がわかればお聞きしたいと思います。

多くの人が興味のある圏央道と中央道、連結による通行料金についてでございますが、中央道八王子インターチェンジから圏央道青梅インターチェンジ、各インターチェンジまでの料金をお聞きいたします。

以上で、再質問を終わります。よろしくお願いいたします。

○教育次長（宮田満君）　田村（昌）議員さんの中央体育館のバリアフリーについての再質問にお答え申し上げます。

４月からの利用者が減ったのか、また、周知はどうしたのかでございますが、利用者の皆様には大変御不便をおかけいたしましたが、４月の開館後には特に影響もなく、例年どおりの利用状況でございます。

また、市民の皆様に対する開館等の周知につきましては、３月の市広報紙や市のホームページに掲載するとともに、体育協会の理事会や町会・自治会の回覧によりましてお知らせをさせていただきました。

○総務部長（田辺恒久君）　再質問にお答えいたします。

商工会館のリニューアルでございますが、会館は建設後３０年が経過しておりまして、その間に平成８年度には防衛補助事業により冷暖房機の改良工事を実施しております。しかし、内装につきましては当時のままであり、老朽化が見られるところでございます。

新庁舎の完成後も今までの状況から考えまして、市の会議室として使用していく必要があると考えておりますし、また、今後地域の方々に利用していただくことも考えております。そのためにはどのようなリニューアルがよいか、またどのような管理ができるかを検討してまいりたいと考えております。

エレベーターの設置は建築基準法に基づき検討する必要がございますし、また、どこに設置できるのかなどを調査していく必要があり、また、エレベーター設置を含めたバリアフリー化、施設全体をより効率的に使用することができるようなリニューアルを、防衛補助事業として実施していく必要があると考えております。

実施時期でございますが、リニューアルと同時に冷暖房機の改良も実施できればより効率的と考えておりまして、しかし、冷暖房機の耐用年数が１５年とされていると

ころでございます。それらを含めまして早急に検討させていただきまして、取り組みたいと思いますので、よろしくお願い申し上げます。

○生活環境部長（吉沢英治君）　それでは、圏央道関係でございまして、地元地域商店街の振興対策につきまして、お答えをさせていただきます。

地元の福生武蔵野商店街振興組合及び横田商栄会では、毎年イルミネーションの装飾、あるいはクリスマスフェアのイベント事業を計画しておりまして、本年度もその予定がございます。そういったことで、市といたしましても引き続きそういったイベント事業に支援をしてまいりたいというふうに考えてございます。

それから、特色ある商店街づくりに向け支援、連携を図ってまいりますが、国道１６号沿いの商店街の課題の一つといたしまして、駐車場の整備、設置がございます。地元の福生武蔵野商店街振興組合では、都の補助金「新・元気を出せ商店街補助金」を受けまして、駐車場を設置する計画を進めておりますので、市といたしましても支援をしてまいりたいと考えておりますので、よろしくお願い申し上げます。

○都市建設部長（清水喜久夫君）　それでは、田村（昌）議員さんの都市建設部関係の再質問にお答えいたします。

交通量調査等の関係でございますが、圏央道の八王子ジャンクションまでの開通前後の交通量調査を市内主要交差点で実施するということにつきましては、１カ月ほど前から検討しておりまして、ここで開通前調査につきましては既に５月２８日に交通量調査を実施いたしました。現在、集計中でございます。交通量調査場所は、新奥多摩街道の交差点で、神明社前交差点、小室モーターズ前交差点、内出交差点の３カ所でございます。開通後調査につきましては、６月２３日の開通後に、同じ内容で調査を実施いたしまして、その結果によりましては福生警察署と協議して、今後の交通安全対策の一助にしていきたい、このように考えております。

２点目の料金でございますが、八王子中央道インターチェンジからになりますが、八王子圏央道八王子西インターチェンジまで６００円、あきる野インターチェンジまで８００円、日の出インターチェンジまで９００円、青梅インターチェンジまで１２５０円と設定されております。以上、答弁とさせていただきます。

○９番（田村昌巳君）　御答弁、ありがとうございました。

１項目目の体育館バリアフリーに関しましては、よくわかりました。利用者の皆様が、これからも快適にスポーツ、会議等に利用していただけることを期待していると同時に、申し込み予約などがスムーズにできるよう努力をよろしくお願いしたいと思います。

２項目目の商工会のリニューアルについて、この商工会は御承知のように頻繁に会議等に使用されております。なるべく早急に調査をしていただき、リニューアルとエレベーター設置が実現できるよう要望いたします。

３項目目の圏央道の通行料金でございますが、去る５月２４日に開催されました「圏央道開通の効果を地域と考える懇談会」で、通行料金が高過ぎて住民が使いづらい、私もそう思います――など、引き下げの要望が相次いだと新聞報道がありました。商業の活性化、観光事業の促進の面からも早急に料金体系を見直すよう福生市として

も運動を展開していただくよう要望いたしまして、私の質問を終わります。

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

○議長（原島貞夫君）　次に、１２番阿南育子君。

（１２番　阿南育子君質問席着席）

○１２番（阿南育子君）　それでは、御指名ですので、通告に基づきまして、一般質問をさせていただきたいと思います。大きく４点、お聞きいたします。

まず、１点目の生活交通対策についてです。コミュニティーバスの導入についてですが、今の田村議員のお話の中にも出てきましたが、商業施設が近隣には大型のものができてきまして、また道路の整備も進んでいるわけですけれども、まちを歩いてみると、私が福生に引っ越してきた当初には小さなスーパーマーケットがいくつか徒歩圏内にありましたけれども、駅前や大駐車場を整備した郊外型の大店舗に集約され、さらに小さな商店も世代交代や経営上の事情から姿を消していったお店もあります。

若くて、元気で、車が運転できる人にとっては利便性や豊富な選択肢が用意されてきている一方で、加齢により、または障害を抱えた方、または幼児がいる方で、車の運転ができないなどお一人お一人の事情によって毎日の買い物にも困難を抱えている方は実はふえているのではないかと感じています。実際に多くの市民の方から、市内のあちこちの方から、日々の買い物にも困っているという訴えをたくさんいただいております。市内の一部の地域にはバスも走っておりますが、本数が少なく、病院へ通うにも使いづらい現状です。ましてや、毎日の買い物となると、これからさらに高齢社会になっていくに当たっても、もう少し市内の移動の自由が確保されないと困ると思います。市民は自由に、どこへでも行き、自分にとって便利なところでお買い物をする、病院を選ぶなどの選択の自由の権利を持っています。

福生市の経営者でもある市長は、この権利を守りつつ、福生のまちを市民自身が選べるための条件整備をしていく役目があると思いますが、この生活交通対策についてはいかがお考えでしょうか。コミュニティーバスの導入については、市内循環バス導入検討調査が行われ、どのように経費がかかるのかの予測が示され、また一方で、福祉交通網の整備ということで交通弱者に対する検討も進められていると思いますが、現在の検討状況とあわせて伺いたいと思います。

それから、２点目の児童館について。これは指定管理者制度導入後の状況についてということで、重なる質問で大変恐縮ですが、今年度４月から、市内３館の児童館に指定管理者制度が導入されました。経費削減と市民サービスの向上が、指定管理者制度を導入するときの目的だと思いますが、それに照らして２カ月たったばかりですが、以前との違い、サービスがどのように向上されたのか、また、逆に運営主体が移行するに当たって問題等はなかったのか。また、今後の方向性とか期待できる点について伺いたいと思います。

３番目が、防災計画の非常時のトイレの確保についてです。大災害が各地で毎年のように起こっております。災害に遭われた方には心よりお見舞いを申し上げます。首都圏でも大地震の心配がされているところですが、地震に限らずさまざまな災害時の対応で共通して困るのがトイレの問題です。

災害時に、健康さえ保つことができれば乗り越えられることが多いわけですが、トイレの設備が十分でないと、水分の補給を控えてしまって、トイレの回数を減らそうとする方が出てきて、エコノミー症候群になってしまったりということが、新潟の災害のときなどにも起こっておりました。

健康管理の観点から、排泄が大事であるということは言うまでもありませんが、また、阪神淡路大震災が起こったときに、近隣からボランティアで避難所のトイレを何週間も掃除し続けたという方のお話をお聞きしたことがあります。どうしても災害時には食事が十分でなく、おにぎりなど温かくないものが多くなるといったことから、おなかを壊す方が多くなるということが起こってきまして、トイレの確保とともにきれいであるかどうかが尊厳を保つといった精神的な部分に影響するのだそうです。その方たちは、被災者の方の声に耳を傾け、状況判断をしてトイレ掃除のボランティアに徹するということを行うに至ったということで、本当に頭が下がることだなと思います。そういった方々の御苦労や被災地の状況が、私たち被災地となったことがまだない地域の人にとっても、経験として生かしていくことにつなげることが大事だと思います。

そこで伺いますが、新庁舎建設に伴い、緊急時にトイレとして使える設備を設置することになっておりますが、庁舎以外の場所への設置の予定、計画はどのようになっているでしょうか。

それから、４番目に中学校のランチルームについてです。１点目、利用状況について、市内３校の中学校にランチルームが整備されまして、１年がたったところですが、各校での利用の状況はいかがでしょうか。

また、２点目として問題点について。ランチルームの問題点があるとすれば、どのような点だとお考えでしょうか。

以上、大きく４点、お聞きいたします。よろしくお願いいたします。

（市長　野澤久人君登壇）

○市長（野澤久人君）　阿南議員さんの御質問にお答えをいたします。

生活交通対策、コミュニティーバスの導入についてでございますけれども、福生市内の鉄道等の公共交通網の状況や市内循環バス導入基礎調査結果につきましては、既に議会へも内容等、御報告し、また多くの議員さんの一般質問などにもお答えしてきているところでございます。毎年度、相当の費用負担が見込まれるといったようなことから、コミュニティーバスの導入は困難であるといったような認識をいたしまして、交通弱者の方々への対策として、「福祉交通網の整備」という方向性を出させていただいたところでございます。

自家用車での有償移送が可能になるなど、社会的にも福祉交通網整備が進められておりまして、福生市におきましても福祉有償移送サービスの拡充への側面支援や、デマンドタクシー方式などの全国的に試行、検証されているさまざまな方法について情報を得ながら、既存の交通手段の活用を含め福生市にあった福祉交通網についての検討を進めております。

さて、コミュニティーバス導入の大きな阻害要因として挙げられることは、乗車人

数が少ないと想定されることであります。基礎調査では、他市のコミュニティーバスの運行状況や、乗車人員実績の傾向を分析し、一定の算定式に基づき、平均乗車人員を求めておりますが、この数値につきましては、その後の近隣市などのコミュニティーバスの乗車実績でその信頼性が確認されております。コミュニティーバスは走らせることが目的ではございませんで、乗っていただくことが重要でございまして、空気を乗せて走るようなことではいけないと、こんなふうには思っております。

しかしながら、買い物などの日常の生活に不便が生じている方々もいらっしゃるわけでございますので、多様な移動手段について一層の研究・検討を進めまして、福生市の福祉交通網というものを実現していきたいと考えております。

次に、児童館の指定管理者制度導入後の状況についてですが、先ほど大野議員さんにもお答えをいたしておりますので、簡単にお話をさせていただきますけれども、いずれにいたしましてもまだ統計上は１カ月分の統計しかございませんので、具体的に、明確にいろいろとお話を申し上げるわけにはなかなかいかないわけでありますけれども、児童館の方の日曜日の利用ということが出てまいりまして、これについては３館で延べ３８０人、それから平日の午後９時までの延長分ということで、３館で延べ２７人の高校生の利用があったということ。それから、学童クラブとしては午後７時までの延長と、長期休業期間や土曜日での朝３０分の延長をしておりまして、４月の利用状況では定期的な利用を含めそれぞれ延べ２０人の利用があったということでございます。

次に、移行に当たっての問題点ということですけれども、子どもたちと新しい指導員との関係では、移行当初、子どもたちがどのように受けとめるのか心配もいたしておりましたけれども、移行前の指導員が各館に配置されたこともあり、子どもたちの動揺もなく指導ができておりますので、現段階では問題はないだろうというふうに思っております。

次に、今後の方向性ということですが、まだ制度を導入したばかりですが、児童館と学童クラブが一体化したことによりまして、子どもたちの遊びの幅の広がりや、保護者や地域の方々との交流の場としての利用効果など少しずつ見えてきているようですので、今後も利用者の意見をお聞きしながら検証させていただき、子どもたちが安心して過ごせるよう努めてまいりたいと考えております。

次に、３項目目の防災計画についての１点目、非常用のトイレの確保についてですが、現在市では、組立式の簡易トイレとして和式、洋式など１８６基を備蓄しております。備蓄場所は避難所として指定してある市内小・中学校など１６カ所にほぼ２基ずつ、残りはわらつけ中央災害備蓄庫に備蓄しております。

御質問のとおり、市庁舎には平成２０年度に５基、マンホール式簡易トイレを配備する予定でございます。このマンホール式簡易トイレというのは下水道マンホールふたを緊急時に専用の災害用ふたに取りかえまして、その上に簡易テントを設置したものです。軽量、コンパクトで衛生的でありまして、災害時には威力を発揮するものと思われます。今後、このマンホール式簡易トイレの設置につきましては、避難所と指定している市内小・中学校等に置ければ一番いいわけでございますが、こういったこ

とについての研究もしていかなくてはいけないかと、こんなふうに思っております。

次に、教育行政につきましては、教育委員会からお答えをしてまいります。

（教育長　宮城眞一君登壇）

○教育長（宮城眞一君）　阿南議員さんの御質問にお答えをいたします。

中学校ランチルームについての１点目、利用状況についてでございますが、平成１８年４月に福生第三中学校に「せせらぎホール」の名称でランチルームが開設をされまして、市内３校の中学校すべてに整備が終わったところでございます。

御質問の利用状況でございますが、平成１８年度は第一中学校「フォレストホール」では、利用者数は年間延べ１万７６０７人、利用率で２２．２％。第二中学校「ふたばルーム」は、利用者数延べ２万９４２人、利用率２２％。第三中学校「せせらぎホール」は延べ１万５９８５人、利用率２５．５％になっております。市内３校全体の平均利用率は２３％でございました。

次いで２点目の、問題点ということでございますが、現在のところ利用生徒のアンケート結果などから見ましても、特段、問題視をするような点はないかというふうに理解をいたしております。ただ、運営上の点につきましてはこれまでも議会にも御説明をさせていただいておりますが、市内３校にランチルームが開設をされ、３年を経過するまでに委託業者の見直し等を含めて、事業内容等の検討をいたすことといたしております。

以上、阿南議員さんの御質問に対する答弁とさせていただきます。

○１２番（阿南育子君）　御答弁、ありがとうございました。それでは、再質問をさせていただきます。

コミュニティーバスについては、多様な移動手段について一層研究・検討を進めていただけるということで、福生の福祉交通網、実現したいとのお考えをお示しいただきましてありがとうございました。福祉交通網というか、生活交通対策は今まさに進めていくべき重要な課題です。少子高齢社会を迎えても、一人一人が自立した生活を送るために欠かせないことの一つが、この移動の自由の問題です。各自治体がさまざまなやり方でコミュニティーバスを導入し、また、その結果としての数字は出てきているわけですが、それに対する評価というのも各自治体の事情によって違ってくるわけです。

今まで、ほとんど交通手段が限られていた地域では、例え乗る人数がよそから見て少なくても、必要なものとして受け入れられています。しかし、幾ら人が乗っても、生活にどれだけかかわるものになるのかによっても評価は分かれてしまいます。例えば、コミュニティーバスは走っているが、バス会社との調整がうまくつかず、結局市役所などの公共施設にたどり着かないとか、または逆に細かい道に入ってこないので、利便性が高まらなかったなど、やってみての失敗はあるようです。そういったほかの自治体の何年かやってみての評価ももちろん研究していただきまして、生活の足の確保を進めていただきたいと思います。

現在、福生にはタクシーの会社もありますし、バスの会社もあります。移送サービスをやっている団体もあります。そういった移動にかかわるさまざまな立場の方たち

にも御協力いただいて、コミュニティーバスの導入だけでなく、福祉交通網の整備、生活交通対策といった、全体的にどんな方でも、どんな状況の場合でも、何かしら移動の手段があるといったまちへつくっていっていただきたいものだと思います。

例えば、神奈川のある自治体では町会ごとに話し合っていただいて、市が仲介役となり、町会とタクシー会社が契約をし、週に３回、１台のタクシーを自由に使えるというようにするといった試みも考えられているようです。

また、市民の方からは、あの福祉センターの送迎バスは使えないのかなどの声も寄せられています。以前、取り上げさせていただいた通級を希望される児童・生徒の通学の足といったことでも、福祉交通網の整備の中で交通弱者ということで考えていくというお答えでしたが、通学という日常の移動に関してタクシーや移送サービスでの対応がこれからどのように利便性が図られていくかにかかっておりますけれども、コミュニティーバスがその一つの選択肢になる可能性もあるわけですので、そういったことも考えていただいて、なるべくすべての人にかかわるようにすれば、それだけ乗る人もふえていくわけですので、他市の状況は研究材料にしていただきまして、福生の現状にあうものを考えて、生活の足の自由を確保するということを何とか進めていただきたいと思います。

また、コミュニティーバスの導入は市内のあちこちのというか、全域と言ってもいい地域から望む声が寄せられているのですけれども、市長は以前の御答弁の中で、または循環バス導入検討調査報告書の中でも、「福生市には五つの駅が利用できるので、交通の便で恵まれている」というふうなお話をされておられますけれども、その五つの駅の中でバリアフリーが実現している駅は福生駅、たった一つしかないわけです。現在、拝島駅の改修工事が始まっておりますが、そのほかの駅についてはまだ計画にあらわされていない状況で、牛浜駅や熊川駅、東福生駅については、まだ何年か先になるのではないかと思われます。例え、駅の目の前にお住まいだとしても利用ができなくて、福生駅までタクシーを利用し、電車に乗っていますという方もおられるわけです。もちろん、各駅のバリアフリーも１日も早く進めていかなければならないことですが、駅というのは市の単独の事業ではなかなか改修できないわけですので、コミュニティーバスなので、市内の移動の自由が確保できれば、そういったことも駅の改修ができるまでの期間、補完することができるのではないでしょうか。

先ほどのお答えの中で、「走らせることが目的になってはいけない」というお話がありました。やはりこれは使う側がきちんと考えていく必要もあるのではないかと思っております。自分たちの生活の足を確保するためには、どういうことが必要なのかを知るということも大事ですし、一人一人が現在の自分の生活だけでなく、将来の自分や自分以外の周りの方がどのような状況に置かれているかを知り合う機会が必要ではないかと思います。そして、自分たちの税金の使い道の選択という意味でも、市民がかかわって考えて納得していくことが必要です。

例えば、地域で自分たちの生活の足を考えていこうとする会を立ち上げて、エリアごとにさまざまな年代の方に御参加いただいて話し合っていく場を設けるなどしたときに、市からの協力というか、その話し合いの場に情報提供していただくとか、協力

はしていただけますでしょうかということを再質問にさせていただきたいと思います。

それから、児童館については、まだ２カ月たったところで、数字としても１カ月分しかないということですが、今までなかなか改善が難しかった部分が学童保育と児童館部分の連携のことだと思うのです。それが同じ主体が運営するということで、非常にうまく行っているというお話、一体化したことによる子どもの遊びの幅の広がりが出たということで、とてもよかったのではないかと思っております。今後は、ほかの学童、今までどおり社協に担っていただいている学童との情報交換などをさらにしていただいて――福生の状況というのはやはり長年やってこられた社協の方がつかんでいるということもありますので、子どもたちの居場所の一つである学童保育の場がさらに福生全体として子どもたちにとっていい場所になるように、ＮＰＯになった児童館３館の学童と社協と、情報交換をしていただいて、高めていっていただきたいと思います。

それで、武蔵野台の児童館ですが、そこは学童保育、今回１００名を超える受け入れをお願いしているのですけれども、どうしても児童館のスペースを遊び場として使う状況が多くなっているわけで、一般の子どもたちも遊びにやってきますので、入ったところの広い廊下がやはり遊び場として使う、子どもたちが当たり前のように遊んでいるわけです。そこでやはり物を投げ合ったりとか、そういったことも見受けられますし、二小や七小の学童保育の教室に変えていくときにつけたような蛍光灯のカバーをつけた方がよいのではないかと思うのですが、事故が起こってからでは遅いので、ぜひそのことをお願いしたいのですけれども、つけられるかどうかということを再質問させていただきます。

それから、防災のトイレのことですが、マンホール式の簡易トイレの設置については、小・中学校の校庭に設置を研究しながら進めていきたいというお答えでしたが、ぜひ早急にというか整備をしていただけたらと思います。

さらに、本当に大きな大災害が起こったときには小さな公園とかでも避難生活を送られる方が多いと思うのですが、能登の災害のときなど、新潟もそうかもしれませんが、小さな避難所ほどいろいろな手がおくれるというような現実もあるみたいなので、そういうところでも十分な手が打てるような準備ということが必要だと思いますので、小さな公園とか細かいところまでの非常時のトイレについての確保ということをぜひ小・中学校の校庭にということとあわせて研究をしていって、設置を進めていただければと思います。これは要望とさせていただきます。

それから、ランチルームについてですが、大きな問題もなく進んでいるのかなということですけれども、最初の計画の中では喫食率３分の１の生徒が食べても大丈夫なように準備をしていくというようなことだったと思いますが、現在の平均の利用率ということでは全体で２３％ということで、これは数字が低いので失敗だとかということではないと思っておりますので、単純に喫食率を上げろということを私は言いませんが、お弁当を持ってこられない子のためにつくられたランチルームですので、この数字が少ないということはランチルームを利用しないで、お弁当を持ってくる子が多いというふうに単純に解釈すれば、それはよかったというふうに思ってもよいのかな

と思っております。

しかし、それでお金がかかるのはいいのだというふうに評価をするのか、またはさらに違った利用の仕方を考えてランチルーム自体の経費の削減とか赤字を黒字にしていくこととかをさらに考えるのであれば、子どもたちの喫食率を単純に上げるということではなくて、市民へ開放するとか、長期休みのときなどを使って一部開放してみるとかということで、市民みんなで運営するということを考慮に入れていったらいいのではないかと思っております。生徒へのアンケートをされておる中で、問題点は見受けられないということですけれども、ランチルームは学校の教育現場の施設なので先生方には何か聞いておりませんでしょうか。ただ単に喫食率が高いとか低いとか、市からの持ち出しがあるからいけないといったことではなくて、普通の食堂の運営とは違う面があると思います。教育の現場においてランチルームがどのように作用しているのか、いい面もあるでしょうが、悪い面もあると思います。そういう意味で問題点をどのように把握し、対処をしているのか。または全く問題点がないととらえていらっしゃるのか、もう一度お聞きいたします。

それから２点目として、どこの中学校もやっていると思うのですけれども、新入生が入ってきたときに、いきなりランチルームに各学年入り乱れて使用すると、なかなか使用しづらいとか、いろいろ問題が起こるのを見越して、学年を分けて、１年生だけが利用してみましょうというような日を設けて、そこをランチルームの使用開始のスタートの日にしているというようなことがされていると思うのですけれども、この春、二中でもそういったことで、１年生だけが利用してみるといった日に、その日の利用率というのはどうだったでしょうか。わかる範囲で数字を教えていただければと思います。

それと、ランチルームの食材の調達に関してですが、委託業者に任せてあるということだと以前にお聞きしたと思うのですけれども、国産かどうか、輸入かとかということはどのくらいわかっているのでしょうか。

また、遺伝子組み替え食品であるとかＢＳＥに対する扱いは小学校の給食と同じようになっているのでしょうか、ということをお聞きします。

またもう一点、先日の５月２５日だと思うのですけれども、西東京市の武蔵野大学で、Ｏ－１５７が学食で発生したということです。あそこは幾つかの業者が幾つかの学食とかカフェテラスとか運営しているのですけれども、中には福生市と同じ業者が入っているところもあるのですが、このＯ－１５７に関しての情報は何か入っておりますでしょうか。

ランチルームに関しては４点です。以上、再質問、よろしくお願いいたします。

○議長（原島貞夫君）　２時５分まで休憩といたします。

午後１時５４分　休憩

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

午後２時５分　開議

○議長（原島貞夫君）　休憩前に引き続き会議を開きます。

○企画財政部長（野崎隆晴君）　コミュニティーバスについての、地域での話し合い

を持つ際に、情報提供の協力をしてもらえるのかについてでございますけれども、市が抱えるさまざまな課題につきましては市民の皆様方と情報を共有し、そこから議論し、協働していくことが重要でございます。そのため、昨年１０月から市政出前講座を実施しておりまして、コミュニティーバスを含めた公共交通も講座のメニューの一つとなっております。

この市政出前講座を地域での市民の皆さんの話し合いなどの際に大いに活用していただき、情報を共有しながら公共交通、福祉交通網についてともに考えていきたいと、そのように考えております。

なお、講座等にメニューがない場合等につきましても、御要望等に基づき対応をしてまいりますので、よろしくお願いを申し上げます。

○子ども家庭部長（町田正春君）　児童館の関係で御質問でございます。武蔵野台児童館、廊下の部分に電球のカバーをつけられないかというふうな御質問でございます。以前にもこれは阿南議員さんからも御指摘をいただいたところでございます。当時は廊下というふうなことで遊び場ではないというふうなことから、指導員の方にもできるだけ廊下では遊ばないようにというふうな指導をするようにというお話もさせていただいたところでございますけれども、状況が変わってまいりまして、先ほどお話にもございました学童クラブの定員増、それから学童クラブと児童館の子どもたちと遊ぶということから言えば、若干廊下を使ったりもするようなのかということもありますので、指定管理者であります児童館の管理者の方と状況等を確認させていただく中で、設置の方向で検討していきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○教育委員会事務局参事（川越孝洋君）　中学校におきますランチルームがどのように作用しているかという点でございますが、日ごろ中学校長より聞いておりますことを答弁申し上げます。

一つの中学校の例で恐縮でございますが、まず、日によって変動はありますけれども、家庭から弁当を持参してくる生徒が約７５％、ランチルームを利用している生徒が、御指摘のように２３％、残念ながら学校の指導に乗れない生徒が２％前後いまして、決められた場所での食事がとれない生徒がいることも現状でございます。

一部の生徒のランチタイムの現状と、教職員の指導の改善、この点につきまして課題認識をしているところでございます。その対策といたしまして、現在、校長のリーダーシップのもと、まず保護者に対して弁当を持たせることによる子どもへの影響として、自分が大切にされていることのメッセージがあることを踏まえ、まさに親子の絆であります弁当づくりを機会あるごとに強くお願いしているところでございます。また、弁当を持参しない、そしてランチルームも利用しない数人の心配な生徒の状況は他の教育活動においても見られることでございます。

現在、当校では「親父の会」、地域自治会と生徒との交流を行い、学校への信頼を深め、地域総ぐるみで子どもたちを育てていこうとする状況に前進が見られている実感を持っているところでございます。さらに、教職員の熱意ある生徒の指導が教育活動のさまざまな場面で見られるようになり、校長もこれまでの努力が少しずつ報われて

いる実感を持っておるところでございます。私どもの訪問におきましても、生徒の学習への取り組み状況や部活動での活躍、集会での様子などにその成果が見てとれるようになっております。

こうした状況が、ランチタイムにおきましても改善していくものと考え、さらなる指導の充実に努めてまいりたいと思います。まだまだ課題も多くあるわけでございますが、校長は保護者、地域の皆様と力をあわせ、生徒・教職員が状況の変化に自信を持ち、明日への期待が膨らむ学校づくりに邁進しているところでございます。教育委員会といたしましても議員の皆様とともに、同じ目標と課題認識に立ち、ひたすらに子どもの変容と成長を精一杯支え、学校に対するこれまでにも勝る深い御理解とご支援をお願い申し上げたいと思います。以上で、再質問に対する私からの答弁とさせていただきます。

○教育次長（宮田満君）　中学校ランチルームについての阿南議員さんからの再質問について、お答え申し上げます。

二中の新１年生のランチルームの利用状況についてでございますが、５月１日、２日と２回実施してございます。５月１日の利用者数でございますが、１７２人、利用率につきましては７７．５％。５月２日につきましては、利用者数１８３人、利用率８２．４％でございました。

次の御質問は、国産と輸入のものをどのくらい使用しているかでございますが、可能な範囲で国産の材料を使用してございます。しかしながら、果物類につきましては若干輸入品も使用させていただいてございます。

次に、遺伝子組みかえ食品やＢＳＥに対する取り扱いでございますけれども、遺伝子組みかえ食品につきましては小学校給食同様に使用してございません。ただし、牛肉につきましては年に数回使用しておりますが、オーストラリア産の牛肉を使用いたしまして、オーストラリア検疫検査機関の証明があるものを使用してございます。

最後に４点目、武蔵野大学での０－１５７食中毒事故でございますが、シダックス委託業者よりデータが送られてきておりますけれども、武蔵野大学の学生食堂は複数ございまして、福生市で委託している業者の調理しております食堂からは食中毒は発生してございません。しかし、福生市の委託業者も武蔵野大学の同一敷地内で営業しているということから、保健所より営業の自粛を言われてございます。

○１２番（阿南育子君）　御答弁ありがとうございました。コミュニティーバスに関しては、市政出前講座などを利用して、協力いただけるということで、今後そういった地域の方々との検討会とか懇談会みたいなことが始まっていたときには、ぜひ御協力をよろしくお願いいたします。

それから、児童館に関しては電気のところのカバーですね、つけていただけそうということで、ぜひ安全を最優先に考慮していただきまして、１日も早くよろしくお願いいたします。

それから、中学校のランチルームについてですけれども、今までというか、ランチルームが始まる前は全員お弁当で、お弁当を持ってこない子も持ってきた子もお昼の時間は自分の教室にいるというのがルールだったので、そこで担任の先生を含めてクラ

スが一つになって――中学校は教科によって教室を移動していくので、担任の先生との時間というのは朝夕の時間と、お昼の時間というのはすごく大事で、そのお昼を一緒に食べながら子どもたちの様子を見るということを担任の先生ができたわけですけれども、ランチルームができたことによって教室にいない子はランチルームなのかなということで、確認ができないという状況なのですね。ランチルームにちゃんと行っていればいいのですけれども、行っていない子もたまにいたりして、いろいろなことが起こっているようなのです。そういう意味で、例えば大きな災害が起きたときに、子どもたちの居場所が把握できていないということは問題にならないのかとか、さまざま心配をすれば切りがないというような状況ですけれども、やはり今まで小学校、中学校を通して９年間で給食というか、お昼の時間をみんなで一緒に食べるという体験をできてきたのが、このランチルームができたことによって、少し緩やかになってしまったというようなこともあって、今、家庭の方でも全員が家族そろって食べられる回数が少ないということが社会的にも問題になっておりますので、家庭でも一人、学校でもバラバラというような状況で、食育の観点からも中学生にとって、そういった環境はどうなのかということは少し考えておかなくてはならないのではないかと思っています。食の体験というか、一緒にみんなで食べる楽しさというのはやはり必要だと思いますので、そういったことも考慮に入れて、ランチルームそのものがもうできてしまったものを否定するだけではなくて、そこを利用してそういった体験を広げていけるようなことを広げていければいいのではないかと思っておりますので、ぜひ前向きなランチルームの使用ということを考えていっていただきたいと思っております。

それから、二中での１年生の５月１日と２日、１年生だけで利用する日ということの利用の状況というのをお聞きしたのですが、やはり初めてのランチルームですので、みんな利用したいというか、利用したい子が多いわけです。それで、ランチとかいろいろ幾つかメニューが、めん類とかいろいろあるのですが、希望するものが食べれなくておにぎりになってしまったという子とか、あとクラスの授業の４時間目の終わり時間の微妙な差でランチルームにたどり着く時間が遅くなってしまって、食券が売り切れてしまったという子がいたという話を聞いたので、人生長い間にはそういう日もあるということで、それも勉強の一つかもしれませんが、子どもは「じゃあコンビニで買ってくるわ」ということができないので、やはりランチルームは、一番最初に導入するときにすごく心配しましたよね。３回転させるのかとか、３分の１の量で足りるのかとか、それは大丈夫だというお話で始まったことだと思いますので、やはり大事な３分の１のその日の栄養をとる食事ですので、食べられないという子が出ないように、それは十分に配慮していただきたいというふうに思っております。

そういう意味でも、委託業者選定のときにそういったことへの安定供給であるとか、安いであるとか、そういったことが考慮されて選定されたと思うのですが、必ずしも、こういったことを見ますと大きなところだから安心ということはないのだというふうに思いますので、今後、業者の選定をしていくときには、大きいから安心ということだけでは理由にはならないということを指摘させていただきまして、もっと心ある業

者にした方が、子どもの気持ちがわかる業者にする、身近な業者にするということの方が意味があるのではないかというふうに今回のことを通して思った次第ですので、ぜひその辺は今後、業者委託の委託先を考えていくときに検討の一つの材料として、選ぶときの条件として考えていっていただきたいと思っております。

それから、食材の調達に関しても、やはり大きくなればなるほどなかなかわかりづらくなってきたり、ごまかしもきいてくるというようなことも起こってきますので、これに関してもやはり身近な、手に届く、目の見えるところから調達していくということが大事だというふうに食に関しては思っています。栄養の面から、また、食文化をつないでいくという面からも――食べ物というのは自分が生まれた５キロ圏内のものを食べていくのがいいというような説もあるようで、そういった意味からもまた国産にこだわるというのはブランドにこだわるということではなくて、以前にもお話をしたと思いますが、国の力をつけていくということですし、環境問題とかさまざま影響していきますので、国の中の物を調達して農業の発展に寄与していく、そうしたところに思いを馳せて、食材がどうやってつくられていくかということを勉強に生かしていくといったさまざまな意味がありますので、ぜひ国産にこだわって、食の安全というのは進めていっていただきたいと思っております。

それから、Ｏ－１５７の問題ですけれども、お聞きをして安心をいたしました。武蔵野大学ということで、たしか同じ業者がいたなということで心配をしたのですが、武蔵野大学のホームページを見ましたら、その対策というか状況というのはすぐ出ていたのですけれども、シダックスの方には何もそういうことは出ておりませんでしたので、やはり情報というのはきちんと流していただいて、そしてこういった問題が起こったときには当該の業者でないとなかなかそういう連絡をくれと言っても来ないものなのかもしれませんが、やはり周辺で起こったことに関しても敏感に反応していただいて、情報収集をしていただきまして、保護者の方はすごく心配しますので、そういった質問にもすぐ答えられるように準備をしていただきたいということをお願いいたしまして、私からの一般質問を終わりにさせていただきます。ありがとうございました。

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

○議長（原島貞夫君）　次に、５番堀雄一朗君。

（５番　堀雄一朗君質問席着席）

○５番（堀雄一朗君）　御指名をいただきましたので、通告に基づきまして４項目について、一般質問をさせていただきます。よろしくお願いします。

まず初めに、福祉交通網の整備について伺います。福生市公明党では、今から８年前の平成１１年、福生市議会第２回定例会における一般質問にて、「福生市内におけるバス交通の空白及び交通不便地域の解消を目指して質問させていただきます」と、市内循環バスの導入について質問して以来、一貫して交通弱者対策の必要性を訴えてまいりました。そこで、初質問ではございますが、本件につきまして私が公明党の会派を代表して、質問させていただきます。

第１に、市民の皆さんからの要望に市内循環バスを走らせてほしい、市内循環バス

がなぜ福生にはないのかといった声を多く聞きます。市民の要請と公明党の粘り強い訴えにこたえていただき、福生市では平成１５年度に市内循環バス導入検討調査を実施していただきました。この時期に前後して、市内循環バスは各地で続々と導入され、多くの自治体が交通政策として走らせました。そこから得られるさまざまなデータも活用しながら、福生市でも精密な導入調査を実施していただきました。

この調査の結果では、残念ながら福生では「市内循環バスを導入することが困難」とされたようです。しかし、生活の不便を訴える高齢者を中心とした交通弱者は増加の一途であります。その後も市民の要望は尽きず、私のもとにもたくさんの方から交通の不便を訴える数多くの要望が来ております。

交通弱者の方の御苦労と工夫を一例紹介させていただきます。福生市民のよりどころとする総合病院、公立福生病院へ行く熊川に住む御婦人の一例です。体調が悪いので、やむを得ず通常はタクシーで行かれます。行きは片道１５００円ほど、帰りも１０００円ほどはかかります。病院へ通院となると、週１回でも月１万円以上となって、年金生活の方にはタクシー代が重くのしかかってきます。

日ごろ、マイカーや電車、バスを利用する私のような元気な世代でも、月１万円のタクシー利用が続くことは重い負担に感じます。この御婦人は天気がよく、体調が少しよければ、できるだけ歩きで駅へ向かわれます。先ほどもお話がありましたが、市内に５駅ありますが、福生市内でバリアフリー化が済んでいるのは福生駅しかありません。階段が少なく、構内でもホームへ上り下りの必要がない熊川駅へ向かわれます。熊川駅で五日市線に乗り、１番線に到着する拝島行きで行きますと、エレベーターやエスカレーターがまたここも未整備なため、できるだけ立川行きの電車で青梅線ホームで乗り換えをされるようにしているそうです。１番線に到着する東京行きの場合は、昭島駅まで行って、乗り換えられます。福生駅ではエレベーターを利用することはできますが、そこまで行くのにさまざま工夫をされているということでした。福生駅からは、福生病院へのバスを利用されます。

こうして、大変な御苦労をされながら交通費を節約、電車代は１５０円、バスはシルバーパスの利用で無料、往復３００円で病院へ通院するように、できるだけ努力しているということでした。似たような工夫と努力をされている方がほかにも複数いらっしゃいました。市役所に行くのにも熊川駅から拝島経由で福生駅をたどられる方がやはりいらっしゃいます。

公明党では、導入検討調査結果を踏まえ、交通政策である市内循環バス導入から交通弱者のための福祉交通網の実現へ発展的に角度を変え、要望を続けています。しかし、これまでの経緯は、市民の皆さんにほとんど知られていないようです。いまだにここまでの経緯が知られていない、この状況があると思いますので、導入検討調査の結果を周知して、理解を得るべきではないでしょうか。この点をお伺いします。

第２に、長年の調査・検討と、重ねての市民の要望を踏まえて、本年の第１回福生市議会定例会では公明党の先輩議員の質問に答え、福祉交通網の整備、検討に入っているということでしたが、具体的にどこまで進んでいるのかお伺いします。

続きまして、放課後児童対策についてお伺いします。

第１に、子育てに直接かかわっている若年層、共働き世帯の割合は平成１７年版国民生活白書の子育て世代の所得を巡る環境においても、２５歳から３４歳で特に増加傾向とのこと、所得格差とも関係して、この状況は続いていると思われます。さらに、若い世代には仕事でのプレッシャーが重くのしかかり、家庭教育への熱意を失わせているようにも見えます。放課後の子どもたちの居場所づくりは、ひとりきりで過ごす子どもたちの増加、家の外で遊ぶことが危ぶまれる世相からも急を要する国家的な課題になっています。文部科学省の補助事業、放課後子ども教室推進事業の福生市での進捗状況をお伺いします。

第２に、少子社会では子どもは社会の宝との認識を地域全体で持っていく必要があると思われます。子どもたちを見守り、育む上で、地域との触れ合いの場としての学校は重要な拠点となる可能性も持っています。学校中心のボランティア活動等はどのような状況になっているか、現状をお伺いします。

第３に、本年の予算にも計上されている「ふっさっ子の広場」と学童クラブの関係はどのようになるのか、非常に似たような事業ができてくるように見える方もいらっしゃるので、お聞かせ願います。

また、公園整備についてお伺いします。第１に、公園は地域の皆さんに愛され、自分たちの庭のように整備して、気持ちよく使っていただきたいものです。ところが、市内でも場所によっては利用者が少なく、荒れ気味な公園やいたずらでトイレがたびたび壊される公園もあるなど、周囲の治安にもマイナスになりかねない状況が生じています。未就学児から小学生ぐらいまでの親御さんからは児童遊園の砂場の美化、近所にキャッチボールができる公園が欲しい等の要望も挙がっております。

市内に７５カ所もの公園を管理する福生市では、今後、公園ボランティアの方や近隣の方の意見も取り入れつつ、一つ一つの公園の使い分けや日常の清掃管理の方法も含め、順次、再整備していく必要があると思われます。今後、どのように整備を進めていかれるのかお伺いします。

第２に、現在既に公園ボランティアの方々にも活躍をいただいているようですが、その活動状況をお聞かせ願います。

最後に、拝島駅北口周辺の整備についてお伺いします。第１に、交通渋滞の解消についてです。平成１５年３月に福生市、昭島市、両市の公明党議員が中心となって、当時の高木陽介国土交通大臣政務官へ、南北自由通路及び駅舎の建設要望、およそ１万４０００人の署名を提出したことが契機となり、その後、関係者の皆様の大変な努力により南北自由通路は着工にこぎつけました。現在も、いよいよ本年８月の開通へ向けて準備が進んでおります。周辺の住民からは「これでやっと往復２６０円を払わずに行き来ができる」と、開通を本当に心待ちにして喜んでおられます。これまで市で取り組んできた五日市街道の混雑解消への努力も伺っていますが、現状は車両が福東通りへ流れ込み、北口駅前一帯は３６５日慢性的に渋滞が発生しております。今回の駅及びロータリー周辺の整備で、渋滞解消が見込めるのかお伺いいたします。

第２に、交番設置要望の進捗状況についてですが、拝島駅北口は福生市の最東端ということで、福東地域と呼ばれ、基地用地につながる国有林等もあり、空き巣や猫の

虐待、変質者が出る等の被害も多く、交番設置要望も１０年以上前から繰り返し出されています。これまでの経緯と進捗状況をお伺いします。

また、最近では各地で市や警察の協力を得て防犯活動拠点を設置し、この拠点を中心に防犯活動を展開しているところもあるようです。一般に「民間交番」などと言われるものの、他の地域での設置、運用状況なども参考にお伺いします。

第３に、これも地域防犯にかかわるものですが、警視庁ではスーパー防犯灯の整備を道路や公園に順次行っているようです。多摩地区でも武蔵村山市や町田市で、合わせて２０基ほど運用されているようですが、福生警察から遠い拝島駅北口地域のような場所に、このスーパー防犯灯の整備や導入を考えることも有効ではないかと考えます。スーパー防犯灯について、どのようなものかお伺いします。

以上、１回目の質問とさせていただきます。

（市長　野澤久人君登壇）

○市長（野澤久人君）　堀議員さんの御質問にお答えをいたします。

最初に、福祉交通網の整備についての１点目、市内循環バス導入基礎調査の市民周知についてです。先ほども少しお話をさせていただいていますけれども、平成１５年に「市内循環バス導入検討調査」としてさまざまな視点から調査を行いまして、その結果につきましては議会へも御報告をさせていただき、いろいろと検討をさせていただきました。

この調査では、市民アンケート等を踏まえましてルート案、料金設定、必要な車両台数等を仮に設定いたしまして、市民の利用予想数など収入・支出に関する経済的試算を行っております。試算の一つの例としては、２０人乗りの小型バス３台を使いまして、市内を三つのルートで走らせた場合、平均乗車人員がおよそ１１人で、年間事業収支額は２２００万円ほどの赤字になるという想定をしております。

この調査結果等に基づきまして、市内循環バスの導入については毎年度相当の費用負担が生じることなどから、大変厳しいものという認識をいたしまして、交通弱者対策としての福祉交通網の整備の方向性を出させていただいたところでございます。

この基礎調査結果につきましては、図書館、あるいは市内公共施設での閲覧、町会長協議会での説明や、市政出前講座において市民の皆さんに説明をさせていただいております。説明をお聞きいただいた市民の方々には一定の御理解をいただいているとの報告を受けておりますが、内容等につきましては企画財政部長からお答えをさせていただきます。

次に、２点目の福祉交通網検討の進捗状況ですが、改正道路運送法によりまして、自家用自動車での有償移送サービスが福祉有償運送として法的に認められるなど、社会的な福祉交通網の整備が進められております。有償移送サービスで重要な役割を担う運転ボランティアについても、団塊の世代の方々の退職後の活躍場所として、社会貢献の場としての参加が期待をされております。

福生市の有償移送サービス事業につきましても、行政として可能な支援に引き続き取り組み、また介護タクシー、福祉タクシーにつきましても移動手段として実現性の高いとの認識から、タクシー事業者と今後とも情報や意見交換をしてまいります。

他の自治体では、「デマンドタクシー方式」や既存の路線バスに乗り継ぐための支線としての新交通システムの導入など、それぞれの自治体の公共交通の状況や課題から、さまざまな方法に取り組んでおります。それらの情報を得ながら福生市にあった福祉交通網整備を検討しておりますが、どのような方法であれ一つの方向性が出されれば、いずれにしましても試行実施などの検証が必要だというふうに考えて進めているところでございます。

次に、放課後児童対策につきましては、教育委員会からお答えをいたします。

次は、公園整備でございますが、先ほどもちょっとお答えをしておりますので、重複するところはできるだけ避けさせていただきながらお答えをさせていただきますけれども、市内の公園につきましては、１９年３月現在で都市公園５１カ所、児童遊園１６カ所、その他遊び場８カ所の計７５カ所、面積で約３９万４９００平方メートルございます。市民１人当たり、東京都では４９区市中の第４位という高い水準でございます。

現在、既存の公園には子どもたちが利用できる運動遊具を中心に設置し、みんなが利用できて、使いやすくて、そして喜ばれることを基本として公園整備を行ってきております。しかし、その多くが開設後２０年以上経過をいたしまして、画一的に設置されている施設、設備等も見受けられますので、地域の特色や公園緑地に対する市民ニーズの変化にあわせ、バリアフリー対応や健康、環境、景観、キャッチボールができる遊び場だとか、観光といった視点に立った検討をしていく必要があるというふうに考えております。

維持管理面でも公園施設の老朽化や、樹木の巨大化等、公園利用者、近隣住民の安全性の問題や、トイレの放火問題なども発生しておりますので、既存の公園を計画的に改修するため、今後１０年間の公園整備計画を策定することを考えておりまして、平成１９年度に庁内プロジェクトによりまして関係機関や地域の方々の御参加をいただきながら、ソフトの面も含めた計画を策定してまいりたい、そんなふうに考えております。

次に、２点目の公園ボランティアの活動状況についてですが、この公園ボランティア制度は平成１６年４月から要綱を策定し、今年度で４年目になりますが、５月末現在で個人で３０４名、団体で５団体の方々に活動を展開していただいておりまして、大変感謝をしております。活動の範囲は市内７５カ所の公園のうち２５カ所で、清掃等の活動が実施されておりまして、去る５月２３日には市内２カ所で花いっぱい運動の花植えを、公園ボランティア制度に登録している方々も参加をして実施をしていただきました。

今後は、各公園で活動しているボランティアの方との交流と、あるいは活動の範囲を拡大するといった意味でのネットワークづくりといったようなものを考え、公園ボランティアの定着と拡大を図ってまいりたいと考えております。

次に、拝島駅北口周辺の整備についての１点目、交通渋滞の解消についてです。この拝島駅周辺の渋滞の原因は、混雑する幹線道路の国道１６号線と交差する区間であるということに原因がございまして、朝夕、最も交通量の多い時間帯に恒常的な交通

渋滞が引き起こされておりまして、その結果、通過車両が福東地域の市道を迂回路として使用するため、福東地域の住民の皆さん、あるいは周辺地域の方々に大変な御迷惑をおかけしているところでございます。

既にいろいろと御質問をいただいておりまして、この都道五日市街道ですけれども、これは都市計画道路３・４・３の１号線という国道１６号線武蔵野橋北詰交差点から立川市域境まで、延長１１４０メートル、幅員１８メートルの路線で、立川都市計画道路３・３・３号線に連続しております。東京都の平成２７年度までの優先整備路線を決めた第３次事業化路線の策定に当たりまして、市といたしましてもこの拡幅整備等についての要望をいたしました結果、東京都施行での事業化路線として、平成１８年６月に公表され、第３次事業化路線に決定をされました。したがって、先月も開催いたしました西多摩建設事務所との行政連絡会でも要望事項として早期事業化を強くお願いをしたところでございます。

いずれにしましても、この１６号線の武蔵野橋北詰交差点から昭島市の小荷田交差点の間の約１．５キロメートル、この工事、１車線でございますが、これが２車線になる工事と、それから武蔵野橋の改修という工事が、とにかくでき上がらない限りは、この地域の解消の見込みというのは立たないのではないかというふうに思っております。とにかくこの１６号線がスムーズに通れるようになれば、五日市街道の方から来る車というのはかなりな形で流れるはずでありますから、そうすると福東地域に入らない、こういうことになるはずでありまして、そういう意味で何としてもこの工事を早くやっていただかないといけないということで、いずれにしましても１６号線の工事を早期完成することによりまして、福東地域周辺の渋滞緩和ができるという考え方で、今後も機会あるごとに国土交通省に早期完成の要望をしていきたいと、そんなふうに思っております。

それから、２点目の交番設置要望の進捗状況ですが、これも細かい話をちょっとさせていただきますが、拝島駅北口付近の交番設置につきましては、御指摘のように過去１０年ほど前から継続的に御質問をいただいておりまして、そのお答えは同じような形でございますけれども、させていただいております。市内には福生警察署のほかに駐在所が４カ所、交番が３カ所配置されておりまして、このうち青梅線以東においては国道１６号の横田交番の１カ所で、広い地域を管轄しているのが現状であります。拝島駅北口地域住民の皆さんの安全で安心な快適な生活の確保を考えますと、交番等の設置はぜひとも必要と考えております。

このようなことから、今まで、平成１０年４月１７日付で市から福生警察署長に交番設置の要望書を提出したのを皮切りに、平成１２年８月４日付で福生署長及び警視庁本部に、平成１３年１２月２１日には福生署長及び警視庁地域部あてに、交番、駐在所設置に関する要望書を提出し、その後も継続して要望しており、最近では平成１８年１２月１４日付で警視庁地域部及び福生警察署長に要望書を提出いたしました。

しかしながら、交番等の設置は福生市だけではなく、福生警察署管内はもとより警視庁全体で調整するとのことで、隣接する警察署の配置状況、交通事故状況や犯罪発生状況等さまざまな要素がありまして、目下のところは実現は大変厳しいという状況

でございます。交番等設置は都の財政的なことを含めまして警視庁の判断でございますので、引き続き地域の実情を訴えながら、早期に交番の設置が実現するよう警視庁及び福生警察署に要望をしてまいります。なお、交番等設置の要望とあわせまして、地域住民の安全を考える視点からも、防犯パトロールの強化についても定期的な巡回を署の方にはお願いをしております。

また、民間交番設置についてですが、平成１４年に世田谷区区内の自主防災組織が設置した詰め所が最初とされ、治安悪化が社会問題となるとともに各地に設置されております。警察の交番との違いについて言いますと、商店街や町会・自治会及び防犯協会等が設けた自主的な防犯拠点で、あくまでも自主組織ですので、法的な裏づけもなく、警察官もいないということで、犯罪を取り締まる力はもちろんありません。むしろ、「住民の目」の象徴として意味があるものと考えられております。民間交番先進市においては、空きビルの１室とか商店街の空き店舗を借りて、民間交番として利用しているものもあるようでございます。

３点目のスーパー防犯灯の整備についてですが、スーパー防犯灯とは正式には「街頭緊急通報システム」と言い、通報ボタンを押すと赤色灯が回転をして周囲に緊急事態の発生を知らせると同時に、カメラが作動いたしまして、スピーカーを通して通報者や現場の状況が警察署に映像で送られまして、警察官がいち早く現場に駆けつけるというものでございます。これによって、事件、事故が早く通報でき、犯罪の抑止、犯人検挙に大変役立っていると言われております。

スーパー防犯灯の設置に当たっては、防犯カメラによる撮影が行われるため，プライバシー保護や必要性の検討など、市民初め地域住民の理解が大事になります。今後もそういった意味では犯罪を少しでもなくすような形で、福生警察署と協議をいたしまして、市ができる部分がありましたら積極的に取り組んで検討してまいりたいと存じます。

以上で、堀議員さんの御質問に対する答弁とさせていただきます。

（教育長　宮城眞一君登壇）

○教育長（宮城眞一君）　堀議員さんの御質問にお答えをいたします。

放課後児童対策の１点目、文部科学省の補助事業、放課後子ども教室推進事業の福生市での進捗状況についてでございます。平成１９年度から文部科学省と厚生労働省の両省が連携し、「放課後子どもプラン」を創設・実施することとなりました。

御質問の「放課後子ども教室推進事業」は、平成１９年度から新たに文部科学省が厚生労働省の「放課後児童健全育成事業」と一体的、あるいは連携をして実施する総合的な放課後対策で、原則としてすべての小学校区において推進することで、放課後等に子どもたちの安全で健やかな居場所の確保を目指す事業でございます。

文部科学省では、初年度として１万小学校区での実施を目指し、コーディネーターの配置に必要な経費などを国・都・市がそれぞれ３分の１ずつ負担をする財政措置をとっております。福生市といたしましては、本事業の補助制度なども活用しながら、当初予算といたしまして１９９万６０００円を計上させていただいております。今後は事業が確定をし、運営開始に当たりまして不足が見込まれる経費につきましては、

本年９月の市議会に補正予算の計上をさせていただきたいと考えておりますので、その節はよろしくお願いをいたしたいと存じます。

市が計画をいたしております本事業は、すべての子どもたちの健やかで、心豊かな成長を実現するため、安全・安心な子どもたちの活動拠点を設け、地域の方々の参画を得て、特に地域の大人の教育力を結集をし、放課後等に小学校の一時的余裕教室や校庭等を活用し、児童が異年齢での遊びや、地域の人々との交流を通して子どもの創造性、自主性、社会性の育成を目指す場として、「ふっさっ子の広場」を創設しようと準備を進めております。

初年度に当たります平成１９年度におきましては、モデル事業といたしまして、市立第六小学校をモデル校とし、本年１０月開設を目指して準備を進めております。現在、「ふっさっ子の広場」事業の全体を統括し、基本的事項を決定する組織として機構会議を設置いたしまして、「ふっさっ子の広場」の総合的な調整役として活動内容の企画等を行うコーディネーターの選考等を検討してまいる予定でございます。

次に、２点目の児童・生徒の見守りや育成、現在のボランティア活動の状況についての学校中心のボランティア活動等の状況の御質問でございますが、学校に対しましてかかわりをいただいているボランティア活動という意味で、幾つか例を挙げさせていただきますと、第四小学校では隔週の土曜日に保護者、地域の皆さんが子どもたちの講師となって、楽器演奏や調理などを指導していく「四小ファンクラブ」という活動がございます。第一中学校では、クラブ活動の補助や校内の点検、見回りなど、生徒の育成・指導を支援する「おやじの会」がございます。また、市内小学校各校に児童・生徒の安全確保のための「見守りボランティア」、本町第八第一町会では福寿会を中心として児童の下校時の見守り活動の一環といたしまして、「あいさつ運動」がございます。このほか、地域ボランティアの方々によります学校図書館での読み聞かせ等の活動など、多くの学校へのボランティアでのかかわりがあり、大変ありがたく、深く感謝を申し上げるものでございます。

また、学校ごとの登下校の見守り状況は、全小学校でＰＴＡと町会等の地域団体が活動を行い、それぞれが参加者や活動日の管理を自主的に行うとともに、学校は下校時刻の連絡等を行う体制がとられております。

この見守り活動は、平成１７年１１月に広島県の小学校の児童が下校途中に殺害をされ、また同年１２月には栃木県の小学校の児童が下校中に所在不明となり、２日後に遺体で発見されるという痛ましい事件を契機に、登下校時の通学路の安全確保に関する取り組みが全国的に展開をされ、本市におきましても教育委員会及び学校のみならず、市長部局、警察、地域住民の皆さん、その他関係各位の連携を賜り、活動の充実を図ってまいりました。その一つとして、先ほど紹介をいたしました見守りボランティアが各小学校区に発足をし、活動を進めていただいております。各学校へ届け出をいただいている方々の人数は、本年５月末現在、全小学校区で４９１人と聞いております。今後、引き続き登下校の安全確保を図ってまいる所存でございます。

続きまして、３点目、「ふっさっ子の広場」と学童保育との関係でございますが、先ほど述べましたように文部科学省の補助事業、「放課後子ども教室推進事業」は、厚生

労働省の「放課後児童健全育成事業」である学童保育と連携をして実施をする総合的な放課後対策でございまして、原則としてすべての小学校区において推進をすることで、放課後等に子どもたちの安全で健やかな居場所の確保を目指す事業でございます。

ところで、学童保育事業は保護者が就労等により昼間家庭にいない、概ね１０歳未満の児童に、適切な遊び及び生活の場を提供し、監護をする取り組みでございますが、既に福生市におきましては全学校区に設置をされており、若干の待機児は出てはおりますが、一応体制としては整っております。

一方、今回、市が実施をいたそうといたします「ふっさっ子の広場」は学童保育や児童館に行っている、いないにかかわらず、全児童対策事業として広く開かれた自由往来型の取り組みというものでございます。したがいまして、学童保育と直接関連するというものではなく、学区域の児童であれば自由に広場に来られ、遊べたり、学習ができたりする事業でございまして、すべての小学生が放課後等に楽しく、安心して過ごせる場が選択肢の一つとしてふえたと、このように御理解をいただきたいと存じます。現時点では、学童保育事業との統合や事業の連携を念頭に置いているものではございません。

以上、堀議員さんの御質問に対する答弁とさせていただきます。

○企画財政部長（野崎隆晴君）　市長の補足答弁をさせていただきます。

福祉交通網の整備につきまして、市政出前講座における様子、状況でございますが、公共交通についてをテーマに、既に２回、障害者の方々のグループや高齢者団体の皆様に御注文をいただき、御説明をさせていただいております。

公共交通と申しましても、市民の皆様の関心はやはり市内循環バスにございますことから、基礎調査の結果やその結果に基づく福祉交通網整備への取り組みなどについて説明をさせていただいております。その中では、基礎調査における収支予測や乗車人数の予測数値、福生市の財政状況の厳しさなど「データから見る福生」なども活用いたしまして、ともに考えるという立場でお話をさせていただき、御意見などもお聞きしながら進めておりますが、毎年度、相当の費用負担があり、また乗車人員が少ない運行状況が想定されるなどの課題については、一様に御理解をいただいていると受けとめております。今後も市政出前講座などの機会に、基礎調査報告書、あるいは財政白書などを活用して福祉交通網のあり方、あるいは交通弱者の方々への対策にどのように取り組むかなど、市民の皆さんと一緒に考えていくことが重要と考えられます。

○議長（原島貞夫君）　午後３時５分まで休憩といたします。

午後２時５４分　休憩

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

午後３時５分　開議

○議長（原島貞夫君）　休憩前に引き続き会議を開きます。

○５番（堀雄一朗君）　それでは、再質問をさせていただきます。初質問ということで重なる質問の部分も含め丁寧に答弁をいただき、ありがとうございます。

初めに、福祉交通網の整備について再質問させていただきます。市長より、交通弱者対策への意欲と姿勢を示していただき、ありがとうございます。現役の世代なら車

でも自転車でもすっと市内どこへでも行けますけれども、坂道や階段でも何ともありませんが、この交通弱者の方々にとっては厳しい場所が多く見られ、また、経済的にも厳しい方が多くいらっしゃいます。

高齢者の交通事故の面からも大変増加しているという点、自動車、自転車の利用が困難な方、みずから運転を控えられる方の増加も見込まれます。日常の買い物も車で移動を前提とした社会に形成されているため、近所で済ますことが困難という事態も生じております。

将来の福生市でも宅配サービスを増強したり、ホームヘルプサービスの増強という形で、こうした方の生活を介護や介助で賄っていくことになるよりは、少々手厚すぎるぐらい交通弱者対策ということで手を打っていくことが望ましいのではないかと思います。お年寄りや妊産婦さんも安心して出歩くまちづくりを実現、介護予防につなげていくことを要望いたします。

福祉交通網の早期実現を、行動範囲が特に狭まって来ている方々が多数心待ちにしていらっしゃいます。検討は既に長年十分行われたと思います。福生市で全く独自の事業計画を作成するとなると、解決すべき課題が多く、大変なこととは思いますが、まずはともかく試行実施から取りかかっていただき、市民のニーズに一つ一つ答えながら整備を進めていくときではないかと思います。所見をお聞かせ願います。

続きまして、放課後児童対策についての再質問です。福生市でも、本年より本格的に放課後の子どもの居場所づくりに取りかかられたということを伺いましたが、モデル校で１校目ということ、大枠は文部科学省より来た内容に沿うのかと思いますが、実際の事業化になりますと地域の特性や実情にあわせて、地域の力でつくり上げる部分が多いと伺っております。

子どもたちの日常生活や勉強のことを近所の人が互いに助け合って連帯し、見守ってあげる、そういった地域社会の持つ教育力、これを高めていく、そういった足場にもなる事業とも受けとめております。

地域への広がりや協力の体制づくりと呼びかけですが、先ほどの学校を中心にかかわってくださっているボランティアの方々を初め、広く丁寧に呼びかけていく必要があると思われます。具体的にその方法などをお聞かせ願います。

また、特に登下校の見守りにつきましては通学路の安全確保と地域防犯対策に有効でもあり、重要な価値があると考えます。見守りボランティアにつきましては、小・中学校の子どもたちと地域が顔見知りになっていくという点からも非常に有効なボランティアと思いますので、少々細かく御質問させていただきます。

先ほど、現在、全小学校区で４９１人とお伺いしましたが、１校当たり７０人くらいもいらっしゃるようですが、そのうち３分の１でも２０人の方が出てくださる、相当な方が出ていらっしゃるということになると思います。ボランティアの方には、本当にありがたい、すばらしい登録だと感じております。

３０年以上も自主的に子どもたちのためにお一人で旗を振り続けてくださっている御婦人もいらっしゃいますが、しかし、私が最近伺っているお母さん方のお話の方では、交代で役員に各所に立つようにしても、子育て中で、フルタイムに近い働き方

をする方もなかなか多く、どうしても人数が足りなくなることがあり、ガードマンを雇うなど必要ではないかというお話を聞きます。私の実感としましても、見守りボランティアさんは地域により随分その形成に差があるように見えます。この点もお伺いしたいのですが、学校による差が実際にあるのでしょうか。学校ごとのこちらのボランティア活動の状況をお伺いします。

３点目の学童クラブとの関係につきましての点ですが、細かい話ですが、学童に入っている子が利用できないということにはならないということだというふうに思ったのですけれども、実際に事業が実施されたときには自由に行ったり来たりできるということでしょうか。その点もお伺いします。

それから、公園整備についての再質問ですが、公園ボランティアの活動について伺います。学校と協力するなどして、小・中学校の生徒さんにも公園の一角へお任せする花壇等の提供をして、定期清掃にも協力していただくなど、積極的に働きかけていくことが必要ではないかと思います。小・中学校の児童・生徒のボランティア募集についてのお考えもお伺いします。

最後に、拝島駅北口周辺の整備についての再質問ですが、１点目、拝島駅北口、ロータリーより日光橋までの道が朝夕、大渋滞し、非常に狭く、交互通行もスムーズにできない状況です。この拡幅工事は並行して実施予定がありますでしょうか。

２点目の交番設置は御理解、またこれまでの取り組みのとおり長年の要望でもあります。地域の皆さんは何かのときの安全と安心のよりどころとしての場所を求めています。初めの要望より既に１０年は経過しておりますので、このままですと警視庁や東京都の考える政策が大きく変化しない限り、なかなかこのままの状態が続いてしまうと思われます。まずは、実現可能な形ということで、地域の防犯対策を講じていく必要があると考えます。そういった意味で、現在でも地域の方がおっしゃっている、これからできる武蔵野橋下、地下道出入口近く、日光橋公園と地下道を見守る詰め所的なものがこういったところに欲しいという声も挙がっております。ぜひ、福東地域の町会やボランティアと協力して、民間交番設置に対するあらゆる支援を、こちらも検討していただきたいと思います。そのような形での支援は姿勢としてとっていけるのか、お考えをお聞かせください。

また、３点目のスーパー防犯灯ですが、東京都と市と地域の負担がいろいろと出てくるようですが、こちらのスーパー防犯灯につきましても警察官のいる交番には及ばないとは思いますが、犯罪の抑止力になり、実際の通報にも役立つと思われます。何より地域に安全と安心を与える灯台になるのではないかと、スーパー防犯灯の設置は実際にはできないでしょうか。運用の状況や設置のための費用などを参考にお伺いいたします。

以上、再質問とさせていただきます。

○企画財政部長（野崎隆晴君）　福祉交通網の試行実施についてでございますが、市長答弁にもございましたとおり、どのような手法をとるにしても方向性を出した上で試行的に実施し、その実施結果について検証することが重要と考えております。基礎調査の実施から３年を経過し、さまざまな手法を検討してまいりましたが、その一つ

の手法として既存の交通手段を活用して福祉交通網の一翼を担うことも考えられますので、このような手法での試行実施について法律的な課題などもあり、期限は特定できませんが、取り組んでまいりたいとそのように考えております。

○教育次長（宮田満君）　堀議員さんの放課後の児童対策についての再質問にお答え申し上げます。

「ふっさっ子の広場」の地域の方への周知、また参加の呼びかけはどうするのかでございますが、今後の予定といたしましては、まず７月１日号の広報におきまして本事業の概要を市民の皆様に御説明いたします。そして、「ふっさっ子の広場」の運営の中心を担っていただくコーディネーターの募集を掲載する予定でございます。

また７月以降、モデル校であります市立第六小学校のＰＴＡを初めといたしまして、学区域の青少年育成地区委員長会、町会・自治会、子ども会、民生児童委員や広く市民の方々への事業説明及び協力依頼などを行っていく予定でございます。

特に、この「ふっさっ子の広場」事業は地域の皆様のボランティアとしての積極的な参加と御協力がどうしても必要でございますので、今後、市広報紙や市ホームページ、またポスターの掲示、パンフレットの配布など積極的な周知、ＰＲを行ってまいりたいと思います。

次に、市内各小学校の見守りボランティアの人数ということでございますが、見守りボランティアの各小学校区ごとの状況でございますが、順番に申し上げますと、第一小学校が３０人、第二小学校が２８人、第三小学校が７０人、第四小学校が４０人、第五小学校が５０人、第六小学校が２００人、第七小学校が７３人という状況でございます。

学校間で人数の差もありますが、中でも２００人という一番多い第六小学校の見守りボランティアの内訳は９割が大体保護者の方で構成されておりまして、保護者の方が大変熱心に活動していただいているということであるかと思います。ありがたく感じております。

続きまして３点目、学童クラブに入所している児童が利用できるのかできないのかということでございますが、先ほどの教育長答弁にもございますとおり、この「ふっさっ子の広場」は全児童対策事業でございますので、学童クラブに通われている児童も当然利用できるわけでございますが、一つ、学童クラブですとおやつが出るということもありまして、そういった時間には学童クラブの方へ帰っておやつをとっていただくというようなこともあるかと思いますけれども、今後細かなことは学童クラブの担当の方と詰めていきたいと思っております。

○都市建設部長（清水喜久夫君）　堀議員さんの再質問にお答えいたします。公園ボランティアに関することでございますが、募集に際しましては平成１６年４月１日に制定しております福生市の公園ボランティア制度実施要綱に基づきまして、対象者は市内に居住し、または通勤し、もしくは通学する小学生以上の個人、または市内の団体とすることとなっておりますので、今後も引き続き幅広い年齢層の方に登録をしていただくために一般市民の方、小・中学生の児童・生徒等、幅広く募集をしていきたいと考えておるところでございます。

なお、市長答弁にもありましたように公園ボランティアに登録している個人での３０４人につきましては、成人の方でございます。団体の５団体の内訳につきましては第五小学校、これは小学生でございますが、２団体目が青少年自立援助センター、ＮＰＯの団体でございます。３団体目が福生市老人クラブ連合会でございます。４番目が株式会社日豊、これは民間の会社でございます。５番目が、新日本学院、ここは外国人の方が５０人ほど登録しているというふうに聞いておるところでございます。このようになっておりまして、小・中学生では五小のみという現状でございますので、教育委員会とも調整・協議させていただきながら、次世代を担う小・中学生の参加もできるような多様な行動展開も検討してまいりたい、こんなふうに思っているところでございます。

２点目の拝島駅北口ロータリー前から日光橋までの道路でございますが、この道路は市道第９６号線でございまして、数年前に拝島駅の事業化の方向が出された後に、交通安全上から現道５０センチから１メートルの拡幅工事、それからロータリーにつきましては歩道整備を実施して現在に至っているところでございます。

御質問のように、交互通行をスムーズにするにはさらに拡幅が必要となるわけでございますが、西武鉄道側の用地拡幅は鉄道施設の関係で難しく、また、反対側の民有地を拡幅するのも立地上非常に困難な状況がございます。なお、現在、昨年の市議会の一般質問での提起を受けまして、玉川上水右岸沿いの日光橋南側の市道第９３号線を平和橋まで延伸をして、歩行者が安全に駅頭へのルート化が図れるように歩行者専用道路設置の可能性を求めて用地交渉を開始しているところでございます。以上、答弁とさせていただきます。

○総務部長（田辺恒久君）　再質問にお答えいたします。民間交番設置に対する支援でございますが、地域の皆さんで話し合いをしていただき、民間交番の運営管理ができるのであれば、市といたしましても支援をする方法等考えていきたいと思っております。

次に、スーパー防犯灯についての設置の支援と費用についてでございますが、スーパー防犯灯設置にかかる平成１９年度の補助につきましては、都におきまして防犯カメラ等防犯設備の整備等に対する補助事業がございます。概要を申し上げますと、対象事業として６点ほどの要件がございまして、一つとして街頭防犯設備が対象で、固定して設置。不特定多数の人々を対象とする設備であること。二つ目として、商店街、町内会等の地域団体が設置、運営すること。三つ目として、防犯に関する地域活動を継続する見込みがある地域団体が実施する事業であること。４番目として、区市町村が都とともに補助を行う事業であること。５番目として、区市町村が安全・安心まちづくり推進地区として指定すること。６番目として、防犯カメラの設置に当たっては、運営基準を制定すること。

対象経費は新規設置にかかる経費でございまして、維持経費は対象外となっております。補助額につきましては、原則として３００万円が限度で、都の負担割合は３分の１以内となっております。負担割合でございますが、都は３分の１、市は３分の１、地元団体が３分の１の負担となっております。

また、スーパー防犯灯の費用でございますが、カメラ、記憶装置、通報システム、スピーカー、赤色灯などで１００万円ぐらいかかるそうでございまして、それに設置工事費がかかりますので、１カ所につきましておよそ１５０万円程度の費用がかかるということでございます。これはあくまでも一般的な積算の金額でございます。以上、答弁とさせていただきます。

○５番（堀雄一朗君）　それでは、最後に要望を述べさせていただきます。

福祉交通網の整備につきましてですが、試行実施をしながらその整備に入るというお話、まことにありがとうございます。生き生きと高齢者や子どもを連れたお母さん方がまちを歩き回ることのできる都市の実現に大きく寄与していけるものと期待しております。取りかかってから、問題が見えてくることが多くなるのだと思いますが、細かな要望を少々つけ加えさせていただきます。

私もお聞きして驚いたこともあったのですが、例えば福生病院からおよそ２５０メートルのところにある家に住む方が、福生病院へ通院できないとおっしゃっていました。この方は自宅から病院へ行くのが困難なので、玄関先へ迎えに来てもらえる羽村市の病院を利用しているとおっしゃっていました。福祉交通という性格上、ぜひとも玄関先までの対応も病院等々と連携して検討いただくことを御要望いたします。

さらに、夏休みに福生市の小学校ではプールの利用券を子どもたちに配布してもらっています。ところが、市内でも武蔵野台や熊川あたりの子どもたちにとっては少々遠く、自転車で行くのも危険です。こうした子どもたちのプール利用や、市内の各施設の移動手段としての利用が可能になっていくような形も想定をしていただきたいと思います。

話はさらに広がってしまいますが、要望ですけれども、近隣の方が一体どこへ、では福祉交通網があったら行くのかというふうに聞きましたところ、少し困ったことに昭島のイトーヨーカ堂へ行きたいとかそういうふうな利用の方も多いようです。実際の実態としては徳洲会病院もかなり患者さんがふえてきているようですし、福生の方の中でも利用者がふえてきているようです。そういった点も含めて、身近なそういう施設になっていっている面もございますので、そういった点での便宜、逆に便宜を図るのであれば、福生病院へ早くスムーズに皆さんが移動できる手段を確立するという形での便宜がいいかとは思いますけれども、そういった皆さんの御要望の実態も確認しながら進めていきたいと思います。周辺の相互利用できる施設を羽村市や瑞穂町とも持っていると思いますが、この点の利用推進にも、この交通網の利用が役立っていくように検討していただけたらと思います。

また、当然ながら商店街の利用ということも想定して、地域振興と高齢者がつながってくる面もあると思いますので、その点も、広がりのある事業として試行実施開始を早期にお願い申し上げます。

さらに、放課後児童対策についての要望ですが、子どもたちを取り巻く地域の安全が、まちの安全と直結しています。地域が持つ教育力と防犯力は子どもたちの見守りボランティアがかぎを握っていると私は重ねて――ちょっと言い過ぎかもしれませんが、思っております。この見守りボランティア、地域の全体に広く募集をかけてい

くなど、そのスムーズな運用と充実に特別な配慮をしていくことも必要ではないかと要望いたします。

また、ボランティア募集の仕方も今後コーディネーターさんが実際に活動されましたら、さまざまなボランティアさんと連携をとることもあるかと思いますが、非常に工夫をしていただきたいと、呼びかけに工夫を、また協力をお願いしていきたいと思います。

また、放課後子ども教室事業が地域社会に子どもたちと積極的にかかわる場所を提供する面もございます。小学校を中心に新たなコミュニティーが形成されていくような可能性まで持っていると思います。先日も「西の風新聞」に市長のインタビュー記事と、この「ふっさっ子の広場」への熱い思いということで載っておりました。さらにこの事業は広く周知していただき、全市民が関係者との思いに立って、かかわりやすくしていくことで、市内全校へ展開を成功させていくことを要望いたします。

また、公園整備についての要望ですが、公園面積は東京都４９区市中第４位とのことですが、すばらしいことと思います。さらに今後は公園緑地に対する市民ニーズの変化にもこたえ、もうワンランク上を目指すということで、現在既に観光地としても市外から利用者が多く訪れている公園もありますが、今後１０年間の計画的改修プランということでお話がありましたけれども、福生市がすばらしい公園都市として有名になるぐらい、ここに広く知られていくように自治体が展開していくことを期待したいと思います。

また、ところによってはフェンスで囲っただけの空き地のようなもの、砂場と遊具とユニバーサル仕様の清潔なトイレのあるもの、市民の要望はいかに高価な設備があるかではなく、いかにニーズにこたえているかだと思いますので、市民との対話に力を入れていただきたいと思います。この点、公園のこれからを考える上で非常に重要だと思います。こういった市民に対する要望を、またプランとして発表していく際にも、私も一緒に努力をしてまいりたいと思います。

公園ボランティアの方には、また大変感謝を申し上げます。公園が自然と地域の方から愛され、守られていくためにも、特に小・中学生の皆さんへはボランティア教育の一環にもなると思いますので、感謝状の贈呈なども行っていただきたいと、実際にボランティアをお願いするようになりましたら、そのようなことの工夫もお願いしたいと思います。

また、拝島駅北口周辺の整備についての要望でございますが、先ほどの最初の答弁の中で、渋滞解消ということにつきましては国道１６号の整備による影響が大きいということで、ここに期待をしてまいりたいと思います。これは一番最初に、まだ時間がかかるようですけれども、実現することではないかと思いますので、この１６号整備に期待していきたいと思います。

さらに、五日市街道の拡幅についてはこれまでも福生市でできる限りのことはすべて手を打って準備をしていらっしゃるということを伺いましたが、東京都へ重ねて要望を続けていただきたいと思います。

また、民間交番やスーパー防犯灯整備についても全面的に協力することはできると

いう、支援はできるという前向きなお話をいただきましてありがとうございます。解決しなければならない地域との協働という問題が出てまいりますが、「地域力」を引き出すということにつながる部分もあると思いますので、協働という部分で私も何らかの形でコミュニケーションのお役に立っていきたいと思います。また、お互いにこの「協働」については積極性が求められると思いますので、コミュニケーションの場ということをつくりながら、調整をしながら、ぜひこの実現を進めていくことに協力をしていただきたいと要望申し上げます。

また、スーパー防犯灯の条件の中に安全安心まちづくり推進地区として指定することと、先ほどございました。こちらもそのような指定は今ないと思いますので、現在いろいろと条例の制定も検討されているということですが、この安全安心まちづくり推進地区として、この拝島駅北口周辺をまずは検討に入れていただけたらというふうに御要望いたします。

細々と申し上げましたが、以上で、私の一般質問とさせていただきます。ありがとうございました。

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

○議長（原島貞夫君）　次に、１９番田村正秋君。

（１９番　田村正秋君登壇）

○１９番（田村正秋君）　それでは、さきに通告いたしました一般質問を行わせていただきます。２点にわたりましてお尋ねをいたします。よろしくお願いいたします。

まず１点目といたしまして、横田基地につきまして、軍民共用につきましてお尋ねをいたします。東京都では石原知事が再任され、公約の中で横田基地から民間機を発着させる軍民共用を挙げております。このことはかなり以前からの動きがあり、民間やさまざまな角度から多くの方々が取り上げております。一つには、西多摩の経済の活性化、あるいはグローバル化の中で新時代の横田基地のあり方など、大変重要な課題が協議されております。

野澤市長は、平成１９年の秋ごろには軍民共用で国や東京都の姿勢が具体化し、動くのではないかということで、平成１９年の施政方針で述べられておりました。この間、何か動きがあったのか、また現在、市長としての横田基地の軍民共用についてはどのようにとらえているのか、お伺いをいたします。

続きまして２点目、市民交流事業についてでございます。フレンドシップのことですが、アメリカでの２００１年９．１１テロ事件がありまして、それ以前まではかなり市の団体やさまざまな団体が交流事業を挙げていたのですが、この事件以降、非常に市民交流につきましても規制を受けたり、あるいはパスポートがないと中に入れなかったりとか、保護者同伴でないと中に入れてくれなかったりとか、非常に厳しい規制が設けられております。現在、どのように市長としてはこの交流事業につきまして横田基地の関係を把握しているのか、お願いをいたします。

続きまして、３点目、横田基地での燃料漏れ事故についてでございます。平成１９年３月２４日の新聞報道によりますと、燃料漏れ事件が発生をいたしました。そして、その報道がされていないということで、我々も当時、基地対だったわけですが、非常

にこの事件につきましていろいろな方々から質問をされていました。その後、この経過、そして内容につきましての全容が明らかになっていなかったというふうなことで、この期間はちょうど選挙の前の時期ということで、非常に理事者の方からもそういった話がなかったのですが、これは日米合同委員会での会議事項に、事件、事故については速やかに通報するというふうな項目があるわけですが、この件も含めまして、この燃料漏れ事故につきましての詳細を伺いたいと思います。

続きまして、学校教育について。（１）といたしまして、学校の施設についてお尋ねします。小学校のネットのかさ上げについて、市内小学校の校庭を取り巻くネットにつきましては野球やサッカーなど、非常にボールが低いネットを越えて道路や、隣接する敷地に飛び込むというふうなことがいろいろと言われております。私が調査したところによりますと、福生四小では大体２メートルぐらいのフェンスなのです。ところが、一小につきましては非常に高いフェンスがあって、それぞれの学校についてもいろいろな形態があって、それぞれ違うわけですが、やはり市民、ＰＴＡの方からボールが越えて非常に危ないというふうな御指摘があったので、この点につきましてもぜひ、いろいろなところでも要望されていると思うのですが、この検討結果、あるいは調査結果につきましてはどのようにとらえているのかお尋ねをいたします。

また、以前から指摘しておりました投てき板、キックボードですが、これにつきまして前々から要望しておりましたが、各学校それぞれ、形態も異なるというふうなことの中で、具体的に検討されたのか、あるいは導入に向けての思案というのがされたのか、もう一度お願いいたします。

続きまして２点目、スクールゾーンですが、福生四小のスクールゾーンについてお尋ねいたします。学校の南側に位置する通学路につきましては、朝と晩、大変多くの方が利用されております。しかし、神明社から青山医院にかけてはスクールゾーンになっていないということで、２０キロのところですが、もう５０キロぐらい出す人たちもいるのです、非常にマナーが悪くて、朝晩、旗を出して見守りをＰＴＡがやってくれたりもするのですが、非常に危ないということで、これも昔から意見が出されているのですが、この辺のスクールゾーンの見込み、あるいはＰＴＡからもいろいろと要望も出されていると思うのですが、その辺の検討、あるいはこれらの意見をどのように検討するのか、お願いいたします。

それと、他校の導入の状況について。以前から学区のスクールゾーンの状況等につきましてはいろいろと五小とか、一小学区とかさまざまな学区でスクールゾーンの問題についていろいろ論議があったわけですが、最近、市内の小学校学区の中でスクールゾーンが具体化したところとか、あるいは検討中というふうなところがどれだけあるのかお願いいたします。

以上２点です、よろしくお願いいたします。

（市長　野澤久人君登壇）

○市長（野澤久人君）　田村（正）議員さんの御質問にお答えをいたします。

横田基地についての１点目の、軍民共用につきましては昨年の１０月に、日米でスタディグループを立ち上げ、ことしの１０月までに軍民共用化についての検討を終了

することとなっております。

東京都と国の動向でございますが、東京都はスタディグループの構成メンバーではございませんので、日米両政府に対して早く決めてもらうように働きかけをしておりまして、また、平成１９年度の予算の中で、軍民共用化推進事業費として調査委託やＰＲなどの経費に約５２００万円の予算を、都としては計上しているとのことでございます。

一方、国の動向ですが、外務省が窓口になっておりまして、昨年の１０月から現在までにスタディグループは５回開催されておりますが、その検討内容は外交交渉であるため、公表されておりません。

このスタディグループは、横田飛行場のあるべき軍民共同使用の具体的な条件や、態様に関する検討をするもので、日米両政府はこの検討結果に基づき協議し、その上で軍民共同使用に関する適切な決定を行うこととされております。このスタディグループの検討結果は、１０月には公表されると思いますが、どんな内容になるのか、例えばどういう形で使えば支障がないというようなことが出てくるのかどうか、あるいはその便数みたいなものが出てくるのかどうかといった問題を含めまして全くわかりませんので、これらの情報が出された段階で議会や市民の皆様にもまたお知らせをしたいと思いますし、その後、内容を見ながらいろいろと検討をして進めていくと、こういう形にさせていただきたいと思っております。

それから、２点目の市民交流事業につきましては、例の９．１１の同時多発テロ事件以降、横田基地の警備は厳しくなっておりましたけれども、最近は当時に比べると警備は緩やかになっておりまして、交流事業も行える状況にあるようでございます。ただし、基地に入ることはまだ厳しいものがありますので、事前に基地側の相手と打ち合わせをし、基地に入る手続をしていただきたいとのことでございます。

なお、米国ではいろいろなスポーツに親しむ関係から、スポーツによっては季節が決まっているというようなことでございまして、まだそういった季節の決まったところでやっていただかないと、希望しても断られるというようなこともあるようでございますので、御理解をいただきたいという話が来ているようでございます。

それから、３点目の燃料漏れ事故については日本国民等に実質的な損害、または傷害を与える相当な蓋然性がある事故が発生した場合には、日米合同委員会の合意に従い、できるだけ速やかに通報することになっております。

今回の新聞報道は、日米合同委員会で合意事項である「在日米軍に関わる事件・事故の通報体制」が整備された平成９年から１８年までの９年間に、９０回の燃料漏れ事故があり、そのうち東京防衛施設局から地元に連絡されたのは、平成１６年１２月の議会で報告いたしております所沢通信施設で燃料２万９０００ガロンが流出した事故だけでございました。３月２４日の新聞報道では、カテゴリー２にランクされた２件の燃料漏れ事故については、米側から連絡がなかったとの東京防衛施設局の回答でございましたが、５月１７日の新聞報道では、カテゴリー２にランクされた２件の燃料漏れ事故のうち１件は、米軍から参考情報として連絡を受けたにも関わらず、地元へは伝えていなかったというものでございます。

参考情報であっても、米軍から連絡があった事故にもかかわらず、地元に連絡がなかったことから、東京防衛施設局の対応について、東京都と横田基地周辺対策連絡協議会で、５月１８日に事実確認をいたしております。東京防衛施設局の回答は、平成１４年４月のカテゴリー２にランクされた燃料漏れの情報については、当時、現地米軍からは、漏れた燃料はすべて回収済みであり、燃料漏れの場所はコンクリートピット内で、危険なところではないとの情報を受け、東京防衛施設局の職員も現地を確認していることから、安全性は十分に確保できているものと判断し、また、米側からもあくまでも参考情報として情報提供がなされたものであったことから、地元の自治体等への情報提供をしなかったという回答でございました。

その後、連絡協議会として、今後事故防止に一層努めるよう米軍に申し入れるとともに、参考情報についても地元自治体にとって影響が大きいと考えられるものについて、適切に情報提供するよう口頭要請をしたところでございます。

また、５月２１日には、連絡協議会は油漏れ事故の安全性に問題がないことの確認方法や、この事故が「通報」に当たるか否かといった判断した根拠などについて文書確認を求めているところでございます。

次の教育行政につきましては、教育委員会からお答えをさせていただきます。

（教育長　宮城眞一君登壇）

○教育長（宮城眞一君）　田村（正）議員さんの御質問にお答えをいたします。

初めに、小学校の施設についての１項目目、小学校のネットフェンスのかさ上げについてでございます。各小学校のフェンスの現況はネット部分を含め、一部の学校で７メートル、あるいは１０メートルの高さで設置をしておりますが、概ね４メートルから４．５メートルの高さとなっております。野球やソフトボール、あるいはサッカーなど、球技のスポーツでのボールの飛び出しが心配をされるケースもあるところでございますが、まずは実態を把握いたすべく学校体育施設の開放で利用されている登録団体と、各校ＰＴＡに対しまして「学校体育施設使用における安全対策アンケート」を送付いたしておりまして、現在、その回答を待っている状況でございます。この結果をもとに、今後検討を進めたいと存じますので、しばらくお時間をいただきたいと存じます。

なお、参考に学校管理下での支障状況について、各小学校長に対しまして聞き取りを行いましたが、体育の授業、あるいは学校行事等を行う際に、現状のネットの高さでも支障がないと感じているとのこと、また、近隣からもボールの飛び出し等による苦情もないとのことで、本来の学校教育で支障がないことは何よりと感じているところでございます。

次に、２項目目のキックボード、あるいは投てき板と申しますか、この設置でございますが、現在、設置をいたしております小学校は、第五小学校と第七小学校の２校でございます。第七小学校では校庭の田園通り側、南西部分に以前から木製の投てき板を設置しており、平成１５年度の校庭改良時に高さ３メートル、幅８メートル、厚さ約２３センチメートルのコンクリート製に改修をいたしております。

学校での投てき板の利用状況は、体育の授業でのサッカーの練習や、休み時間での

ボール投げ遊びに利用されているとのことでございます。現在、他の学校からは設置する場所や、設置後の安全面などのことから、特に設置の要望はございません。いずれにしましても、学校の施設、設備につきましては、学校とも十分協議の上、取り組んでまいりたいと存じます。また、校舎等の壁にボール投げをしてガラスを割る恐れ等に対しましては、日ごろの子どもたちへの教育指導により対応をいたしてまいりたいと存じます。

続いて、２点目のスクールゾーンについての１項目目、第四小学校周辺のスクールゾーンについてでございますが、議員御指摘の道路につきましては以前から学校及びＰＴＡから、指定の要望がある道路でございまして、毎年、全小・中学校区を対象に実施をいたしております「通学路・スクールゾーンの安全点検」におきまして、昨年も引き続き第四小学校側からスクールゾーン指定の要望と、当該道路が通学路であるため、運転者に対する注意喚起の看板等の設置要望が出されておりました。

教育委員会では、この点検結果をもとに改善要望を関係部署に依頼をするとともに、その対応結果について回答を求めるというシステムで改善の実効性を図っておりますが、当該要望案件はスクールゾーン指定の要望につきましては、平成１８年１２月に、福生警察署へ市長から要望をいたしております。また、注意喚起の対策も当時の土木課で対応をいたしまして、注意喚起の懸垂幕を電柱に掲出をいたしております。

スクールゾーンの指定につきましては、議員御承知のとおり、東京都公安委員会で決定をされます時間制限つき交通規制でございますので、その決定を待っている状況でございます。

次に、２項目目の新たにスクールゾーンに指定された箇所があるかとの御質問でございますが、第二小学校区の福東地区の市道７６号線、地番で申しますと熊川１６５３番地から１６４２番地６６先までの延長１６８メートルが、平成１７年５月２４日付で、東京都公安委員会で決定をされたのが直近の指定でございます。

以上、田村（正）議員さんの御質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（原島貞夫君）　４時５分まで休憩といたします。

午後３時５２分　休憩

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

午後４時５分　開議

○議長（原島貞夫君）　休憩前に引き続き会議を開きます。

○１９番（田村正秋君）　それでは、再度質問をさせていただきます。今、市長からの答弁をいただきまして、本当にありがとうございました。

軍民共用につきましては、非常に注目を受けているところでございますが、今、市長からの答弁の中で現在、スタディグループですか、５回開催されているというふうなことですが、その外交交渉のため公表はできないということですが、我々といたしましては少しでも基地の関係、特に軍民共用につきまして情報を知りたいというのが基本ですが、この外交交渉、特に今度は企画部長の方に聞かせていただきたいのですが、大きな見出しぐらいのところは少し教えていただけないかと思うのですが、その辺につきましてはどうなのでしょうか。

それと２点目の、市民交流事業につきまして、先日、ある団体が中で野球の試合をしようということで行ったのですが、行ったときにパスポートを提示したり、あるいは免許証を提示したり、保険証を提示したりして、写真も撮られるのです。ところがその中で１８歳未満の人がいると、保護者同伴でなくてはだめだとか、非常にもう先に通告して野球の試合をやるのだということにもかかわらず、非常に長い時間がかかって、１時間ぐらいかかって、結局入れなかったことがあるのですが、２００１年の９．１１のテロ事件から非常に時間がもう経過している中で、もう少し交流事業を進めてもいいのではないかというふうに思うのですが、その辺の働きかけ、そういったことにつきましても理事者としては今後どのように考えるのか、お願いをいたします。

それと、先ほど燃料漏れの関係ですが、これにつきましてはカテゴリーの問題がありましたが、それでカテゴリー１から４があるということですが、この中で日本側に通告しなくてもいい、お知らせしなくてもいいような部分があるというふうなことも言われておるのですが、我々としてはやはり速やかな情報提示、特に日米合同委員会の合意に基づく関係がございますので、事件、事故や、あるいはさまざまな問題につきまして速やかに開示しろということを基地対とかさまざまなところで、いろいろな議員が示しているのですが、そのカテゴリーの問題につきましてどこまでどうなのかということがよくわからないので、もう一度その辺を教えていただきたいと思います。

それと、小学校のネットと投てき板につきまして、３月の予算委員会の中でも青海議員さんからもお話がありましたけれども、小学校のネットのかさ上げを、かなり言われているというふうなお話がございましたが、私も本当に言われているのです。ですから、こういった施設もやはりボールとか、あるいは機材が非常に発展したり、体力も非常にレベルが上がっていたりもするので、ぜひ必要だなというふうに思うのですが、こういった中で、横田基地の防衛補助との関係の中で、以前は防衛補助のメニューが非常に少ないと、新しいメニューが欲しいというふうなお話もあったのですが、こういった防衛補助のメニューに、小学校のネットのかさ上げとか投てき板、こういったものに充当できないかというふうに思うのですが、その辺につきましてもどのように考えているのかお願いいたします。

それとあと、スクールゾーンの関係、今、四小のスクールゾーン、特に神明社から青山医院のところが非常に危ないということで、それに附属して永田の方の関係も言われているのですが、この間、ちょうど昭和６２年ぐらいから聞くところによりますとＰＴＡがさまざまにスクールゾーンの要望をしているという経過があるわけですが、これは一説には地域の人たちの全部の判こをもらわなければいけないとか、あるいは単独でスクールゾーンが認定されるとか、いろいろなケースがあると思うのですが、この辺のスクールゾーンの認定、あるいは今、この地区の人たちが要望書を出したのですが、そういった要望書の扱いの主役みたいな、あるいはそれを建設に持っていくとか、そういう段階のところはどこまで行っているのか。もう非常に、２０年ぐらいたっている改良の要望だと思うのですが、その辺につきましては理事者はどのように考えているのかお願いいたします。

それと次の、今、理事者の方から新たにスクールゾーンの設定があったというふう

なお話がございました。本当にありがたいと思いますが、以前、一小の付近でスクールゾーンの関係で馬出しをするということで、その馬出しをだれがするかとか、非常にそういうトラブルも結構あったと。馬出しをしたときに、運転者から「こんなものは要らない」というふうなことで結構トラブルがあったりとかいろいろなことも言われているのですが、スクールゾーンの馬出しの方法とか、あるいは現在のトラブルについては何かあるのか、ぜひお知らせをいただきたいと思います。

○企画財政部長（野崎隆晴君）　まず、スタディグループの情報についてでございますが、外務省や防衛施設庁等に問い合わせをしておりますが、一切公表できる段階にないとのことで、検討内容につきましては平成１８年５月１日のロードマップのとおり、共同使用が横田飛行場の軍事上の運用や安全及び軍事上の能力をそがないように民間機を飛ばす方法を検討しているとしか答えられないとのことでございます。

続きまして、横田基地での市民交流についてでございますが、現在も個人的なつながりの中で少年野球などの交流は行われておりますが、横田基地に配属されている米軍人の多くは二、三年で転勤するため、１度連絡が途絶えてしまうとその後の連絡がとれなくなることもありまして、日本側との交流事業を継続することが難しいとのことでございます。市では基地内にどのようなサークルが存在し、どこに連絡をしたらいいのか等につきまして基地の広報部に市民交流について相談したところ、交流を希望するチーム等があれば、基地側で対応できるチーム等を探すなどの協力はできるとのことでございました。市民交流につきましては、福生・横田交流クラブとも相談をしながら、市といたしましても市民交流に協力をしてまいりたいと、そのように考えております。

続きまして、カテゴリーについての基準でございますが、この基準につきましてはあくまでも米太平洋空軍の内部基準でございまして、燃料の流出量等などによりカテゴリー１からカテゴリー４にランクづけをしております。参考までに一例を申し上げますと、１万ガロン以上がカテゴリー１、１０００ガロンから１万ガロン未満がカテゴリー２、１００ガロン以上１０００ガロン未満がカテゴリー３、１００ガロン未満がカテゴリー４となっておりまして、内部基準として流出量等で区分されております。

次に、燃料漏れの場合の日本側への通報の基準についてでございますが、この基準につきましては事件、事故が地域社会に及ぼす影響を最小限とするために、日米合同委員会で合意されたものでございまして、燃料等が流出した結果により日本側へ実質的に汚染が生じる可能性がある場合は、日本側へ通告しなければならないとされております。したがいまして、カテゴリーのランクづけの流出量等により、日本側へ通報されるのではなく、日米合同委員会の合意に基づき日本側への影響が生じる可能性がある場合に、日本側へ通報されることとなっております。

続きまして、防衛補助事業でございますけれども、こういった事業につきましては主に法第９条に基づく特定防衛施設周辺整備調整交付金事業で実施をいたしておりますけれども、この交付金につきましては３条、８条の補助金とは異なり、自治体のまちづくりに着目した点が特色で、自治体が任意に整備すべき施設等が対象となっておりますことから、このことを幅広くとらえ、当市におきましてもさまざまな事業に活

用しており、これまでも中学校のランチルーム整備事業、市営駐車場立体化整備事業、中央体育館耐震補強事業、東福生駅自由通路上屋設置事業、それと各体育施設の改良事業、この中には体育施設のかさ上げ事業も含んでおります。それに市道の改良整備事業等、また給食配送車等の備品の購入にも充当いたしております。

採択の最も重要な要件といたしましては、事業の必要性と事業効果が強く求められておりますので、その事案ごとに個別の折衝を重ね、このことを強く訴えていく中で対象事業として採択をしていただいている実績等もございますことから、今後につきましても事案ごとに交渉していく中で、広く防衛補助事業として活用できるよう対応してまいります。

○教育次長（宮田満君）　田村（正）議員さんの学校教育についての再質問にお答え申し上げます。

１点目、スクールゾーンの認定は、要望の扱いはでございますが、手持ちの資料では平成１１年からのものしかございませんが、毎年、公立小学校ＰＴＡ連合会会長から要望をいただいております。「児童・生徒を取り巻く環境の整備について」という要望でございますが、これは市役所全課にまたがる内容になってございますが、その対応といたしましては市長部局の各課におきまして対応、あるいは実施した結果を市長から教育長に文書で回答をいただいております。それをさらにＰＴＡ連合会へ教育委員会から回答をしているわけでございます。スクールゾーンの認定につきましては公安委員会の決定を待ってと、こういったところでございます。

それともう一点、馬出しにおきましてトラブルがあったかということでございますけれども、また、方法はどうかということでございますが、学校周辺の地域の皆様、また保護者の皆様の御協力で馬出しを行っていただいておりますが、最近は馬の部分にいろいろな表示が書き込めるようになっておりまして、新たな試みもなされております。

日常、馬は学校、または地域の集会施設、そういったところに置いてあると思いますけれども、トラブルと言いましては特段、直接のトラブルはないのでございますが、最近、熊川地域の市道１４０号線、ここは対面交通の場所でございますが、朝の登校時に近所の住民の方がそこへ馬を出しまして、自動車の進入を妨害したという形になってしまいまして、ドライバーとトラブルになったと、それが教育委員会の方に寄せられたと、そんなところが馬出しに関する最近のトラブルの事例でございまして、ほかには特段トラブルというものは入ってございません。

○１９番（田村正秋君）　答弁、ありがとうございました。るる、理事者の方から御説明がありました。

１点目の軍民共用の問題につきましては、今、市長からもお話がありましたが、１０月ごろにはスタディグループの報告があるということなので、我々もいろいろと期待もしておりますが、ぜひ速やかな情報提供をよろしくお願いしたいと思います。

続きまして、フレンドシップの市民交流についでですが、やはり２００１年の９．１１テロ以降、大分時間も経過しておりまして、市民の方々から聞くとやはりせっかく基地があるというふうなことで、市民交流はぜひしたいという前向きな意見がござ

います。ですから、今後いろいろな形を考えていただいて、市民交流の形をさらに前のようにつくっていただければと思います。

続きまして、横田基地の燃料漏れ事故ですが、カテゴリー１から４まであるということでお話はわかりましたが、やはり我々も基地対とか議員というのは、これは迷惑施設でありますからいろいろな情報提供を市民にしなければいけないという観点の中で、ぜひ速やかな情報提供をこれからお願いしたいというふうに思います。

続きまして、学校教育につきまして、今、お話にありましたように今後はネットのかさ上げとかという問題につきましても防衛補助の中でも何とか検討できるのではないかというお話をいただいたので、今後ぜひ我々も会派といたしましてもさらに要望していきたいと思います。

それと、２点目のスクールゾーンにつきましても非常に長い時間がかかっているわけです。やはり危ないという指摘を受けてから何回か事故が起きたりもしているわけです。それも我々も確認しておりますし、ぜひ子どもたちの安心安全も含めまして、スクールゾーンの設置方、検討をさらに進めていただきたいと思います。

馬出しのことにつきましては、今、理事者から説明がありましたとおり確認をいたしました。昔は馬出しをだれがするかということで、非常に事件的なものもあったりもいたしましたので、これにつきましても今後もいろいろな形で検討していただきたいと思います。

以上で、一般質問を終わります。ありがとうございました。

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

○議長（原島貞夫君）　お諮りいたします。

本日の会議はこの程度にとどめ、延会とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（原島貞夫君）　御異議なしと認めます。よって、本日はこれをもって延会することに決定いたしました。

なお、次回本会議は６月６日、午前１０時より開きます。

本日はこれをもって延会いたします。

午後４時２１分　延会

㊞

福総総発第48号
平成19年5月29日

福生市議会議長
原　島　貞　夫　様

福生市長　野　澤　久　人　㊞

平成19年第2回福生市議会定例会の招集について

平成19年5月29日付け、福生市告示第66号（別紙参照）をもって、平成19年第2回福生市議会定例会を招集したので通知します。

㊞

福生市告示第66号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第101条第2項の規定に基づき、平成19年第2回福生市議会定例会を次のとおり招集する。

平成19年5月29日

福生市長　野　澤　久　人　印

1　期　　日　平成19年6月5日

2　場　　所　福生市議会議場

㊞

福総総発第45号

平成19年5月29日

福生市議会議長

原　島　貞　夫　様

福生市長　野　澤　久　人　㊞

議案の送付について

平成19年第2回福生市議会定例会に提案するため、次の議案を送付します。

1　議案第38号　福生市議会議員及び福生市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例

2　議案第39号　福生市都市計画税条例の一部を改正する条例

3　議案第40号　福生市国民健康保険条例の一部を改正する条例

4　議案第41号　福生市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

5　議案第42号　福生市営住宅条例の一部を改正する条例

6　議案第43号　平成19年度福生市一般会計補正予算（第1号）

7　議案第44号　平成19年度福生市老人保健医療特別会計補正予算（第1号）

8　議案第45号　平成19年度福生市下水道事業会計補正予算（第1号）

9　議案第46号　昭島市の公の施設の設置に関する協議について

10　議案第47号　損害賠償額の決定について

11　議案第48号　福生市表彰条例に基づく自治功労表彰について

12　議案第 49 号　福生市表彰条例に基づく自治功労表彰について

13　議案第 50 号　福生市表彰条例に基づく自治功労表彰について

14　議案第 51 号　福生市表彰条例に基づく一般表彰について

15　報告第 3 号　専決処分の承認を求めることについて（平成 19 年度福生市国民健康保険特別会計補正予算（第１号））

議案第38号

福生市議会議員及び福生市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成19年6月5日

福生市長　野　澤　久　人

（提案理由）

公職選挙法の一部を改正する法律（平成19年法律第3号）により公職選挙法（昭和25年法律第100号）が改正され、市長選挙において選挙運動用のビラが当該選挙期間中に頒布できるようになったことに伴い、当該選挙運動用ビラの作成に係る公費負担に関して必要な事項を定めたいので、本条例を改正する必要がある。

福生市議会議員及び福生市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例

福生市議会議員及び福生市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例(平成6年条例第23号)の一部を次のように改正する。

第1条中「第141条第8項」の次に「、第142条第11項」を、「の使用」の次に「、法第142条第1項第6号のビラ(福生市長の選挙の場合に限る。以下「ビラ」という。)」を加える。

第9条を第12条とする。

第8条中「第6条後段」を「第9条後段」に改め、同条を第11条とする。

第7条を第10条とする。

第6条中「第8条」を「第11条」に改め、同条を第9条とし、第5条の次に次の3条を加える。

(ビラの作成の公費負担)

第6条　候補者(福生市長の選挙の場合に限る。)は、第8条に定める1枚当たりの作成単価にビラの作成枚数(当該作成枚数が、法第142条第1項第6号に定める枚数を超える場合には、同号に定める枚数)を乗じて得た金額の範囲内で、ビラを無料で作成することができる。この場合においては、第2条ただし書の規定を準用する。

(ビラの作成の契約締結の届出)

第7条　前条の規定の適用を受けようとする者は、ビラの作成を業とする者との間においてビラの作成に関し、有償契約を締結し、委員会が定めるところにより、その旨を委員会に届け出なければならない。

(ビラの作成の公費負担額及び支払手続)

第8条　福生市は、候補者(前条の規定による届出をした者に限る。)が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるビラの作成を業とする者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成されたビラの1枚当たりの作成単価(当該作成単

価が、1枚当たり7円30銭を超えるときは、7円30銭とする。)に当該ビラの作成枚数(当該候補者を通じて法第 142 条第1項第6号に定める枚数の範囲内のものであることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。)を乗じて得た金額を、第6条後段において準用する第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ビラの作成を業とする者からの請求に基づき、当該ビラの作成を業とする者に対して支払う。

附　則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第39号

福生市都市計画税条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成19年6月5日

福生市長　野　澤　久　人

（提案理由）

郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成17年法律第102号）により地方税法（昭和25年法律第226号）が改正されたことに伴い、課税標準の特例に係る規定を整備したいので、本条例を改正する必要がある。

福生市都市計画税条例の一部を改正する条例

福生市都市計画税条例(昭和31年条例第7号)の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「、第36項又は第37項」を「又は第36項から第38項まで」に改める。

附則第16項中「、第47項、第48項、第49項、第50項、第51項、第52項又は第55項」を「、第47項から第52項まで、第55項若しくは第57項」に、「又は第37項」を「又は第36項から第38項まで」に、「若しくは第37項」を「若しくは第36項から第38項まで」に改める。

附　則

この条例は、平成19年10月1日から施行する。

議案第40号

福生市国民健康保険条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成19年6月5日

福生市長　野　澤　久　人

（提案理由）

健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）により、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）が改正されたことに伴い、医療給付に係る一部負担金の規定を整備したいので、本条例を改正する必要がある。

福生市国民健康保険条例の一部を改正する条例

福生市国民健康保険条例（昭和54年条例第28号）の一部を次のように改正する。

第5条第1号中「3歳に達する日の属する月の翌月」を「6歳に達する日以後の最初の3月31日の翌日」に改め、同条第2号中「3歳に達する日の属する月」を「6歳に達する日以後の最初の3月31日」に改め、同条第3号中「100分の10」を「100分の20」に改める。

附　則

（施行期日）

1　この条例は、平成20年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

（経過措置）

2　この条例による改正後の福生市国民健康保険条例の規定は、施行日以後に行われる医療に関する給付を受ける場合について適用し、施行日前に行われた医療に関する給付を受ける場合については、なお従前の例による。

議案第41号

福生市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成19年6月5日

福生市長　野　澤　久　人

（提案理由）

介護納付金課税額に係る課税限度額及び被保険者均等割額の改定に伴い、国民健康保険税の減額の規定を整備したいので、本条例を改正する必要がある。

福生市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

福生市国民健康保険税条例（昭和54年条例第29号）の一部を次のように改正する。

第14条中「８万円」を「９万円」に改め、同条第１号ウ中「4;200円」を「5,520円」に改め、同条第２号ウ中「2,800円」を「3,680円」に改める。

附　則

（施行期日）

１　この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

２　この条例による改正後の福生市国民健康保険税条例の規定は、平成19年度以後の年度分の国民健康保険税から適用し、平成18年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

議案第42号

福生市営住宅条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成19年6月5日

福生市長　野　澤　久　人

（提案理由）

第一市営住宅及び第五市営住宅について、それぞれ１戸ずつ取り壊したので、本条例を改正する必要がある。

福生市営住宅条例の一部を改正する条例

福生市営住宅条例（平成９年条例第25号）の一部を次のように改正する。

別表第１第一市営住宅の項戸数の欄中「11戸」を「10戸」に改め、同表第五市営住宅の項戸数の欄中「５戸」を「４戸」に改める。

附　則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第43号

平成19年度福生市一般会計補正予算（第1号）

上記の議案を提出する。

平成19年6月5日

福生市長　野　澤　久　人

平成１９年度　福生市一般会計補正予算（第１号）

平成１９年度福生市の一般会計補正予算（第１号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第１条　歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ10,065千円を追加し歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ22,593,065千円と定める。

２　歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表　歳入歳出予算補正」による。

平成１９年　６月　５日　提出

福生市長　　野　澤　久　人

第 1 表　歳入歳出予算補正

1 歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
15 都支出金		2,320,040	680	2,320,720
	3 委託金	199,535	680	200,215
18 繰入金		1,932,114	7,827	1,939,941
	1 特別会計繰入金	8,743	7,827	16,570
20 諸収入		186,695	1,558	188,253
	5 雑　入	168,865	1,558	170,423
歳　入　合　計		22,583,000	10,065	22,593,065

2　歳　出

（単位：千円）

款	項	補正前の額	補　正　額	計
2　総 務 費		4,488,125	16,449	4,504,574
	1　総務管理費	3,716,438	16,760	3,733,198
	5　統計調査費	25,617	△311	25,306
4　衛 生 費		2,546,652	286	2,546,938
	2　清 掃 費	1,633,264	286	1,633,550
8　土 木 費		2,257,049	3,085	2,260,134
	2　道路橋りょう費	1,167,792	3,085	1,170,877
10　教 育 費		2,600,815	991	2,601,806
	1　教育総務費	302,181	991	303,172
13　予 備 費		45,028	△10,746	34,282
	1　予 備 費	45,028	△10,746	34,282
歳　出　合　計		22,583,000	10,065	22,593,065

議案第44号

平成19年度福生市老人保健医療特別会計補正予算（第1号）

上記の議案を提出する。

平成19年6月5日

福生市長　野　澤　久　人

平成１９年度　福生市老人保健医療特別会計補正予算（第１号）

平成１９年度福生市の老人保健医療特別会計補正予算（第１号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第１条　歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ35,940千円を追加し歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3,054,766千円と定める。

２　歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表　歳入歳出予算補正」による。

平成１９年　６月　５日　提出

福生市長　　野　澤　久　人

第 1 表　歳入歳出予算補正

1　歳　入　　（単位：千円）

款	項	補正前の額	補　正　額	計
1　支払基金交付金		1,649,900	△2	1,649,898
	1　支払基金交付金	1,649,900	△2	1,649,898
2　国庫支出金		912,416	17,204	929,620
	1　国庫負担金	912,416	17,204	929,620
3　都支出金		228,104	△1	228,103
	1　都負担金	228,104	△1	228,103
5　繰越金		1	18,739	18,740
	1　繰越金	1	18,739	18,740
歳　入　合　計		3,018,826	35,940	3,054,766

2　歳　出

（単位：千円）

款	項	補正前の額	補　正　額	計
2　諸支出金		204	35,944	36,148
	1　償還金及び還付金	203	28,117	28,320
	2　他会計繰出金	1	7,827	7,828
3　予備費		100	△4	96
	1　予備費	100	△4	96
歳　出　合　計		3,018,826	35,940	3,054,766

議案第45号

平成19年度福生市下水道事業会計補正予算（第1号）

上記の議案を提出する。

平成19年6月5日

福生市長　野　澤　久　人

平成１９年度　福生市下水道事業会計補正予算（第１号）

平成１９年度福生市の下水道事業会計補正予算（第１号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第１条　歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ202,800千円を追加し歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,075,430千円と定める。

２　歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表　歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第２条　地方債の追加は、「第２表　地方債補正」による。

平成１９年　６月　５日　提出

福生市長　　野　澤　久　人

第 1 表　歳入歳出予算補正

1　歳　入　　(単位：千円)

款	項	補正前の額	補　正　額	計
8 市　債		155,400	202,800	358,200
	1 市　債	155,400	202,800	358,200
歳　入　合　計		1,872,630	202,800	2,075,430

2　歳　出

（単位：千円）

款	項	補正前の額	補　正　額	計
3　公　債　費		1,105,320	202,914	1,308,234
	1　公　債　費	1,105,320	202,914	1,308,234
4　予　備　費		17,421	△114	17,307
	1　予　備　費	17,421	△114	17,307
歳　　出　　合　　計		1,872,630	202,800	2,075,430

議案第46号

昭島市の公の施設の設置に関する協議について

上記の議案を提出する。

平成19年6月5日

福生市長　野　澤　久　人

昭島市の公の施設の設置に関する協議について

次のとおり、昭島市の公の施設の設置を認めるものとする。

1　公の施設の名称　拝島駅自由通路

2　設置場所　昭島市区域　昭島市松原町四丁目3840番地イ－3ほか

福生市区域　福生市大字熊川字武蔵野1697番2ほか

別紙資料のとおり

3　設置目的　拝島駅の南北を結ぶことにより歩行者の安全を確保し、及び利便の向上を図るとともに、地域間の交流を促進し、もって地域社会の活性化に資するため

4　経費の負担　施設に関する維持管理に要する経費（事務費は除く。）は、昭島市が7割を負担し、本市が3割を負担する。

（提案理由）

昭島市の公の施設の区域外設置を認めたいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の3第3項の規定に基づき、本案を提出する。

（資　料）

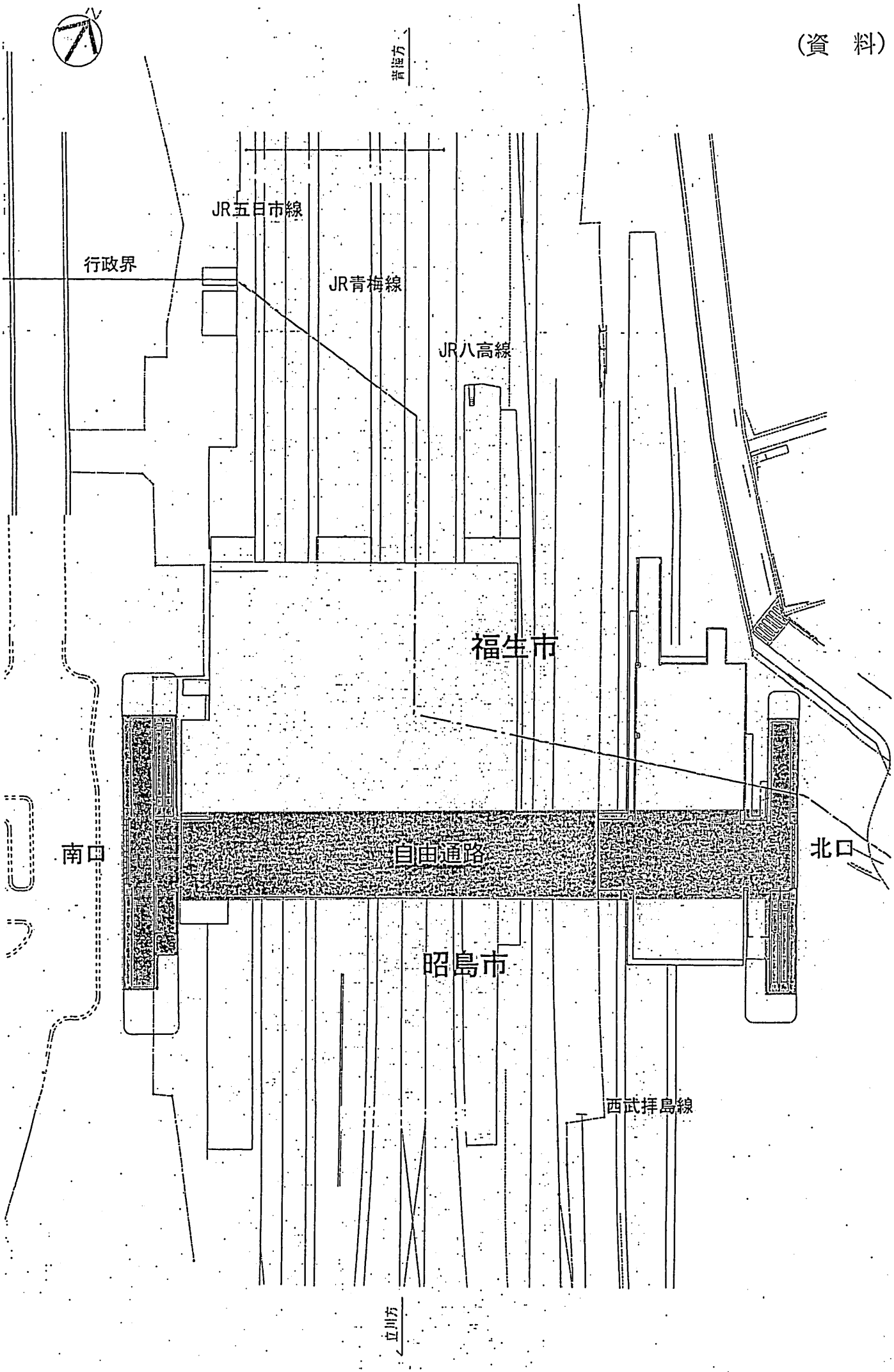

議案第47号

損害賠償額の決定について

上記の議案を提出する。

平成19年6月5日

福生市長　野　澤　久　人

損害賠償額の決定について

次のとおり損害賠償額を決定する。

1　損害賠償の額　金1,271,502円

2　損害賠償の相手方　福生市大字福生912番地1　メゾンエリゼ302号室

金　蓮子

3　事故の概要

平成18年11月25日午前6時ごろ、相手方金蓮子は、福生市武蔵野台一丁目1番地ＪＲ東福生駅西口歩道内自転車用スロープ上において転倒し右手を負傷した。この事故は、放置自転車が歩道を塞いでいたため、歩道を利用することができず自転車用スロープの利用を余儀なくされたために生じたものである。

（提案理由）

ＪＲ東福生駅西口歩道内自転車用スロープ上における転倒事故による損害を賠償するため、その賠償額を決定する必要がある。

議案第48号

福生市表彰条例に基づく自治功労表彰について

上記の議案を提出する。

平成19年6月5日

福生市長　野　澤　久　人

福生市表彰条例に基づく自治功労表彰について

次の者は、福生市表彰条例（昭和 58 年条例第9号）に規定する自治功労表彰に該当するので、同条例第7条第1項の規定に基づき、議会の議決を求める。

1　住　所　福生市武蔵野台一丁目3番地7　サンハイツＦ－4

2　氏　名　遠　藤　洋　一

3　理　由　第3条第1項第2号に該当

多年にわたり福生市議会議員として福生市の発展に貢献したので、その功績に対して、表彰しようとするもの

市議会議員歴

昭和54年5月1日就任

平成19年4月30日退任

議案第49号

福生市表彰条例に基づく自治功労表彰について

上記の議案を提出する。

平成19年6月5日

福生市長　野　澤　久　人

福生市表彰条例に基づく自治功労表彰について

次の者は、福生市表彰条例（昭和 58 年条例第9号）に規定する自治功労表彰に該当するので、同条例第7条第1項の規定に基づき、議会の議決を求める。

1　住　所　福生市大字熊川190番地

2　氏　名　石　川　和　夫

3　理　由　第3条第1項第2号に該当

多年にわたり福生市議会議員として福生市の発展に貢献したので、その功績に対して、表彰しようとするもの

市議会議員歴

平成7年5月1日就任

平成19年4月30日退任

議案第50号

福生市表彰条例に基づく自治功労表彰について

上記の議案を提出する。

平成19年6月5日

福生市長　野　澤　久　人

福生市表彰条例に基づく自治功労表彰について

次の者は、福生市表彰条例（昭和 58 年条例第９号）に規定する自治功労表彰に該当するので、同条例第７条第１項の規定に基づき、議会の議決を求める。

１　住　所　福生市牛浜４番地

２　氏　名　清　水　信　作

３　理　由　第３条第１項第２号に該当

多年にわたり福生市議会議員として福生市の発展に貢献したので、その功績に対して、表彰しようとするもの

市議会議員歴

平成７年５月１日就任

平成19年４月30日退任

議案第51号

福生市表彰条例に基づく一般表彰について

上記の議案を提出する。

平成19年6月5日

福生市長　野　澤　久　人

福生市表彰条例に基づく一般表彰について

次の表に掲げる者は、福生市表彰条例（昭和58年条例第9号）に規定する一般表彰に該当するので、同条例第7条第2項の規定に基づき、議会の議決を求める。

第4条第1号に該当する者

番号	住　所・氏　名	理由（功労・功績）	功　労　期　間
1	福生市大字熊川1651番地 前　田　正　蔵	多年にわたり市議会議員として市行政に貢献した功績	市議会議員歴 平成15年5月1日就任 平成19年4月30日退任
2	福生市本町91番地 中　森　富　久	多年にわたり市議会議員として市行政に貢献した功績	市議会議員歴 平成15年5月1日就任 平成19年4月30日退任
3	福生市大字熊川19番地 野　島　義　久	多年にわたり農業委員会委員として市行政に貢献した功績	農業委員会委員歴 平成8年7月20日就任 平成19年3月30日退任
4	福生市加美平一丁目6番地6 小　峰　幸　雄	多年にわたり町会長等として市行政に貢献した功績	町会長歴 平成13年4月1日就任 平成19年3月31日退任 町会会計歴 平成3年4月1日就任 平成13年3月31日退任
5	福生市大字福生947番地21 金　子　茂　行	多年にわたり町会長等として市行政に貢献した功績	町会長歴 平成13年4月1日就任 平成19年3月31日退任 副町会長歴 平成5年4月1日就任 平成13年3月31日退任

番号	住　所・氏　名	理由（功労・功績）	功　労　期　間
6	福生市大字福生1030番地 村　尾　幸　男	多年にわたり町会長等として市行政に貢献した功績	町会長歴 平成15年4月1日就任 平成19年3月31日退任 副町会長歴 平成5年4月1日就任 平成15年3月31日退任
7	福生市武蔵野台一丁目20番地18 青　木　　健	多年にわたり町会長等として市行政に貢献した功績	町会長歴 平成11年4月1日就任 平成19年3月31日退任 副町会長歴 平成9年4月1日就任 平成11年3月31日退任
8	福生市大字福生2169番地18 柳　川　英　司	多年にわたり町会長等として市行政に貢献した功績	町会長歴 平成15年4月1日就任 平成19年3月31日退任 副町会長歴 平成5年4月1日就任 平成15年3月31日退任
9	福生市大字福生572番地 笹　本　和　一	多年にわたり町会長等として市行政に貢献した功績	町会長歴 平成13年4月1日就任 平成19年3月31日退任 副町会長歴 平成9年4月1日就任 平成13年3月31日退任
10	福生市志茂109番地 清　水　　清	多年にわたり交通安全推進委員会委員として市行政に貢献した功績	交通安全推進委員会委員歴 昭和63年4月1日就任 平成19年5月31日退任
11	国立市富士見台1丁目7番地 1－12－409 大　場　勝　男	多年にわたり情報公開審査会委員（個人情報保護審議会委員）として市行政に貢献した功績	情報公開審査会委員（個人情報保護審議会委員）歴 平成7年3月16日就任 平成19年3月15日退任
12	福生市武蔵野台一丁目18番地35 小　川　由利子	多年にわたり保護司として市行政に貢献した功績	保護司歴 平成3年5月15日就任 平成19年5月14日退任
13	福生市志茂64番地 濱　垣　壽一郎	多年にわたり民生委員推せん会委員及び町会長等として市行政に貢献した功績	民生委員推せん会委員歴 平成7年10月1日就任 平成19年5月20日退任 町会長歴 平成元年4月1日就任 平成7年3月31日退任 町会会計歴 昭和62年4月1日就任 平成元年3月31日退任

番号	住　所・氏　名	理由（功労・功績）	功　労　期　間
14	福生市武蔵野台二丁目17番地1 都営武蔵野台3－103 細　谷　幸　史	多年にわたり消防団員として消防行政に貢献した功績	消防団員歴 平成7年4月1日消防団入団 平成12年4月1日班長 平成16年4月1日部長 平成18年4月1日副分団長 現在に至る
15	福生市牛浜30番地 髙　橋　晃　司	多年にわたり消防団員として消防行政に貢献した功績	消防団員歴 平成7年4月1日消防団入団 平成12年4月1日班長 平成18年4月1日部長 現在に至る
16	福生市加美平三丁目23番地8 清　水　靖　弘	多年にわたり消防団員として消防行政に貢献した功績	消防団員歴 平成7年4月1日消防団入団 平成16年4月1日班長 現在に至る
17	福生市大字熊川476番地4 中西レジデンス108号室 松　本　栄　作	多年にわたり消防団員として消防行政に貢献した功績	消防団員歴 平成7年4月1日消防団入団 平成16年4月1日班長 現在に至る
18	福生市大字熊川1659番地4 五　味　英　明	多年にわたり消防団員として消防行政に貢献した功績	消防団員歴 平成7年4月1日消防団入団 現在に至る

第4条第3号に該当する者

番号	住　所・氏　名	理由（功労・功績）	内　　容
19	杉並区善福寺2丁目23番25号 林　　義　雄	教育行政の重要性を深く認識し、文化財保全用地を寄附した行為	土地の所在　福生市大字熊川字北694番11 面　　積　68.01平方メートル 寄附の日　平成18年12月11日

報告第３号

専決処分の承認を求めることについて

上記の議案を提出する。

平成19年６月５日

福生市長　野　澤　久　人

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第１項の規定により、平成19年度福生市国民健康保険特別会計補正予算（第１号）を別紙写しのとおり専決処分したので、同条第３項の規定により、報告し、その承認を求める。

㊞

専決第３号

専決処分書

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第１項の規定により、平成 19 年度福生市国民健康保険特別会計補正予算（第１号）を別紙のとおり専決処分する。

平成 19 年５月 25 日

福生市長　野　澤　久　人　㊞

平成１９年度　福生市国民健康保険特別会計補正予算（第１号）

平成１９年度福生市の国民健康保険特別会計補正予算（第１号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第１条　歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ76,003千円を追加し歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 5,669,588千円と定める。

２　歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表　歳入歳出予算補正」による。

平成１９年　５月２５日　専決

福生市長　　野　澤　久　人

第 1 表　歳入歳出予算補正

1　歳　入

（単位：千円）

款	項	補正前の額	補　正　額	計
1　国民健康保険税		1,705,967	76,003	1,781,970
	1　国民健康保険税	1,705,967	76,003	1,781,970
歳　　入　　合　　計		5,593,585	76,003	5,669,588

2　歳　出

（単位：千円）

款	項	補正前の額	補　正　額	計
10　前年度繰上充用金		0	76,003	76,003
	1　前年度繰上充用金	0	76,003	76,003
歳　　出　　合　　計		5,593,585	76,003	5,669,588

陳情第19－1号

「駐留軍関係離職者等臨時措置法」の延長に関する陳情書

（陳情の要旨）

「駐留軍関係離職者等臨時措置法」は、米軍基地の撤退等に伴なって多数の離職者が特定の地域において発生することを踏まえ、その離職者対策を目的に昭和33年に制定されました。

この間、同法は、昭和48年の関東計画に基づく立川基地等の返還・統合に伴って生じた多数の離職者対策を初め、必要に応じた施策を講じつつ５年ごとの期限延長を続けた今日に至っております。

御承知のとおり、駐留軍雇用は、米国防政策や国際情勢に影響を受けるなどの特殊な職場環境下にあり、本質的には不安定雇用という立場におかれています。

在日米軍再編に伴う雇用問題が懸念される中にあって、駐留軍労働者の離職者対策は、これまで以上に「駐留軍関係離職者等臨時措置法」に基づく対策が不可欠であります。

つきましては、駐留軍労働への御理解と「駐留軍関係離職者等臨時措置法」の必要性を御賢察の上、平成20年５月16日に期限切れを迎える同法の再延長を求める意見書を提出していただきますよう、御要請申し上げます。

（陳情の事項）

「駐留軍関係離職者等臨時措置法」の有効期限の延長を求める意見書を提出し、その実現方について国会、内閣等への働きかけをお願いします。

平成19年５月22日

陳情者代表

福生市牛浜140番地

全駐留軍労働組合東京地区本部

執行委員長　当　山　哲　司　㊞

福生市議会議長

原　島　貞　夫　　様

福 議 発 第 ３６号
平成 19 年 5 月 29 日

様

福生市議会議長
原 島 貞 夫

議案説明員の出席要求について

平成19年第2回福生市議会定例会にご出席くださるよう、地方自治法第121条の規定により要求いたします。

なお、議事日程及び議案写しを別紙のとおり送付いたします。

1　期　日　　平成19年6月5日（火）

2　場　所　　福生市議会議場

㊞

福監発第１６号
平成１９年５月２８日

福生市長　野澤久人様
福生市議会議長
原島貞夫様

福生市監査委員　沖倉　強
同　髙橋章夫

平成１９年３月分例月出納検査の結果について

このことについて、地方自治法第２３５条の２第３項の規定により、検査の結果に関する報告を次のとおり提出します。

１　検査日　４月２７日（金）
２　場　所　監査委員事務局
３　対　象　平成１９年３月中における収入役の権限に属する現金の出納状況並びに関連事項。
４　結　果　３月中における現金の出納状況について関係帳簿及び証拠書類の検査を実施した結果、３月末日における収支の状況は別紙のとおりで計数上の誤りは認められなかった。

平成19年3月分

平成18年度

1 歳入歳出の状況

(単位：円・%)

会計名	予算現額	本月中歳入額 本月中歳出額	本月末歳入累計額 本月末歳出累計額	収入率 執行率	本月末現在高
一般会計	千円 21,977,807	4,631,728,662 2,556,414,285	20,228,582,587 18,556,420,910	92.0 84.4	1,672,161,677
国保会計	5,567,248	769,682,442 459,796,614	5,065,434,104 5,081,335,699	91.0 91.3	運 50,000,000 △15,901,595
老人保健医療会計	3,235,762	341,881,817 251,629,200	3,003,487,074 2,898,158,422	92.8 89.6	105,328,652
下水道事業会計	2,188,721	423,931,309 586,561,683	2,020,574,593 1,945,539,125	92.3 88.9	75,035,468
介護保険会計	2,632,971	371,072,195 212,404,864	2,524,800,587 2,311,568,431	95.9 87.8	213,232,156
受託水道事業会計	409,454	45,428,227 33,848,132	317,969,837 263,014,567	77.7 64.2	54,955,270
合計	36,011,963	6,583,724,652 4,100,654,778	33,160,848,782 31,056,037,154	92.1 86.2	運 50,000,000 2,104,811,628

2 歳入歳出外現金の状況

(単位：円)

区分	前月末現在高	本月中収入額	本月中支出額	本月末現在高
歳入歳出外現金	55,682,933	336,130,248	323,608,640	68,204,541
都税	128,533,100	113,769,226	128,533,100	113,769,226
合計	184,216,033	449,899,474	452,141,740	181,973,767

3 基金の状況

(単位：円)

区分	前月末現在高	本月中収入額	本月中支出額	本月末現在高
退職手当特別負担金準備基金	116,454,586	利 214,021	0	116,668,607
庁舎建設基金	2,336,328,422	利 3,706,776	取 984,988,903	1,355,046,295
都市施設整備基金	1,386,863,014	利 1,910,885	貸 143,398	1,388,630,501
育英基金	15,350,000	0	0	15,350,000
市営住宅等管理基金	352,158,079	利 540,646	0	352,698,725
財政調整基金	運△780,000,000 1,662,922,102	戻 730,000,000 利積 190,786,740	取 190,000,000	運△50,000,000 1,663,708,842
学校施設等整備基金	1,949,212,913	利 3,151,328	取貸 110,016,289	1,842,347,952
ふるさと人づくりまちづくり基金	413,782,023	0	0	413,782,023
介護給付費準備基金	11,917,532	利 10,634	取 11,917,000	11,166
中小企業振興資金融資一時補てん基金	2,000,000	0	0	2,000,000
国保高額療養費等資金貸付基金	6,000,000	0	貸 560,000	5,440,000
合計	運△780,000,000 8,252,988,671	戻 730,000,000 200,321,030	1,297,625,590	運△50,000,000 7,155,684,111

・運は運用金　・戻は戻入金　・貸は貸付金　・利は利子　・積は積立金
・取は取崩し

写

福都地発第２６号
平成１９年5月３１日

福生市議会議長
原　島　貞　夫　様

福生市長
野　澤　久　人　印

福生市土地開発公社の経営状況について

このことについて、地方自治法第２４３条の３第２項の規定により、福生市土地開発公社の平成１８年度決算書及び平成１９年度事業計画書等を別紙のとおり提出します。

平　成　１８　年　度

福生市土地開発公社決算書

福　生　市　土　地　開　発　公　社

目　　次

1　事業報告書 …… 1

（1）　概　　況 …… 2
（2）　平成１８年度福生市土地開発公社
　　理事会開催状況及びその他事務報告 …… 3
（3）　役員に関する事項 …… 4
（4）　役員に関する事項（参考） …… 5
（5）　平成１８年度福生市土地開発公社土地取得明細表 …… 6
（6）　平成１８年度福生市土地開発公社土地売却明細表 …… 7

2　決算報告書 …… 8

（1）　平成１８年度福生市土地開発公社収入支出決算書 ……9・１０

3　財務諸表 …… １１

（1）　平成１８年度福生市土地開発公社損益計算書 …… １２
（2）　平成１８年度福生市土地開発公社貸借対照表 …… １３
（3）　平成１８年度福生市土地開発公社準備金（剰余金）計算書 …… １４
（4）　負債明細表 …… １５
（5）　財産目録 …… １６
　　（福生市土地開発公社 取得及び売却用地位置図） …… １７
　　（福生市土地開発公社 保有土地位置図） …… １８

4　監査報告書 …… １９

（1）　平成１８年度福生市土地開発公社
　　決算等の審査意見について …… ２０

1　事業報告書

（1）　概　　況

福生市土地開発公社は、昭和４８年１１月に設立以来、福生市の基本計画を踏まえて策定された実施計画に基づき、市の依頼を受けて公共事業用地等の先行取得を積極的に実施してきたところであるが、用地取得に伴う借入金、借入金利息については、福生市都市施設整備基金等貸付要綱に基づき低金利（年利率０．０３％）で借入れをしている。

また、平成１７年度末に、日本銀行が量的金融緩和政策解除に踏み切る等、日本経済は堅調な景気回復基調が維持されてきているが、全体的には緩やかに改善・回復に推移していると判断され、特に地方財政等を取り巻く状況については、まだ厳しい状態が継続している。

このような情勢の中で、平成１８年度においては、都市計画道路３・４・３１号線（柳通り）用地 １０５．９１平方メートルの用地を市の依頼に基づき取得した。

一方、土地の処分については、都市計画道路３・４・３１号線（柳通り）用地 のうち６５．６６平方メートル、市道第３０号線拡幅改良整備事業用地９２．９８平方メートル、合計 １５８．６４平方メートルの用地を福生市へ売却した。

(2)　平成18年度 福生市土地開発公社理事会開催状況及びその他事務報告

開催年月日	件名	内容	備考
平成18年4月5日	平成18年度第1回理事会	理事長及び副理事長の互選について	
4月 7日	平成18年度東京都市町村土地開発公社連絡協議会総会	平成17年度事業報告及び収支決算・役員改選について・平成18年度事業計画及び収支予算について	東京自治会館
5月12日	決算監査	平成17年度福生市土地開発公社決算及び事業内容についての監査	認定
5月24日	平成18年度第2回理事会	平成17年度福生市土地開発公社決算について	認定
8月16日	平成18年度第1回事務研修会	「最近の土地評価の現状と課題」 講師 (財)日本不動産研究所 不動産鑑定士 稲葉勝巳氏	東京自治会館
10月 4日	平成18年度第2回事務研修会	「圏央道計画と用地買収について」 講師 相武国土事務所 副所長 足立賢一・伊藤豊氏	東京自治会館
10月20日	平成18年度講演会	「土地開発公社の現状と今後のあり方」 講師 総務省 自治行政局地域振興課 山田雅彦氏	東京自治会館
平成19年 2月 7日	平成18年度第一ブロック会議	情報交換	立川市民会館
2月20日	平成18年度東京都市町村土地開発公社連絡協議会事務局長会	平成19年度総会について	東京自治会館
3月29日	平成18年度第3回理事会	平成18年度福生市土地開発公社補正予算(第1号)及び資金計画の変更について 平成19年度福生市土地開発公社事業計画・予算及び資金計画について	可決

(3)　役員に関する事項

平成19年3月31日現在

理事9名　監事2名

役職	氏名	市の役職	備考
理事長	髙橋保雄	助役	
副理事長	並木茂	収入役	
理事	野崎隆晴	企画財政部長	
〃	田辺恒久	総務部長	
〃	吉沢英治	生活環境部長	
〃	清水喜久夫	都市建設部長	
〃	吉野栄喜	教育次長	
〃	大越英世	財政課長	
〃	中根三規夫		
監事	宮城眞一	教育長	
〃	小林作二	議会事務局長	

(4)　役員に関する事項(参考)

平成19年4月1日現在

理事9名　監事2名

役職	氏名	市の役職	備考
理事長	髙橋保雄	副市長	
副理事長	並木茂	収入役	
理事	野崎隆晴	企画財政部長	
〃	田辺恒久	総務部長	
〃	吉沢英治	生活環境部長	
〃	清水喜久夫	都市建設部長	
〃	宮田満	教育次長	
〃	大越英世	財政課長	
〃	小林作二		
監事	宮城眞一	教育長	
〃	吉野栄喜	議会事務局長	

（５）平成１８年度　福生市土地開発公社土地取得明細表

事業名	所在地番	面積（㎡）	土地取得額（円）	補償・事務費等（円）	計（円）	備考
都市計画道路３・４・３１号線（柳通り）整備事業用地先行取得事業	福生市本町３９－２の内	105.91	21,817,460	27,436,826	49,254,286	
計		105.91	21,817,460	27,436,826	49,254,286	

（６）平成１８年度　福生市土地開発公社土地売却明細表

事業名	所在地番	面積（㎡）	金額（円）	備考
都市計画道路３・４・３１号線（柳通り）整備事業用地売却事業	福生市本町３９－１１	65.66	40,968,921	平成１９年１月１０日（福生市に売却）
市道第３０号線拡幅改良整備事業用地売却事業	福生市大字熊川字北８６０－２３外	92.98	16,926,450	平成１９年１月１１日（福生市に売却）
計		１５８.６４	57,895,371	

2　決算報告書

（1） 平成１８年度　福生市土地開発公社決算書

（収入）　　（単位：円）

款　　項	予算現額			調定額	収入済額	予算現額と収入済額との比較
	当初予算額	補正予算額	計			
1　事業収入	16,926,000	40,969,000	57,895,000	57,895,371	57,895,371	371
1　土地売却収入	16,926,000	40,969,000	57,895,000	57,895,371	57,895,371	371
2　未収入金収入	0	0	0	0	0	0
2　借入金	109,076,000	△ 67,953,000	41,123,000	41,122,473	41,122,473	△ 527
1　借入金	109,076,000	△ 67,953,000	41,123,000	41,122,473	41,122,473	△ 527
3　事業外収入	5,694,000	173,000	5,867,000	5,867,124	5,867,124	124
1　利息収入	127,000	174,000	301,000	301,124	301,124	124
2　補助金	2,722,000	0	2,722,000	2,722,000	2,722,000	0
3　雑収入	2,845,000	△ 1,000	2,844,000	2,844,000	2,844,000	0
4　繰越金	18,192,000	0	18,192,000	18,191,672	18,191,672	△ 328
1　前年度繰越金	18,192,000	0	18,192,000	18,191,672	18,191,672	△ 328
合　計	149,888,000	△ 26,811,000	123,077,000	123,076,640	123,076,640	△ 360

（支出）

（単位：円）

款　　項	予算現額			支出済額	不用額	備　考
	当初予算額	補正予算額	計			
1　事業費	108,916,000	△ 59,661,000	49,255,000	49,254,286	714	
1　土地取得費	108,916,000	△ 59,661,000	49,255,000	49,254,286	714	
2　宅地造成費	0	0	0	0	0	
3　前年度未払金	0	0	0	0	0	
2　管理費	6,764,000	△ 1,968,000	4,796,000	4,791,078	4,922	
1　一般管理費	6,764,000	△ 1,968,000	4,796,000	4,791,078	4,922	
3　借入金償還金	0	40,963,000	40,963,000	40,962,786	214	
1　借入金償還金	0	40,963,000	40,963,000	40,962,786	214	
4　事業外支出	297,000	△ 14,000	283,000	282,940	60	
1　支払利息	297,000	△ 14,000	283,000	282,940	60	
5　予備費	33,911,000	△ 6,131,000	27,780,000	0	27,780,000	
1　予備費	33,911,000	△ 6,131,000	27,780,000	0	27,780,000	
合　計	149,888,000	△ 26,811,000	123,077,000	95,291,090	27,785,910	

収入支出差引残額　27,785,550円

平成19年3月31日　現在

福生市土地開発公社

理事長　高橋保雄

3　財　務　諸　表

(1) 平成18年度 福生市土地開発公社損益計算書

(平成18年4月1日～平成19年3月31日)

単位:円

1 事業収益		
(1) 公有地売却収益	57,895,371	57,895,371
2 事業原価		
(1) 公有地売却原価	57,895,371	57,895,371
事業総利益		0
3 一般管理費		
(1) 一般管理費	4,791,078	4,791,078
事業損失		4,791,078
4 事業外収益		
(1) 受取利息	301,124	
(2) 補助金	2,722,000	
(3) 雑収入	2,844,000	5,867,124
5 事業外費用		
(1) 支払利息	117,118	117,118
経常利益		958,928
当期利益		958,928

(2) 平成18年度 福生市土地開発公社貸借対照表

(平成19年3月31日現在)

単位:円

(資産の部)

1 流動資産		
(1) 現金及び預金	237,785,550	
(2) 土地	956,188,971	
流動資産合計		1,193,974,521
資産合計		1,193,974,521

(負債の部)

1 流動負債		
(1) 未払金	0	
2 固定負債		
(1) 長期借入金	922,871,706	
負債合計		922,871,706

(資本の部)

1 基本金		
(1) 基本財産(福生市出資)	5,000,000	
基本金合計		5,000,000
2 準備金		
(1) 前期繰越準備金	265,143,887	
(2) 当期利益	958,928	
準備金合計		266,102,815
資本合計		271,102,815
負債資本合計		1,193,974,521

（3）平成１８年度　福生市土地開発公社準備金（剰余金）計算書

（平成１９年３月３１日現在）

単位：円

1	前期繰越準備金	２６５，１４３，８８７
2	当　期　利　益	９５８，９２８
3	次期繰越準備金	２６６，１０２，８１５

(4) 負 債 明 細 表

未　払　金

種　　別	金 額 (円)	備　　考
未　　払　　金	0	
計	0	

長 期 借 入 金

借　　入　　先	金 額 (円)	備　　考
福 生 市 都 市 施 設 整 備 基 金	478,155,775	
福生市立学校施設等整備基金	54,320,543	
福 生 市 庁 舎 建 設 基 金	390,395,388	
計	922,871,706	

(5) 財 産 目 録

資産の部

(平成19年3月31日現在)

種類	番号	事業名	種別	面積(㎡)	金額(円)	備考
預金			定期預金		210,000,000	西武信用金庫
			普通預金		27,785,550	西武信用金庫
			計		237,785,550	
						(東京都福生市)
土地	2	代替用地	宅地	111.79	1,117,900	北田園2-20-16
	4	公園用地	畑	38.04	5,002,285	大字福生字武蔵野2148-2外
	5−1	公共事業用地	山林	255.14	28,973,125	大字福生字加美1763-1
	5−2	公共事業用地	山林	24.56	2,900,233	大字福生字加美1763-1
	6	公共事業用地	山林	175.21	22,447,185	大字福生字加美1773-9
	8	代替用地	宅地	776.25	360,883,837	大字熊川字北689-35
	9	代替用地	宅地	162.07	25,638,435	大字福生字加美1219-5
	10	福生駅東口自転車駐車場(仮称)等用地	宅地	296.39	390,395,388	東町1-6
	20−53	都市計画道路(柳通り)用地	宅地	40.25	8,291,500	本町39−2
	23−1	都市計画道路(富士見通り)用地	事務費	0.00	596,610	大字福生字武蔵野2120−9
	23−2	都市計画道路(富士見通り)用地	事務費	0.00	451,500	大字福生字武蔵野2120−9
	23−3	都市計画道路(富士見通り)用地	宅地	245.54	61,642,341	大字福生字武蔵野2120−9
	23−4	都市計画道路(富士見通り)用地	事務費	0.00	19,998,907	大字福生字武蔵野2120−9
	23−5	都市計画道路(富士見通り)用地	事務費	0.00	241,500	大字福生字奈賀872−17外
	23−6	都市計画道路(富士見通り)用地	事務費	0.00	152,250	大字福生字奈賀872−17外
	23−7	都市計画道路(富士見通り)用地	宅地	36.98	9,992,255	大字福生字奈賀872−17外
	23−8	都市計画道路(富士見通り)用地	事務費	0.00	287,700	大字福生字武蔵野2165−9外
	23−9	都市計画道路(富士見通り)用地	事務費	0.00	190,050	大字福生字武蔵野2165−9外
	23−10	都市計画道路(富士見通り)用地	宅地	106.83	16,985,970	大字福生字武蔵野2165−9外
			計	2269.05	956,188,971	
			合計		1,193,974,521	

平成18年度福生市土地開発公社取得及び売却用地位置図

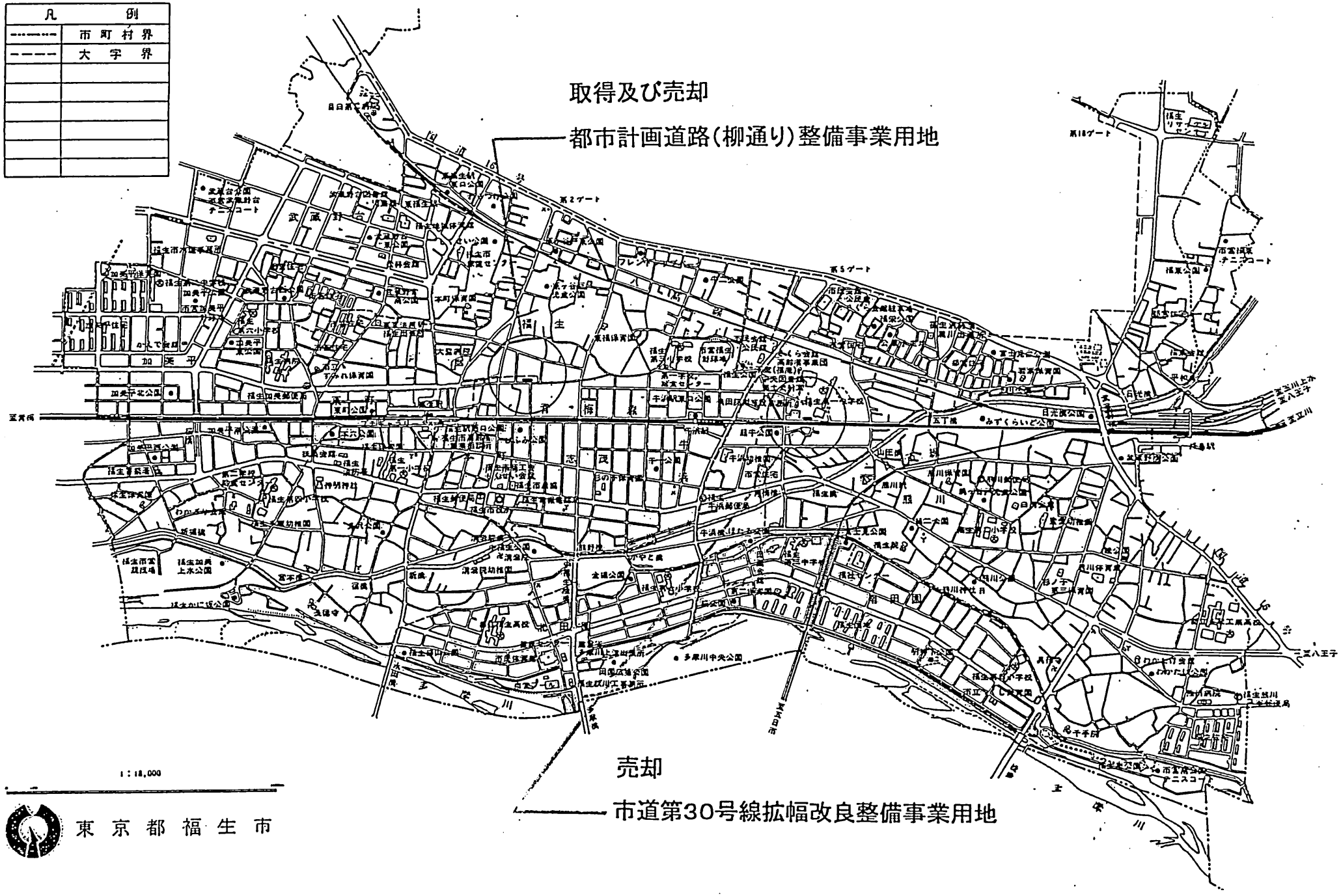

平成18年度末　福生市土地開発公社　保有土地位置図

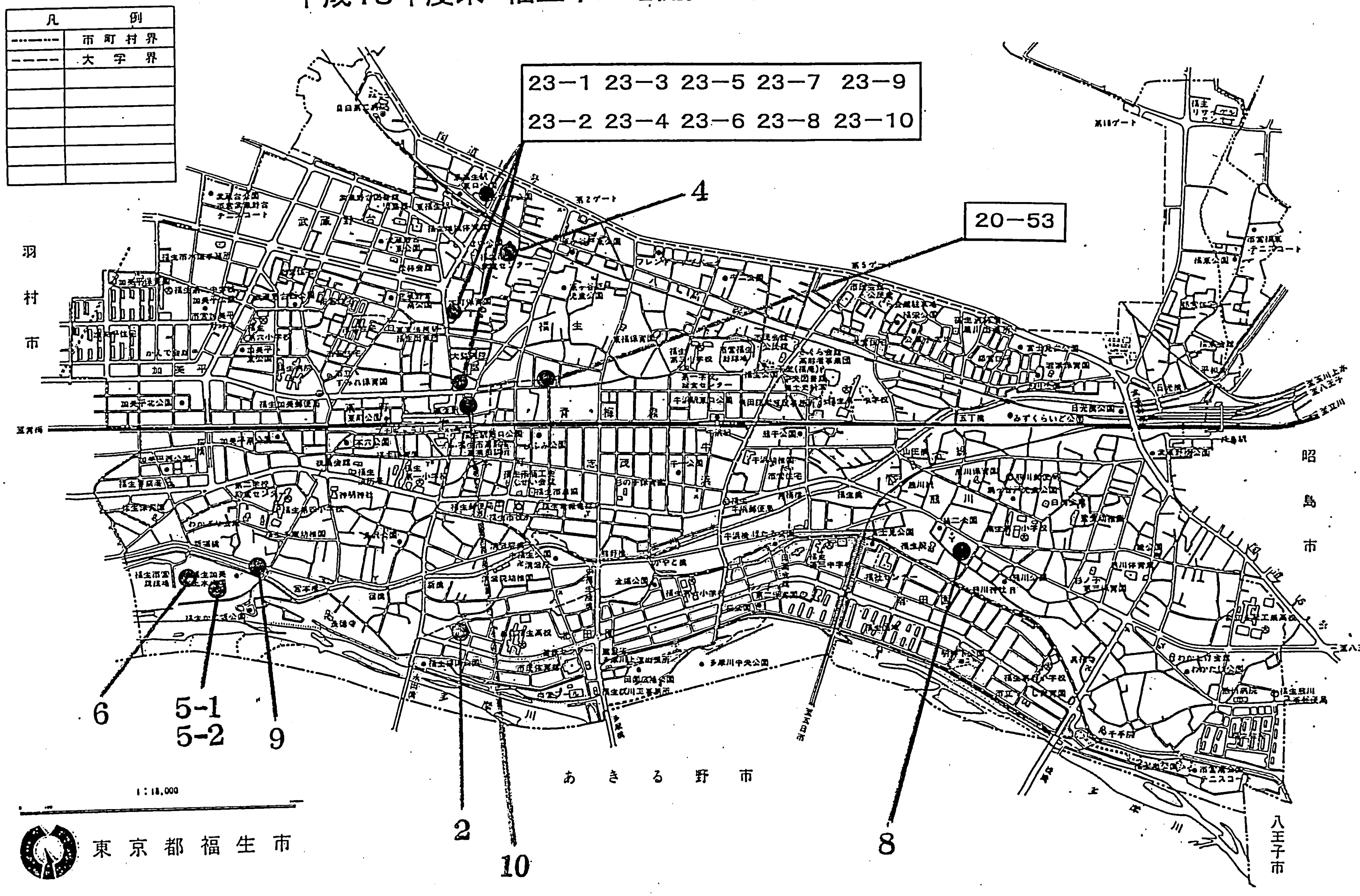

4　監査報告書

平成１９年5月１６日

福生市土地開発公社
理事長　髙橋保雄　様

福生市土地開発公社
監事　宮城眞一
監事　吉野栄喜

平成１８年度福生市土地開発公社決算等の審査意見について

福生市土地開発公社定款第７条第４項の規定により、平成１８年度福生市土地開発公社の決算等について審査した結果、次のとおり意見を付します。

１　審査の期日　　平成１９年5月１６日（水）

２　審査の場所　　新庁舎副市長室

３　審査の対象　　平成１８年度福生市土地開発公社事業報告書、決算報告書及び財務諸表について

４　審査の結果

審査に付された、平成１８年度福生市土地開発公社事業報告書、決算報告書及び財務諸表は、証拠書類と照合した結果、その内容は適法かつ正確であることを認める。

また、福生市土地開発公社の業務内容、経営状態についても、事業の目的に沿って健全に運営されている。

なお、福生市土地開発公社の運営については、地価の下落等、発足時とは異なる状況もあるが、用地の先行取得は公共事業を円滑に推進していくためには欠かせないところでもあり、今後とも用地の新規取得に当たっては福生市の施策に沿って計画的かつ効率的に取り組まれるよう努力されたい。

また、現在所有している土地については、早急に市からの買戻しをしていただくよう努力をするとともに、遺漏のないよう鋭意管理に努められたい。

更に、準備金等についても十分研究し、有効活用を図るよう対処されたい。

平　成　１　９　年　度

福生市土地開発公社事業計画、予算及び資金計画

福　生　市　土　地　開　発　公　社

平成１９年度 福生市土地開発公社事業計画

福生市土地開発公社

別　紙

平成１９年度福生市土地開発公社事業計画

区　分	事業費（千円）	事　　業　　名
土地取得費	63,892	都市計画道路（柳通り）整備事業用地先行取得事業 （ 福生市本町３９の８外　　265.70 ㎡ ）
計	63,892	（　　265.70 ㎡ ）

平 成 １ ９ 年 度 福 生 市 土 地 開 発 公 社 予 算

福 生 市 土 地 開 発 公 社

別　　紙

平成１９年度福生市土地開発公社予算

（総則）

第１条　平成１９年度福生市土地開発公社予算は、次に定めるところによる。

（収入支出予算）

第２条　収入支出予算の総額は、収入支出それぞれ９７，８５３千円と定める。

２　収入支出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第１表収入支出予算」による。

（長期借入金及び債券発行の限度額）

第３条　長期借入金及び債券発行の限度額は、６４，０２１千円と定める。

２　前項の限度額のうち本年度において借入又は発行を行わなかった金額は、翌年度に繰り越して借入れ又は発行することができる。

平成１９年３月２９日

福生市土地開発公社
理事長　　髙　橋　保　雄

第　1　表

収　入　支　出　予　算

（　収　入　）

【単位：千円】

款　項	本年度予算額	前年度予算額	比較増減	説明
1　事業収入	0	16,926	△ 16,926	
1　土地売却収入	0	16,926	△ 16,926	（　㎡　千円） （計　㎡　千円）
2　未収入金収入	0	0	0	
2　借入金	64,021	109,076	△ 45,055	
1　借入金	64,021	109,076	△ 45,055	①　用地先行取得借入分　63,892 千円　②　期末支払利息借入分　129 千円
3　事業外収入	6,052	5,694	358	
1　利息収入	483	127	356	①　定期預金（基本金および剰余金）利息　482 千円　②　普通預金利息　1 千円
2　補助金	2,724	2,722	2	福生市土地開発公社運営費補助金
3　雑収入	2,845	2,845	0	福生駅東口駐車場賃貸料等
4　繰越金	27,780	18,192	9,588	
1　前年度繰越金	27,780	18,192	9,588	
合　計	97,853	149,888	△ 52,035	

（　支　出　）

【単位：千円】

款　　項	本年度予算額	前年度予算額	比 較 増 減	説　　明
1　事　業　費	63,892	108,916	△ 45,024	
1　土地取得費	63,892	108,916	△ 45,024	①　都市計画道路（柳通り）整備事業用地先行取得　（　265.70 ㎡　63,892 千円）
2　宅地造成費	0	0	0	
3　前年度未払金	0	0	0	
2　管　理　費	6,583	6,764	△ 181	
1　一般管理費	6,583	6,764	△ 181	土地測量・鑑定委託料、公課費、職員給料等
3　借入金償還金	0	0	0	
1　借入金償還金	0	0	0	（　㎡　千円）
4　事業外支出	2,898	297	2,601	
1　支払利息	2,898	297	2,601	①　継続借入分に伴う期末支払利息　2,769 千円 ②　年度中借入金償還に伴う期末支払利息　0 千円 ③　新規用地先行取得借入金に伴う期末支払利息　129 千円
5　予　備　費	24,480	33,911	△ 9,431	
1　予　備　費	24,480	33,911	△ 9,431	
合　　計	97,853	149,888	△ 52,035	

平成１９年度 福生市土地開発公社資金計画

福生市土地開発公社

別紙

平成１9年度福生市土地開発公社資金計画

（単位：千円）

区　　分	当年度予定額
受入資金	97,853
1　事業収入	0
2　借入金	64,021
3　事業外収入	6,052
4　繰越金	27,780
支払資金	97,853
1　事業費	63,892
2　管理費	6,583
3　借入金償還金	0
4　事業外支出	2,898
5　予備費	24,480
差引	0

㊞

福福介発第　６５　号
平成１９年５月３１日

福生市議会議長　原島　貞夫　様

福生市長　野　澤　久　人　印

平成１８年度福生市介護保険特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について

このことについて、地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１４６条第２項の規定により、次のとおり報告します。

平成１８年度福生市介護保険特別会計繰越明許費繰越計算書

款	項	事業名	金　額	翌年度繰越額	左の財源内訳		
					既収入特定財源	未収入特定財源	一般財源
			円	円	円	円	円
１総務費	１総務管理費	システム改良委託	1,890,000	1,890,000		945,000	945,000

本会議資料
平成19年6月5日

部署名：市民部保険年金課

平成18年度福生市国民健康保険特別会計決算見込

平成19年5月18日現在

単位：円

歳　入	予算現額 A	収入済額 B	比較 A－B
	5,567,248,000	5,443,371,800	123,876,200
歳　出	予算現額 C	支出済額 D	比較 C－D
	5,567,248,000	5,519,374,110	47,873,890

収入済額 B	5,443,371,800
支出済額 D	5,519,374,110
差　引	△ 76,002,310 (繰上充用金額)

（歳　入）

款	予　算　額	収 入 済 額
1国民健康保険税	1,830,254,000	1,575,558,970
2国庫支出金	1,222,263,000	1,335,047,715
3療養給付費等交付金	1,089,856,000	1,059,735,558
4都支出金	269,237,000	295,259,196
5共同事業交付金	298,921,000	305,259,152
6繰入金	852,884,000	858,812,451
7繰越金	0	0
8諸収入	3,833,000	13,698,758
歳入合計	5,567,248,000	5,443,371,800

（歳　出）

款	予　算　額	支 出 済 額
1総務費	23,152,000	21,590,972
2保険給付費	3,630,422,000	3,602,944,531
3老人保健拠出金	965,145,000	965,144,162
4介護給付費納付金	386,736,000	386,735,554
5共同事業拠出金	334,909,000	321,241,332
6保健事業費	10,516,000	9,656,549
7公債費	227,000	83,249
8諸支出金	8,773,000	7,638,231
9予備費	3,028,000	0
10前年度繰上充用金	204,340,000	204,339,530
歳出合計	5,567,248,000	5,519,374,110

新旧対照表

○ 福生市都市計画税条例の一部改正新旧対照表

本会議資料
平成１９年６月５日

部署名：課税課

改正案	現行	備考
（納税義務者） 第２条　省略 ２　前項の「価格」とは当該土地又は家屋に係る固定資産税の課税標準となるべき価格（法第349条の３第９項から第11項まで、第23項から第28項まで、第30項、第31項、第33項又は第36項から第38項までの規定の適用を受ける土地又は家屋にあっては、その価格にそれぞれ当該各項に定める率を乗じて得た額）をいい前項の「所有者」とは、当該土地又は家屋に係る固定資産税について法第343条において所有者又は所有者とみなされる者をいう。 ３～４　省略 附　則 １６　法附則第15条第2項、第14項、第15項第32項、第34項、第38項、第41項、第42項、第44項、第45項、第47項から第52項まで、第55項若しくは第57項、第15条の2第2項又は第15条の3の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第2条第2項中「又は第36項から第38項まで」とあるのは「若しくは第36項から第38項まで又は法附則第15条から第15条の３まで」とする。 附　則 この条例は、平成19年10月1日から施行する。	（納税義務者） 第２条　省略 ２　前項の「価格」とは当該土地又は家屋に係る固定資産税の課税標準となるべき価格（法第349条の３第９項から第11項まで、第23項から第28項まで、第30項、第31項、第33項、第36項又は第37項の規定の適用を受ける土地又は家屋にあっては、その価格にそれぞれ当該各項に定める率を乗じて得た額）をいい前項の「所有者」とは、当該土地又は家屋に係る固定資産税について法第343条において所有者又は所有者とみなされる者をいう。 ３～４　省略 附　則 １６　法附則第15条第2項、第14項、第15項、第32項、第34項、第38項、第41項、第42項、第44項、第45項、第47項、第48項、第49項、第50項、第51項、第52項又は第55項、第15条の2第2項又は第15条の3の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第2条第2項中「又は第37項」とあるのは「若しくは第37項又は法附則第15条から第15条の3まで」とする。	

本会議資料
平成19年6月5日

○ 福生市国民健康保険条例の一部改正新旧対照表

部署名：市民部保険年金課

改正案	現行	備考
福生市国民健康保険条例 昭和54年12月25日 条例第28号 第1条から第4条　省略 （一部負担金） 第5条　保険医療機関又は保険薬局（以下「保険医療機関等」という。）について療養の給付を受ける被保険者（老人保健法（昭和57年法律第80号）の規定による医療を受けることができる者を除く。以下この条において同じ。）は、その給付を受ける際、次の各号の区分に従い、当該給付に要する費用の額に当該各号に掲げる割合を乗じて得た額を、一部負担金として、当該保険医療機関等に支払わなければならない。 （1）　6歳に達する日以後の最初の3月31日の翌日以後であって、70歳に達する日の属する月以前である場合　100分の30 （2）　6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である場合　100分の20 （3）　70歳に達する日の属する月の翌月以後である場合（次号に掲げる場合を除く。）　100分の20 （4）　70歳に達する日の属する月の翌月以後である場合であって、当該療養の給付を受ける者の属する世帯に属する被保険者（70歳に達する日の属する月の翌月以後である場合に該当する者その他国民健康保険法施行令（昭和33年政令第362号）第27条の2第1項に規定する者に限る。）について同条第2項に規定するところにより算定した所得の額が同条第3項に規定する額以上であるとき　100分の30 附　則 （施行期日） 1　この条例は、平成20年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。 （経過措置） 2　この条例による改正後の福生市国民健康保険条例の規定は、施行日以後に行われる医療に関する給付を受ける場合について適用し、施行日前に行われた医療に関する給付に関する給付を受ける場合については、なお従前の例による。	福生市国民健康保険条例 昭和54年12月25日 条例第28号 第1条から第4条　省略 （一部負担金） 第5条　保険医療機関又は保険薬局（以下「保険医療機関等」という。）について療養の給付を受ける被保険者（老人保健法（昭和57年法律第80号）の規定による医療を受けることができる者を除く。以下この条において同じ。）は、その給付を受ける際、次の各号の区分に従い、当該給付に要する費用の額に当該各号に掲げる割合を乗じて得た額を、一部負担金として、当該保険医療機関等に支払わなければならない。 （1）　3歳に達する日の属する月の翌月以後であって、70歳に達する日の属する月以前である場合　100分の30 （2）　3歳に達する日の属する月以前である場合　100分の20 （3）　70歳に達する日の属する月の翌月以後である場合（次号に掲げる場合を除く。）　100分の10 （4）　70歳に達する日の属する月の翌月以後である場合であって、当該療養の給付を受ける者の属する世帯に属する被保険者（70歳に達する日の属する月の翌月以後である場合に該当する者その他国民健康保険法施行令（昭和33年政令第362号）第27条の2第1項に規定する者に限る。）について同条第2項に規定するところにより算定した所得の額が同条第3項に規定する額以上であるとき　100分の30	自己負担軽減を3歳未満から義務教育就学までに拡大 70歳以上は2割負担

本会議資料
平成19年6月5日

○福生市国民健康保険税条例の一部改正新旧対照表

部署名：市民部保険年金課

改正案	現行	備考
福生市国民健康保険税条例 昭和54年12月25日 条例第29号 第1条から第13条　省略 （国民健康保険税の減額） 第14条　次の各号の一に掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が53万円を超える場合には、53万円）並びに同条第3項本文の介護納付金課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が9万円を超える場合には、9万円）の合算額とする。 （1）　法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が法第314条の2第2項に規定する金額を超えない世帯に係る納税義務者 ア　国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額　被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について15,000円 イ　国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額　1世帯について720円 ウ　介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額　介護納付金課税被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について5,520円 エ　介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額　1世帯について720円 （2）　法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、法第314条の2第2項に規定する金額に被保険者（当該納税義務者を除く。）1人につき地方税法施行令（昭和25年政令第245号）第56条の89第1項に規定する金額を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前号に該当する者を除く。） ア　国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額　被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について10,000円 イ　国民健康保険の被保険者に係る世帯別	福生市国民健康保険税条例 昭和54年12月25日 条例第29号 第1条から第13条　省略 （国民健康保険税の減額） 第14条　次の各号の一に掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が53万円を超える場合には、53万円）並びに同条第3項本文の介護納付金課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が8万円を超える場合には、8万円）の合算額とする。 （1）　法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が法第314条の2第2項に規定する金額を超えない世帯に係る納税義務者 ア　国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額　被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について15,000円 イ　国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額　1世帯について720円 ウ　介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額　介護納付金課税被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について4,200円 エ　介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額　1世帯について720円 （2）　法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、法第314条の2第2項に規定する金額に被保険者（当該納税義務者を除く。）1人につき地方税法施行令（昭和25年政令第245号）第56条の89第1項に規定する金額を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前号に該当する者を除く。） ア　国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額　被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について10,000円 イ　国民健康保険の被保険者に係る世帯別	第9条の規定による介護納付金均等割額9,200円の6割

平等割額　1世帯について480円 ウ　介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額　介護納付金課税被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について3,680円 エ　介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額　1世帯について480円	平等割額　1世帯について480円 ウ　介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額　介護納付金課税被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について2,800円 エ　介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額　1世帯について480円	第9条の規定による介護納付金均等割額9,200円の4割
第15条から第19条　省略	第15条から第19条　省略	
（施行期日） 1　この条例は、公布の日から施行する。 （経過措置） 2　この条例による改正後の福生市国民健康保険税条例の規定は、平成19年度以後の年度分の国民健康保険税から適用し、平成18年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。		

本会議資料
平成19年6月5日

東福生駅前転倒事故賠償額内訳

医療費	大聖病院	16,790	初診料含む4日分
	福生病院	168,130	入院費8日間(H18.12.6～12.13)
		36,880	整形外科、リハビリ科　32日分
	福生薬局	2,470	2日分
	小　計	224,270	
慰謝料		180,600	4,200円(自賠責保険基準額)×43日分 ※1
休業補償		866,632	代替労働賃金※2　1月分　250,000円
			250,000円÷30日＝8,333円(1日分)
			8,333円×104日※3＝866,632円
合　計		1,271,502	

※1　12月4日に、大聖病院と福生病院の両方に行っているため、日数を1日としたため43日分とした。

※2　本人は役員あつかいとなっているため、休業補償は出ませんが、本人が仕事をしないと営業ができないため、代わりに従業員を雇用した賃金分です。

※3　休業補償日数計算(平成18年11月25日～平成19年3月8日まで)

11月	6 日
12月	31 日
1月	31 日
2月	28 日
3月	8 日
計	104 日

平成19年第2回定例会会期日程(案)

(会期18日間)

月	日	曜	種　　別	内　　容
6	5	火	本　会　議	一般質問
	6	水	本　会　議	
	7	木	本　会　議	
	8	金	本　会　議	議案審議
	9	土	休　　会	
	10	(日)	〃	
	11	月	〃	
	12	火	〃	建設環境委員会　A10
	13	水	〃	市民厚生委員会　A10
	14	木	〃	総務文教委員会　A10
	15	金	〃	横田基地対策特別委員会　A10
	16	土	〃	
	17	(日)	〃	
	18	月	〃	
	19	火	〃	庁舎建設特別委員会　A10
	20	水	〃	議会運営委員会　A10
	21	木	〃	
	22	金	本　会　議	審査報告

一　般　質　問

平成19年第２回福生市議会定例会

通　告　者	質　問　内　容	時　間
1 増　田　俊　一	1　救急救命活動について （1）その後のＡＥＤ（自動体外式除細動器）設置状況と普及啓発等について （2）設置場所の管理について （3）貸し出しについて 2　これからの市立公園の整備と管理のあり方について （1）市内にある市立公園等について、どのように捉え、どのように考えるか。	１時間
2 大　野　　聰	1　児童の健全育成行政について （1）児童館の指定管理者制度移行後の運営状況等について （2）子ども家庭支援センターの運営について （3）（仮称）「ふっさっ子の広場」の実施について 2　安全安心まちづくり施策について （1）安全安心まちづくり活動の現状について （2）今後の方向性について	１時間
3 田　村　昌　巳	1　福生市中央体育館のバリアフリーについて 2　福生市商工会館（地域会館としてのもくせい会館）のバリアフリーについて 3　圏央道（首都圏中央連絡道路）による福生市への影響について	１時間
4 阿　南　育　子	1　生活交通対策について （1）コミュニティバスの導入について 2　児童館について （1）指定管理者制度の導入後の状況について 3　防災計画について （1）非常時のトイレの確保について 4　中学校ランチルームについて （1）利用状況について （2）問題点について	１時間 １０分
5 堀　雄　一　朗	1　福祉交通網の整備について （1）市内循環バス導入基礎調査の市民周知について （2）福祉交通網検討の進捗状況について	１時間 ３０分

通　告　者	質　問　内　容	時　間
	2　放課後児童対策について （1）文部科学省の補助事業「放課後子ども教室推進事業」の進捗状況について （2）児童生徒の見守りや育成、現在のボランティア活動の状況について （3）学童クラブとの関係とあり方について 3　公園整備について （1）現在の公園整備状況と今後の計画について （2）公園ボランティアの活動状況について 4　拝島駅北口周辺の整備について （1）交通渋滞の解消について （2）交番設置要望の進捗状況について （3）スーパー防犯灯の整備について	
6 田　村　正　秋	1　横田基地について （1）軍民共用について （2）市民交流事業について （3）燃料漏れ事故について 2　学校教育について （1）小学校の施設について （2）スクールゾーンについて ア　四小周辺のスクールゾーンについて イ　他校の導入の現状について	1時間
7 原　田　　剛	1　ドクターヘリについて （1）配備の取り組みについて （2）ヘリポートについて 2　スポーツ施設について （1）利用申し込みの簡素化について （2）登録団体について 3　喫煙について （1）若年者の喫煙に対する指導について （2）喫煙マナーアップキャンペーンについて 4　介護支援について （1）介護保険以外の高齢者福祉サービスの利用状況について （2）地域包括支援センターについて	1時間 30分
8 乙　津　豊　彦	1　歩行者に対する安全対策について （1）市民の生活路に対する具体的な安全対策について （2）通学路に対する具体的な安全対策について 2　高齢者対策について （1）孤独死について （2）市の考え、今後の取り組みについて	1時間

通　告　者	質　問　内　容	時　間
9 清　水　義　朋	1　環境基本計画について （1）現状の進捗状況について （2）計画の見直しについて 2　熊川分水について （1）熊川分水は、福生市の中ではどのように位置づけられているか （2）保存、保全に向けた対応について	４０分
10 末　次　和　夫	1　都市基盤整備について （1）都市計画道路３・４・２号線（志茂中央線）について （2）都市計画道路３・３・３０号線（武蔵野工業線、産業道路）について （3）牛浜駅のバリアフリー化について 2　町会、自治会について	１時間
11 杉　山　行　男	1　福生市のホームページについて （1）ホームページのセキュリティー対策について （2）ホームページの内容について （3）ホームページのバナー広告について	１時間
12 青　海　俊　伯	1　妊産婦健診の無料化拡充について （1）厚生労働省の動向の認識について （2）近隣他市の状況について （3）今後の方向性について 2　高齢者ガイドブックについて （1）横断的な情報提供について （2）相互互恵の仕組みづくりについて （3）高齢者ガイドブック（シルバー・ガイドブック）の作成について 3　心のバリアフリーについて （1）小中学校における障害者教育の現状について （2）総合的学習と心のバリアフリーについて 4　ＩＴ化・事務合理化について （1）項目別進捗状況について （2）総合窓口について （3）文書管理システムについて	１時間 ３０分
13 髙　橋　章　夫	1　商店街振興について （1）国道１６号線の駐車について （2）商店街組合等での空き地の駐車場利用について 2　福祉交通網について	４５分

通　告　者	質　問　内　容	時　間
14 羽　場　　茂	1　都市基盤整備について （1）ＪＲ、牛浜駅のバリアフリー化について 2　高齢者福祉について （1）高齢者単独世帯の見守り対策について （2）入浴サービス等の祝祭日の対応について 3　教育行政について （1）学力向上、不登校対策の今年度の取り組みについて （2）大学生による相談員の活用について	４５分
15 大　野　悦　子	1　農について （1）花いっぱい運動について （2）福生市の「農」の現状とこれからを考える （3）緑化について ア　公園の緑化についての考え方 イ　除草の業者委託について	３０分
16 加　藤　育　男	1　市民と行政の協働について （1）協働事業における成果と課題について （2）協働事業における今後の取り組みについて 2　教育行政について （1）教育行政における市民との協働について （2）中学校ランチルームについて	１時間
17 小野沢　　久	1　子育て支援策について （1）病後児保育の実施準備状況について （2）仮称「ふっさっ子の広場」の取り組み状況について 2　環境にやさしい行政推進について （1）環境マネジメント１４００１の認証取り組み等について （2）福生市地球温暖化対策実行計画の達成度等について （3）グリーン購入の推進状況について 3　自転車利用者のモラル向上について （1）安全運転の指導及びＰＲ等について （2）歩道通行やサイクリングロード等の安全対策について 4　都市基盤整備について （1）法務局周辺の交通改善について （2）北田園１丁目地区と体育館側を結ぶ地下通路の設置について	１時間 ２０分

通　告　者	質　問　内　容	時　間
18 串　田　金　八	1　合同水防演習について （1）水防隊・救助隊の出動要請について （2）水防工法について （3）福生市防災マップ、多摩川洪水ハザードマップについて 2　商店街の活性化について （1）福生市商工会グランドデザインについて （2）商店街に対する東京都の補助金について （3）七夕まつりのことしの目玉は	４５分
19 奥　富　喜　一	1　お年寄りに生活支援手当を支給することについて 2　小中学生の医療費を無料化にすることについて 3　市内循環バスの早期運行について 4　道路、公共施設のバリアフリーについて （1）西友自転車駐輪場出入り口付近の段差解消について （2）本町踏切内の凸凹改善の見通しについて 5　安否確認も兼ねた市職員によるごみ収集について	１時間 ３０分

議会運営委員会資料

委　員　会　付　託　件　名　表

平成19年６月５日第２回福生市議会定例会

付託委員会名	議案（請願・陳情）番号	付　託　件　名
総務文教委員会	議案第38号	福生市議会議員及び福生市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例
	議案第39号	福生市都市計画税条例の一部を改正する条例
	議案第42号	福生市営住宅条例の一部を改正する条例
	議案第43号	平成19年度福生市一般会計補正予算（第１号）（歳入及び歳出予算のうち総務文教委員会所管分）
	議案第47号	損害賠償額の決定について
建設環境委員会	議案第43号	平成19年度福生市一般会計補正予算（第１号）（歳出予算のうち建設環境委員会所管分）
	議案第45号	平成19年度福生市下水道事業会計補正予算（第１号）
	議案第46号	昭島市の公の施設の設置に関する協議について
市民厚生委員会	議案第40号	福生市国民健康保険条例の一部を改正する条例
	議案第41号	福生市国民健康保険税条例の一部を改正する条例
	議案第44号	平成19年度福生市老人保健医療特別会計補正予算（第１号）
	陳情第19－１号	「駐留軍関係離職者等臨時措置法」の延長に関する陳情書